

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
	目 次	目 次	
	第3章 防災組織 (略)	第3章 防災組織 (略)	内容修正に伴う 頁の修正
目次 2	第4節 気象業務に関する計画 ..... 4 3 1 気象業務組織 ..... 4 3 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報 ..... 4 3 3 異常現象を発見した者の措置等 ..... 4 8 (略)	第4節 気象業務に関する計画 ..... 4 2 1 気象業務組織 ..... 4 2 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報 ..... 4 3 3 異常現象を発見した者の措置等 ..... 4 9 (略)	
	第4章 災害予防計画 (略)	第4章 災害予防計画 (略)	地震災害対策編 との標記の統一
目次 4	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 ..... 6 3 (略)	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 ..... 6 3 (略)	
	第15節 土砂災害の予防計画 ..... 9 5 (略)	第15節 土砂災害予防計画 ..... 9 5 (略)	表記の修正
	第5章 災害応急対策計画 (略)	第5章 災害応急対策計画 (略)	
	第5節 避難対策計画 (略)	第5節 避難対策計画 (略)	
目次 5	4 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報及び避難準備・高齢者等避難開始の周知 1 3 7 (略)	4 避難指示等の周知 ..... 1 3 7 (略)	防災基本計画の 修正に伴う修正
	14 警戒区域の設定 ..... 1 4 2	14 警戒区域の設定 ..... 1 4 2	
	15 広域一時滞在 ..... 1 4 2-1 (略)	15 広域避難 ..... 1 4 2-1 16 広域一時滞在 ..... 1 4 2-2 (略)	記載の追加に伴 う修正
	第7節 災害警備計画 (略)	第7節 災害警備計画 (略)	
	3 災害発生時の警察活動 ..... 1 4 5 (略)	3 災害時の警察活動 ..... 1 4 5 (略)	防災基本計画の 修正に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
目次 11	<p>第7章 事故災害対策計画 (略)</p> <p><u>新設</u></p>	<p>第7章 事故災害対策計画 (略)</p> <p><u>第7節 大規模停電災害対策計画</u> ..... <u>265</u></p> <p><u>1 基本方針</u> ..... <u>265</u></p> <p><u>2 災害予防</u> ..... <u>265</u></p> <p><u>3 災害応急対策</u> ..... <u>266</u></p> <p><u>4 災害広報</u> ..... <u>266</u></p> <p><u>5 応急活動体制</u> ..... <u>266</u></p> <p><u>6 消防活動</u> ..... <u>267</u></p> <p><u>7 医療救護活動</u> ..... <u>267</u></p> <p><u>8 交通対策</u> ..... <u>267</u></p> <p><u>9 避難所対策</u> ..... <u>267</u></p> <p><u>10 応急電力対策</u> ..... <u>267</u></p> <p><u>11 給水対策</u> ..... <u>268</u></p> <p><u>12 石油類燃料の供給対策</u> ..... <u>268</u></p> <p><u>13 防犯対策</u> ..... <u>268</u></p> <p><u>14 自衛隊派遣要請</u> ..... <u>268</u></p> <p><u>15 広域心援</u> ..... <u>268</u></p>	大規模停電災害 対策計画の新設 に伴い追加
	<p>第8章 災害復旧計画</p> <p>1 実施責任者 ..... <u>265</u></p> <p>2 復旧事業計画の概要 ..... <u>265</u></p> <p>3 災害復旧予算措置 ..... <u>265</u></p> <p>4 激甚災害 ..... <u>265</u></p>	<p>第8章 災害復旧計画</p> <p>1 実施責任者 ..... <u>269</u></p> <p>2 復旧事業計画の概要 ..... <u>269</u></p> <p>3 災害復旧予算措置 ..... <u>269</u></p> <p>4 激甚災害 ..... <u>269</u></p>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																														
P1	<p><b>第1章 総 則</b> 第3節 計画の効果的促進</p> <p>(略)</p> <p>また、<b>災害発生時</b>は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	<p><b>第1章 総 則</b> 第3節 計画の効果的促進</p> <p>(略)</p> <p>また、<b>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</b>は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																																																														
P6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(一社) 帯広社会福祉協議会</td> <td>①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	(一社) 帯広社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(福) 帯広社会福祉協議会</td> <td>①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	(福) 帯広社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。	(略)	(略)	<p>誤記の修正</p>																																																														
機関名	事 務 又 は 業 務																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(一社) 帯広社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。																																																																																
(略)	(略)																																																																																
機関名	事 務 又 は 業 務																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(福) 帯広社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。																																																																																
(略)	(略)																																																																																
P9-1	<p><b>第2章 帯広市の概況</b> 第1節 自然条件</p> <p>(略)</p> <p>3 気象 (1) 概況</p> <p>(略)</p> <p>大陸的気候の特徴で寒暑の差は国内トップクラスである。年平均気温の差は<b>10.4</b>℃、(年平均最高気温<b>12.2</b>℃、最低気温<b>1.8</b>℃)、明治28年3月22日には35.7℃(最高気温8.5℃、最低気温-27.2℃)の驚異的な差になった。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第2章 帯広市の概況</b> 第1節 自然条件</p> <p>(略)</p> <p>3 気象 (1) 概況</p> <p>(略)</p> <p>大陸的気候の特徴で寒暑の差は国内トップクラスである。年平均気温の差は<b>10.6</b>℃、(年平均最高気温<b>13.9</b>℃、最低気温<b>3.3</b>℃、令和2年)、明治28年3月22日には35.7℃(最高気温8.5℃、最低気温-27.2℃)の驚異的な差になった。</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>																																																																														
P9-2	<p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">総降水量 (mm)</th> <th rowspan="2">最深積雪 (cm)</th> <th rowspan="2">日照時間 (時間)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元</td> <td>7.9</td> <td>38.8</td> <td>-24.5</td> <td>72</td> <td>778.0</td> <td>33</td> <td>2152.6</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>8.1</td> <td>35.8</td> <td>-22.4</td> <td>74</td> <td>716.0</td> <td>78</td> <td>2011.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td><b>R3</b></td> <td><b>8.2</b></td> <td><b>37.1</b></td> <td><b>-21.5</b></td> <td><b>74</b></td> <td><b>1002.5</b></td> <td><b>67</b></td> <td><b>2085.0</b></td> <td><b>2.0</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	平均気温	最高気温	最低気温	R元	7.9	38.8	-24.5	72	778.0	33	2152.6	2.2	R2	8.1	35.8	-22.4	74	716.0	78	2011.7	1.9	<b>R3</b>	<b>8.2</b>	<b>37.1</b>	<b>-21.5</b>	<b>74</b>	<b>1002.5</b>	<b>67</b>	<b>2085.0</b>	<b>2.0</b>	<p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">総降水量 (mm)</th> <th rowspan="2">最深積雪 (cm)</th> <th rowspan="2">日照時間 (時間)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元</td> <td>7.9</td> <td>38.8</td> <td>-24.5</td> <td>72</td> <td>778.0</td> <td>33</td> <td>2152.6</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>8.1</td> <td>35.8</td> <td>-22.4</td> <td>74</td> <td>716.0</td> <td>78</td> <td>2011.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td><b>R3</b></td> <td><b>8.2</b></td> <td><b>37.1</b></td> <td><b>-21.5</b></td> <td><b>74</b></td> <td><b>1002.5</b></td> <td><b>67</b></td> <td><b>2085.0</b></td> <td><b>2.0</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	平均気温	最高気温	最低気温	R元	7.9	38.8	-24.5	72	778.0	33	2152.6	2.2	R2	8.1	35.8	-22.4	74	716.0	78	2011.7	1.9	<b>R3</b>	<b>8.2</b>	<b>37.1</b>	<b>-21.5</b>	<b>74</b>	<b>1002.5</b>	<b>67</b>	<b>2085.0</b>	<b>2.0</b>	
年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)						最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)																																																																				
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																														
R元	7.9	38.8	-24.5	72	778.0	33	2152.6	2.2																																																																									
R2	8.1	35.8	-22.4	74	716.0	78	2011.7	1.9																																																																									
<b>R3</b>	<b>8.2</b>	<b>37.1</b>	<b>-21.5</b>	<b>74</b>	<b>1002.5</b>	<b>67</b>	<b>2085.0</b>	<b>2.0</b>																																																																									
年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)																																																																									
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																														
R元	7.9	38.8	-24.5	72	778.0	33	2152.6	2.2																																																																									
R2	8.1	35.8	-22.4	74	716.0	78	2011.7	1.9																																																																									
<b>R3</b>	<b>8.2</b>	<b>37.1</b>	<b>-21.5</b>	<b>74</b>	<b>1002.5</b>	<b>67</b>	<b>2085.0</b>	<b>2.0</b>																																																																									

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																					
P12	<p>第2節 災害の概況</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="210 240 1068 448"> <tr> <td data-bbox="210 240 405 448">平成30年3月1日</td> <td data-bbox="405 240 1068 448">大雪害。帯広観測所における総降雪量は47cmとなり、3月としては観測史上6位。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。積雪によりD型ハウスなどの営農施設11件やトラクター等の営農機械7台に被害。また、市内各地での通行止めや交通渋滞に加え、JRや路線バス、タクシーの運行停止など、交通網が機能停止したことにより帰宅困難となった市民等を受け入れるため、市役所11階を一時休憩所として開放。翌朝まで宿泊した方も含め、6名が利用。</td> </tr> </table>	平成30年3月1日	大雪害。帯広観測所における総降雪量は47cmとなり、3月としては観測史上6位。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。積雪によりD型ハウスなどの営農施設11件やトラクター等の営農機械7台に被害。また、市内各地での通行止めや交通渋滞に加え、JRや路線バス、タクシーの運行停止など、交通網が機能停止したことにより帰宅困難となった市民等を受け入れるため、市役所11階を一時休憩所として開放。翌朝まで宿泊した方も含め、6名が利用。	<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1117 240 1975 799"> <tr> <td data-bbox="1117 240 1312 448">平成30年3月1日</td> <td data-bbox="1312 240 1975 448">大雪害。帯広観測所における総降雪量は47cmとなり、3月としては観測史上6位。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。積雪によりD型ハウスなどの営農施設11件やトラクター等の営農機械7台に被害。また、市内各地での通行止めや交通渋滞に加え、JRや路線バス、タクシーの運行停止など、交通網が機能停止したことにより帰宅困難となった市民等を受け入れるため、市役所11階を一時休憩所として開放。翌朝まで宿泊した方も含め、6名が利用。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 448 1312 687">令和3年12月1～2日</td> <td data-bbox="1312 448 1975 687"><u>強風害。日本海北部の低気圧が急速に発達しながらサハリン付近に進み、南にのびる前線が北海道を通過。1日夕方から南西の風が急に強まり、帯広空港で最大瞬間風速25.7m/sを観測。2008年からの統計期間で第1位の値を記録した。また、倒木等により同時刻から停電が発生し、農村部を中心に最大約2150戸が影響を受けた。1日に帯広の森体育館、2日に大正農業者トレーニングセンター、川西中学校を避難所として開設し2名が利用。倒木被害73件、建物被害21件、農業施設（ビニルハウス、牛舎等）被害668件、転倒等による人的被害3件。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 687 1312 799">令和4年1月11～12日</td> <td data-bbox="1312 687 1975 799"><u>大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。</u></td> </tr> </table>	平成30年3月1日	大雪害。帯広観測所における総降雪量は47cmとなり、3月としては観測史上6位。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。積雪によりD型ハウスなどの営農施設11件やトラクター等の営農機械7台に被害。また、市内各地での通行止めや交通渋滞に加え、JRや路線バス、タクシーの運行停止など、交通網が機能停止したことにより帰宅困難となった市民等を受け入れるため、市役所11階を一時休憩所として開放。翌朝まで宿泊した方も含め、6名が利用。	令和3年12月1～2日	<u>強風害。日本海北部の低気圧が急速に発達しながらサハリン付近に進み、南にのびる前線が北海道を通過。1日夕方から南西の風が急に強まり、帯広空港で最大瞬間風速25.7m/sを観測。2008年からの統計期間で第1位の値を記録した。また、倒木等により同時刻から停電が発生し、農村部を中心に最大約2150戸が影響を受けた。1日に帯広の森体育館、2日に大正農業者トレーニングセンター、川西中学校を避難所として開設し2名が利用。倒木被害73件、建物被害21件、農業施設（ビニルハウス、牛舎等）被害668件、転倒等による人的被害3件。</u>	令和4年1月11～12日	<u>大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。</u>	時点修正																																													
平成30年3月1日	大雪害。帯広観測所における総降雪量は47cmとなり、3月としては観測史上6位。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。積雪によりD型ハウスなどの営農施設11件やトラクター等の営農機械7台に被害。また、市内各地での通行止めや交通渋滞に加え、JRや路線バス、タクシーの運行停止など、交通網が機能停止したことにより帰宅困難となった市民等を受け入れるため、市役所11階を一時休憩所として開放。翌朝まで宿泊した方も含め、6名が利用。																																																							
平成30年3月1日	大雪害。帯広観測所における総降雪量は47cmとなり、3月としては観測史上6位。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。積雪によりD型ハウスなどの営農施設11件やトラクター等の営農機械7台に被害。また、市内各地での通行止めや交通渋滞に加え、JRや路線バス、タクシーの運行停止など、交通網が機能停止したことにより帰宅困難となった市民等を受け入れるため、市役所11階を一時休憩所として開放。翌朝まで宿泊した方も含め、6名が利用。																																																							
令和3年12月1～2日	<u>強風害。日本海北部の低気圧が急速に発達しながらサハリン付近に進み、南にのびる前線が北海道を通過。1日夕方から南西の風が急に強まり、帯広空港で最大瞬間風速25.7m/sを観測。2008年からの統計期間で第1位の値を記録した。また、倒木等により同時刻から停電が発生し、農村部を中心に最大約2150戸が影響を受けた。1日に帯広の森体育館、2日に大正農業者トレーニングセンター、川西中学校を避難所として開設し2名が利用。倒木被害73件、建物被害21件、農業施設（ビニルハウス、牛舎等）被害668件、転倒等による人的被害3件。</u>																																																							
令和4年1月11～12日	<u>大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。</u>																																																							
P33	<p>第3章 防災組織</p> <p>第3節 帯広市災害対策本部 別表2</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="197 970 1072 1090"> <tr> <td data-bbox="197 970 371 1090">経済部</td> <td data-bbox="371 970 546 1090">経済部長</td> <td data-bbox="546 970 721 1090">商工班</td> <td data-bbox="721 970 896 1090">経済企画課長</td> <td data-bbox="896 970 1072 1090">経済企画課 商業労働課 観光交流課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="546 1058 721 1090">空港班</td> <td data-bbox="721 1058 896 1090">観光交流課長</td> <td data-bbox="896 1058 1072 1090">観光交流課</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="210 1121 1072 1366"> <tr> <td data-bbox="210 1121 322 1366" rowspan="4">上下水道部</td> <td data-bbox="322 1121 488 1366" rowspan="4">上下水道部長</td> <td data-bbox="488 1121 721 1169">総務班</td> <td data-bbox="721 1121 896 1169">総務課長</td> <td data-bbox="896 1121 1072 1169">総務課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1169 721 1233">水道施設班 (給水班)</td> <td data-bbox="721 1169 896 1233">水道課長</td> <td data-bbox="896 1169 1072 1233">水道課 料金課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1233 721 1297">水道施設班 (施設修繕班)</td> <td data-bbox="721 1233 896 1297">水道課長 水道課場長</td> <td data-bbox="896 1233 1072 1297">水道課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1297 721 1366">下水道施設班</td> <td data-bbox="721 1297 896 1366">下水道課長 <b>下水道課場長</b></td> <td data-bbox="896 1297 1072 1366">下水道課</td> </tr> </table>	経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課			空港班	観光交流課長	観光交流課	上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課	水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課 料金課	水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課	下水道施設班	下水道課長 <b>下水道課場長</b>	下水道課	<p>第3章 防災組織</p> <p>第3節 帯広市災害対策本部 別表2</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1104 970 1984 1121"> <tr> <td data-bbox="1104 970 1279 1121">経済部</td> <td data-bbox="1279 970 1453 1121">経済部長</td> <td data-bbox="1453 970 1628 1058">商工班</td> <td data-bbox="1628 970 1803 1058">経済企画課長</td> <td data-bbox="1803 970 1984 1058">経済企画課 商業労働課 観光交流課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1453 1058 1628 1090">空港班</td> <td data-bbox="1628 1058 1803 1090">観光交流課長</td> <td data-bbox="1803 1058 1984 1090">観光交流課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1453 1090 1628 1121"><b>第4救護班</b></td> <td data-bbox="1628 1090 1803 1121"><b>観光交流課長</b></td> <td data-bbox="1803 1090 1984 1121"><b>観光交流課</b></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1117 1153 1984 1377"> <tr> <td data-bbox="1117 1153 1229 1377" rowspan="4">上下水道部</td> <td data-bbox="1229 1153 1395 1377" rowspan="4">上下水道部長</td> <td data-bbox="1395 1153 1628 1201">総務班</td> <td data-bbox="1628 1153 1803 1201">総務課長</td> <td data-bbox="1803 1153 1984 1201">総務課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1395 1201 1628 1265">水道施設班 (給水班)</td> <td data-bbox="1628 1201 1803 1265">水道課長</td> <td data-bbox="1803 1201 1984 1265">水道課 料金課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1395 1265 1628 1329">水道施設班 (施設修繕班)</td> <td data-bbox="1628 1265 1803 1329">水道課長 水道課場長</td> <td data-bbox="1803 1265 1984 1329">水道課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1395 1329 1628 1377">下水道施設班</td> <td data-bbox="1628 1329 1803 1377">下水道課長</td> <td data-bbox="1803 1329 1984 1377">下水道課</td> </tr> </table>	経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課			空港班	観光交流課長	観光交流課			<b>第4救護班</b>	<b>観光交流課長</b>	<b>観光交流課</b>	上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課	水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課 料金課	水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課	下水道施設班	下水道課長	下水道課	外国人対応のための追加  R3.4.1より下水道課場長のポストを廃止
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課																																																				
		空港班	観光交流課長	観光交流課																																																				
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課																																																				
		水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課 料金課																																																				
		水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課																																																				
		下水道施設班	下水道課長 <b>下水道課場長</b>	下水道課																																																				
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課																																																				
		空港班	観光交流課長	観光交流課																																																				
		<b>第4救護班</b>	<b>観光交流課長</b>	<b>観光交流課</b>																																																				
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課																																																				
		水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課 料金課																																																				
		水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課																																																				
		下水道施設班	下水道課長	下水道課																																																				



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																			
P43	2 気象等に関する特別警報・警報・注意報 <u>及び火災気象通報</u> 気象等に関する特別警報・警報・注意報 <u>並びに火災気象通報</u> の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号) <u>の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・</u> <u>注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。</u>	2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、 <u>土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報</u> 及び火災気象通報 気象等に関する特別警報・警報・注意報、 <u>土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報</u> 並びに火災気象通報 の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、 <u>及び土砂災害警戒区域等における土砂災害</u> <u>防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)</u> <u>の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・</u> <u>注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。</u>	防災気象情報及びその根拠法の追記  気象庁が推奨する標準的な記載例にならって修正																			
P44	(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 ア 種類及び発表基準 ア) 気象等に関する特別警報 <u>警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。</u>	(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 ア 種類及び発表基準 ア) 気象等に関する特別警報 <u>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</u>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td><u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td><u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td><u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u></td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</u>	暴風	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</u>	暴風雪	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u>	大雪	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td><u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td><u>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u></td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td><u>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</u></td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td><u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u></td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨特別警報	<u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	暴風特別警報	<u>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>	暴風雪特別警報	<u>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</u>	大雪特別警報	<u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>
現象の種類	基準																					
大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</u>																					
暴風	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</u>																					
暴風雪	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u>																					
大雪	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u>																					
現象の種類	基準																					
大雨特別警報	<u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																					
暴風特別警報	<u>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>																					
暴風雪特別警報	<u>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</u>																					
大雪特別警報	<u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>																					
	(イ) 気象警報の種類 (発表基準は別表参照)	(イ) 気象警報の種類 (発表基準は別表参照)																				
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による<u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	大雨警報	大雨による <u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨により<u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	大雨警報	大雨により <u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	(略)	(略)								
(略)	(略)																					
大雨警報	大雨による <u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。</u>																					
(略)	(略)																					
(略)	(略)																					
大雨警報	大雨により <u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																					
(略)	(略)																					



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

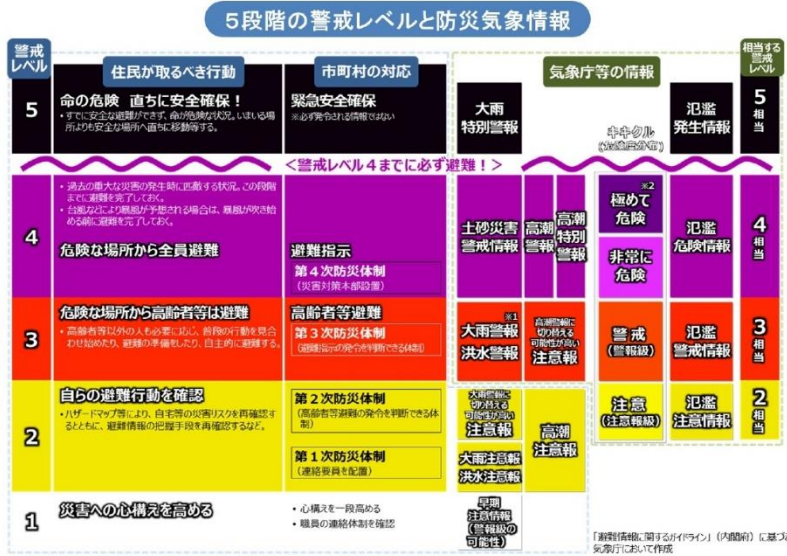
頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																												
P44	<p>(ウ) 気象注意報の種類（発表基準は別表参照）</p> <table border="1" data-bbox="197 217 1059 627"> <tr> <td data-bbox="197 217 342 248">(略)</td> <td data-bbox="342 217 1059 248">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 248 342 331">大雨注意報</td> <td data-bbox="342 248 1059 331">大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 331 342 363">(略)</td> <td data-bbox="342 331 1059 363">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 363 342 446">着雪注意報</td> <td data-bbox="342 363 1059 446">著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体<u>など</u>への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 446 342 478">(略)</td> <td data-bbox="342 446 1059 478">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 478 342 561">低温注意報</td> <td data-bbox="342 478 1059 561">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>低温のために農作物などに著しい被害が発生したり</u>、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の<u>起こる</u>おそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 561 342 627">融雪注意報</td> <td data-bbox="342 561 1059 627">融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>浸水</u>、<u>土砂災害</u><u>など</u>の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> </table>	(略)	(略)	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。_____	(略)	(略)	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 <u>など</u> への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	(略)	(略)	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>低温のために農作物などに著しい被害が発生したり</u> 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の <u>起こる</u> おそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水</u> 、 <u>土砂災害</u> <u>など</u> の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	<p>(ウ) 気象注意報の種類（発表基準は別表参照）</p> <table border="1" data-bbox="1104 217 1966 627"> <tr> <td data-bbox="1104 217 1249 248">(略)</td> <td data-bbox="1249 217 1966 248">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 248 1249 331">大雨注意報</td> <td data-bbox="1249 248 1966 331">大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 331 1249 363">(略)</td> <td data-bbox="1249 331 1966 363">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 363 1249 446">着雪注意報</td> <td data-bbox="1249 363 1966 446">著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体<u>等</u>への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 446 1249 478">(略)</td> <td data-bbox="1249 446 1966 478">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 478 1249 561">低温注意報</td> <td data-bbox="1249 478 1966 561">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>低温による農作物への著しい被害や</u>、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が<u>発生する</u>おそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 561 1249 627">融雪注意報</td> <td data-bbox="1249 561 1966 627">融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>浸水</u>、<u>土砂災害</u><u>等</u>の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> </table>	(略)	(略)	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	(略)	(略)	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 <u>等</u> への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	(略)	(略)	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>低温による農作物への著しい被害や</u> 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が <u>発生する</u> おそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水</u> 、 <u>土砂災害</u> <u>等</u> の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	<p>気象庁が推奨する標準的な記載例にならった修正等</p>
(略)	(略)																														
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。_____																														
(略)	(略)																														
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 <u>など</u> への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																														
(略)	(略)																														
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>低温のために農作物などに著しい被害が発生したり</u> 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の <u>起こる</u> おそれがあるときに発表される。																														
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水</u> 、 <u>土砂災害</u> <u>など</u> の災害が発生するおそれがあるときに発表される。																														
(略)	(略)																														
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																														
(略)	(略)																														
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 <u>等</u> への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																														
(略)	(略)																														
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>低温による農作物への著しい被害や</u> 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が <u>発生する</u> おそれがあるときに発表される。																														
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水</u> 、 <u>土砂災害</u> <u>等</u> の災害が発生するおそれがあるときに発表される。																														
P45	<p>(カ) 洪水警報及び注意報（発表基準は別表参照）</p> <table border="1" data-bbox="197 683 1059 826"> <tr> <td data-bbox="197 683 342 766">洪水警報</td> <td data-bbox="342 683 1059 766">河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 766 342 826">洪水注意報</td> <td data-bbox="342 766 1059 826">河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </table>	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>(カ) 洪水警報及び注意報（発表基準は別表参照）</p> <table border="1" data-bbox="1104 683 1966 882"> <tr> <td data-bbox="1104 683 1249 766">洪水警報</td> <td data-bbox="1249 683 1966 766">河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 766 1249 882">洪水注意報</td> <td data-bbox="1249 766 1966 882">河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> </table>	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																					
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>																														
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																														
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																														
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																														
P46	<p>(ク) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・<u>避難指示</u>等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、十勝総合振興局と釧路地方気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。</p> <p>(ケ) 指定河川洪水予報（水位の基準地点は別表参照）</p> <p>河川が増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。<u>帯広開発建設部と釧路地方気象台が共同で作成し、指定した河川ごとに発表する。</u></p>	<p>(ク) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、十勝総合振興局と釧路地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。(https://www.jma.go.jp/bosai.risk/#elements:land) 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>(ケ) 指定河川洪水予報（水位の基準地点は別表参照）</p> <p>河川が増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。<u>警戒レベル2～5に相当する。また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時的指定河川洪水予報を発表する。</u></p>																													

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)			修 正 案 (令和4年4月予定)			備 考																										
P46	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。<u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。<u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u>に発表される。<u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u> に発表される。 <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>			<p>気象庁が推奨する標準的な記載例にならって修正</p>
種類	標題	概要																															
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。																															
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。																															
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。																															
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。																															
種類	標題	概要																															
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																															
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																															
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u> に発表される。 <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																															
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																															



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P46	<p>(新規)</p>	<p>(コ) 防災気象情報と警戒レベル</p>  <p>5段階の警戒レベルと防災気象情報図表は、警戒レベル1から5までの対応策と気象庁等の情報（大雨特別警報、土砂災害警戒情報、高潮警報、高潮特別警報、大雨警報、洪水警報、注意報、高潮注意報）を対照的に示している。レベル5は「命の危険 直ちに安全確保！」で、レベル4は「危険な場所から全員避難」、レベル3は「危険な場所から高齢者等は避難」、レベル2は「自らの避難行動を確認」、レベル1は「災害への心構えを高める」。</p>	<p>警戒レベル及び警戒レベル相当の運用開始に伴う追加</p>
P48	<p>(3) 気象情報等 (新設)</p> <p>ア 地方気象情報、府県気象情報</p> <p>イ 台風に関する気象情報</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>府県予報区内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。</p>	<p>(3) 気象情報等</p> <p>ア 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路・根室・十勝地方など）で発表される。大雨に関して、[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>イ 地方気象情報、府県気象情報</p> <p>ウ 台風に関する気象情報</p> <p>エ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うすい紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>土砂キキクル（危険度分布） <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</a>          浸水キキクル（危険度分布） <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</a>          洪水キキクル（危険度分布） <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</a></p>	<p>早期注意情報の追加</p> <p>記録的短時間大雨情報の運用変更に伴うホームページのリニューアルに伴う修正</p>

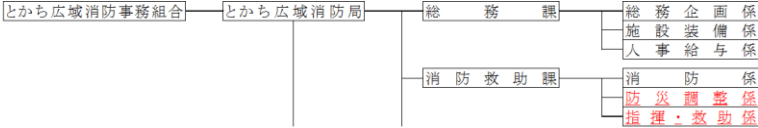
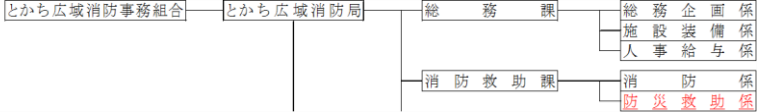








帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P68 -1	<p>5 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。</p> <p>このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p>	<p>5 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。</p> <p>このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p> <p><u>また、避難者台帳(名簿)を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u></p>	記載の追加
P69	<p>第7節 相互応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>市及び防災関係機関は、<b>災害発生時</b>に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	<p>第7節 相互応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>市及び防災関係機関は、<b>災害時</b>に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
P75 P78	<p>第10節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>別表1</p>  <p>(略)</p>	<p>第10節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>別表1</p>  <p>(略)</p>	とちろ広域消防局の係統合に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
P80	(2) 消防職員・団員及び消防車両	(2) 消防職員・団員及び消防車両	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">本部・署・団別</th> <th rowspan="3">人員・車両</th> <th rowspan="3">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="3">水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">消 防 ポン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">小 型 動 力 ポン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="3">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="3">指 揮 車</th> <th rowspan="3">そ の 他 車</th> <th rowspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td></td> <td>65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏 林 台 出 張 所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森 の 里 出 張 所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川 西 分 遣 所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>344</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜 華 分 団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 1 分 団</td> <td>35</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 2 分 団</td> <td>28</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 3 分 団</td> <td>28</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 4 分 団</td> <td>23</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 5 分 団</td> <td>23</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 2 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 3 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 4 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 1 分 団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 2 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年7月1日現在</p> <p>※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>	本部・署・団別	人員・車両	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車					とにかち広域消防局		65									1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2							1			3	南 出 張 所	26	1		1					1			3	大 正 出 張 所	14	1							1			2	東 出 張 所	20	1							1			2	森 の 里 出 張 所	20						1		1			2	川 西 分 遣 所	2										1	1	帯 広 市 消 防 団	344	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7											0	桜 華 分 団	20											0	帯 広 第 1 分 団	35		1									1	帯 広 第 2 分 団	28		1									1	帯 広 第 3 分 団	28		1									1	帯 広 第 4 分 団	23		1									1	帯 広 第 5 分 団	23		1									1	川 西 第 1 分 団	25	1										1	川 西 第 2 分 団	25	1										1	川 西 第 3 分 団	24	1										1	川 西 第 4 分 団	26	1										1	川 西 第 5 分 団	20	1										1	大 正 第 1 分 団	36	1										1	大 正 第 2 分 団	24	1										1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">本部・署・団別</th> <th rowspan="3">人員・車両</th> <th rowspan="3">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="3">水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">消 防 ポン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">小 型 動 力 ポン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="3">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="3">指 揮 車</th> <th rowspan="3">そ の 他 車</th> <th rowspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td></td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏 林 台 出 張 所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森 の 里 出 張 所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川 西 分 遣 所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜 華 分 団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 1 分 団</td> <td>35</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 2 分 団</td> <td>31</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 3 分 団</td> <td>31</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 4 分 団</td> <td>24</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 5 分 団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 2 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 3 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 4 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 1 分 団</td> <td>35</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 2 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年4月1日現在</p> <p>※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>	本部・署・団別	人員・車両	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車					とにかち広域消防局		64										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2							1			3	南 出 張 所	26	1		1					1			3	大 正 出 張 所	14	1							1			2	東 出 張 所	20	1							1			2	森 の 里 出 張 所	20						1		1			2	川 西 分 遣 所	2										1	1	帯 広 市 消 防 団	350	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7											0	桜 華 分 団	20											0	帯 広 第 1 分 団	35		1									1	帯 広 第 2 分 団	31		1									1	帯 広 第 3 分 団	31		1									1	帯 広 第 4 分 団	24		1									1	帯 広 第 5 分 団	22		1									1	川 西 第 1 分 団	25	1										1	川 西 第 2 分 団	26	1										1	川 西 第 3 分 団	24	1										1	川 西 第 4 分 団	26	1										1	川 西 第 5 分 団	20	1										1	大 正 第 1 分 団	35	1										1	大 正 第 2 分 団	24	1										1
本部・署・団別	人員・車両							職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポン プ 付 水 槽 車					特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
																は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
とにかち広域消防局		65									1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
柏 林 台 出 張 所	24	2							1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
南 出 張 所	26	1		1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大 正 出 張 所	14	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
東 出 張 所	20	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
森 の 里 出 張 所	20						1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 分 遣 所	2										1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 市 消 防 団	344	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本 部	7											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
桜 華 分 団	20											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 1 分 団	35		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 2 分 団	28		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 3 分 団	28		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 4 分 団	23		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 5 分 団	23		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 1 分 団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 2 分 団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 3 分 団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 4 分 団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 5 分 団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大 正 第 1 分 団	36	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大 正 第 2 分 団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本部・署・団別	人員・車両	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
とにかち広域消防局		64										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
柏 林 台 出 張 所	24	2							1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
南 出 張 所	26	1		1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大 正 出 張 所	14	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
東 出 張 所	20	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
森 の 里 出 張 所	20						1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 分 遣 所	2										1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 市 消 防 団	350	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本 部	7											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
桜 華 分 団	20											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 1 分 団	35		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 2 分 団	31		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 3 分 団	31		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 4 分 団	24		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
帯 広 第 5 分 団	22		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 1 分 団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 2 分 団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 3 分 団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 4 分 団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
川 西 第 5 分 団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大 正 第 1 分 団	35	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大 正 第 2 分 団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																																																	
P81	<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,737</td> <td rowspan="2">1,823</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td>34</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,737	1,823	私設	86	防 火 水 槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	34		<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,741</td> <td rowspan="2">1,826</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td>33</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,741	1,826	私設	85	防 火 水 槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	33		<p>時点修正</p>																																																																																																																																									
区 分		基 数	合 計																																																																																																																																																																																	
消 火 栓	公設	1,737	1,823																																																																																																																																																																																	
	私設	86																																																																																																																																																																																		
防 火 水 槽	公設	47	130																																																																																																																																																																																	
	私設	83																																																																																																																																																																																		
井 戸	公設	34																																																																																																																																																																																		
区 分		基 数	合 計																																																																																																																																																																																	
消 火 栓	公設	1,741	1,826																																																																																																																																																																																	
	私設	85																																																																																																																																																																																		
防 火 水 槽	公設	47	130																																																																																																																																																																																	
	私設	83																																																																																																																																																																																		
井 戸	公設	33																																																																																																																																																																																		
P95	<p>第15節 土砂災害<del>の</del>予防計画 土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>1 予防対策 市域内の山間部では、大雨などにより山地の崩壊による<del>地すべり</del>等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、<del>地すべり</del>等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。 また、地域住民に対し、<del>地すべり</del>等危険箇所の周知については、広報誌、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。 <del>地すべり</del>等予想区域は次のとおりとする。</p> <p>急傾斜地崩壊<del>危険</del>区域 <span style="float:right">(平成27年12月現在)</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">危険区域の現況</th> <th colspan="3">法令等における指定状況</th> <th colspan="2">整備計画</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>地区名</th> <th>場所</th> <th>危険区域面積(ha)</th> <th>指定機関</th> <th>法令名</th> <th>指 定年月日</th> <th>実施機関</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩内仙峡吊橋</td> <td>岩内町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩内仙峡レストハウス</td> <td>岩内町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川西7号</td> <td>川西町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成</td> <td>拓成町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西岩戸</td> <td>岩内町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>土石流<del>危険</del>区域 <span style="float:right">(平成27年12月現在)</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険区域の現況</th> <th colspan="2">整備計画</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>区域名</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>溪流名</th> <th>実施機関</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩内町</td> <td>十勝川</td> <td>岩内川</td> <td>第一岩内橋の沢川</td> <td>北海道</td> <td>一部施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩内町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>西岩戸の沢川</td> <td>北海道</td> <td>一部施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>拓成橋の沢川</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>ピリカベタヌ沢川</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>拓成橋西の沢川</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>川西発電所の沢川</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	危険区域の現況			法令等における指定状況			整備計画		備考	地区名	場所	危険区域面積(ha)	指定機関	法令名	指 定年月日	実施機関	摘 要	岩内仙峡吊橋	岩内町					北海道			岩内仙峡レストハウス	岩内町					北海道			川西7号	川西町					北海道			拓成	拓成町					北海道			西岩戸	岩内町					北海道			危険区域の現況				整備計画		備考	区域名	水系名	河川名	溪流名	実施機関	摘 要	岩内町	十勝川	岩内川	第一岩内橋の沢川	北海道	一部施工		岩内町	十勝川	戸篤別川	西岩戸の沢川	北海道	一部施工		拓成町	十勝川	戸篤別川	拓成橋の沢川	北海道			拓成町	十勝川	戸篤別川	ピリカベタヌ沢川	北海道			拓成町	十勝川	戸篤別川	拓成橋西の沢川	北海道			拓成町	十勝川	戸篤別川	川西発電所の沢川	北海道			<p>第15節 土砂災害予防計画 土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>1 予防対策 市域内の山間部では、大雨などにより山地の崩壊による<del>土砂災害</del>等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、<del>土砂災害</del>等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。 また、地域住民に対し、<del>土砂災害</del>等危険箇所の周知については、広報誌、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。 <del>土砂災害警戒</del>区域は次のとおりとする。</p> <p>土砂災害警戒区域のみ <span style="float:right">令和4年2月時点</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>川西発電所の沢川</td> <td>八千代町西1線、西2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西岩戸の沢川</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第一岩内橋の沢川</td> <td>岩内町2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 <span style="float:right">令和4年2月時点</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>帯広拓成</td> <td>拓成町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>令和元年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>帯広岩内1</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>帯広岩内2</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>帯広川西</td> <td>川西町西1線、西2線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>帯広西岩戸</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table>	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日	2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	<p>土砂災害警戒区域の指定（北海道）に伴う修正</p>
危険区域の現況			法令等における指定状況			整備計画		備考																																																																																																																																																																												
地区名	場所	危険区域面積(ha)	指定機関	法令名	指 定年月日	実施機関	摘 要																																																																																																																																																																													
岩内仙峡吊橋	岩内町					北海道																																																																																																																																																																														
岩内仙峡レストハウス	岩内町					北海道																																																																																																																																																																														
川西7号	川西町					北海道																																																																																																																																																																														
拓成	拓成町					北海道																																																																																																																																																																														
西岩戸	岩内町					北海道																																																																																																																																																																														
危険区域の現況				整備計画		備考																																																																																																																																																																														
区域名	水系名	河川名	溪流名	実施機関	摘 要																																																																																																																																																																															
岩内町	十勝川	岩内川	第一岩内橋の沢川	北海道	一部施工																																																																																																																																																																															
岩内町	十勝川	戸篤別川	西岩戸の沢川	北海道	一部施工																																																																																																																																																																															
拓成町	十勝川	戸篤別川	拓成橋の沢川	北海道																																																																																																																																																																																
拓成町	十勝川	戸篤別川	ピリカベタヌ沢川	北海道																																																																																																																																																																																
拓成町	十勝川	戸篤別川	拓成橋西の沢川	北海道																																																																																																																																																																																
拓成町	十勝川	戸篤別川	川西発電所の沢川	北海道																																																																																																																																																																																
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																																																																															
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																															
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																															
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																															
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																																																																															
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																															
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																															
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																															
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																															
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																															



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P97	<p>第16節 積雪・寒冷対策計画</p> <p>積雪・寒冷期において<b>災害が発生した場合</b>は、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。 (略)</p> <p>2 交通の確保 <b>災害発生時</b>における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。 (略)</p> <p>4 寒冷対策の推進 (1) 避難所対策 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。 また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等の確保に努めるものとする。</p> <hr/> <hr/>	<p>第16節 積雪・寒冷対策計画</p> <p>積雪・寒冷期において<b>災害時</b>は、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。 (略)</p> <p>2 交通の確保 <b>災害時</b>における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。 (略)</p> <p>4 寒冷対策の推進 (1) 避難所対策 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。 また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等の確保に努めるものとする。 <b>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</b></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>記載の追加</p>
P99 P100 P103	<p><b>第5章 災害対応対策計画</b> 第1節 災害情報収集・伝達計画 (略)</p> <p>3 被害状況報告 <b>災害が発生した場合</b>、市長は、別に定める「災害情報・被害状況報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長に報告するものとする。 (略)</p> <p>5 災害情報等の報告収集及び伝達計画 (略)</p> <p>(1) 異常現象発見時における措置 ア 発見者の通報義務 <b>災害が発生した場合</b>又は異常現象等を発見した者は、速やかに市長又は警察官もしくは消防機関に通報しなければならない。</p>	<p><b>第5章 災害対応対策計画</b> 第1節 災害情報収集・伝達計画 (略)</p> <p>3 被害状況報告 <b>災害時</b>、市長は、別に定める「災害情報・被害状況報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長に報告するものとする。 (略)</p> <p>5 災害情報等の報告収集及び伝達計画 (略)</p> <p>(1) 異常現象発見時における措置 ア 発見者の通報義務 <b>災害時</b>又は異常現象等を発見した者は、速やかに市長又は警察官もしくは消防機関に通報しなければならない。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																				
P112	<p>様式1-1</p> <table border="1" data-bbox="208 229 967 1406"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">(3) 避難の状況</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">自主避難</td> <td>地区名</td> <td>避難場所</td> <td>人数</td> <td>日時</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">避難勧告</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">(緊急) 避難指示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">応急措置の状況</td> <td colspan="5">(4) 自衛隊派遣要請の状況</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;"></td> <td colspan="5">(5) その他措置の状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl;">(6) 応急対策出動人員</td> <td colspan="2">(ア) 出動人員</td> <td colspan="3">(イ) 主な活動状況</td> </tr> <tr> <td>市町村職員</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>消防団員</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>その他 (住民等)</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">その他</td> <td colspan="5">(今後の見通し等)</td> </tr> </table>	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	避難勧告					(緊急) 避難指示					応急措置の状況	(4) 自衛隊派遣要請の状況						(5) その他措置の状況					(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			市町村職員	名				消防職員	名				消防団員	名				その他 (住民等)	名					計	名				その他	(今後の見通し等)					<p>様式1-1</p> <table border="1" data-bbox="1115 229 1883 1406"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">(3) 避難の状況</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">自主避難</td> <td>地区名</td> <td>避難場所</td> <td>人数</td> <td>日時</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">避難指示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">応急措置の状況</td> <td colspan="5">(4) 自衛隊派遣要請の状況</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;"></td> <td colspan="5">(5) その他措置の状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl;">(6) 応急対策出動人員</td> <td colspan="2">(ア) 出動人員</td> <td colspan="3">(イ) 主な活動状況</td> </tr> <tr> <td>市町村職員</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>消防団員</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>その他 (住民等)</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">その他</td> <td colspan="5">(今後の見通し等)</td> </tr> </table>	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	避難指示										応急措置の状況	(4) 自衛隊派遣要請の状況						(5) その他措置の状況					(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			市町村職員	名				消防職員	名				消防団員	名				その他 (住民等)	名					計	名				その他	(今後の見通し等)					<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
(3) 避難の状況	自主避難		地区名	避難場所	人数	日時																																																																																																																																	
	避難勧告																																																																																																																																						
	(緊急) 避難指示																																																																																																																																						
応急措置の状況	(4) 自衛隊派遣要請の状況																																																																																																																																						
	(5) その他措置の状況																																																																																																																																						
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況																																																																																																																																				
	市町村職員	名																																																																																																																																					
	消防職員	名																																																																																																																																					
	消防団員	名																																																																																																																																					
	その他 (住民等)	名																																																																																																																																					
	計	名																																																																																																																																					
その他	(今後の見通し等)																																																																																																																																						
(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時																																																																																																																																		
	避難指示																																																																																																																																						
応急措置の状況	(4) 自衛隊派遣要請の状況																																																																																																																																						
	(5) その他措置の状況																																																																																																																																						
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況																																																																																																																																				
	市町村職員	名																																																																																																																																					
	消防職員	名																																																																																																																																					
	消防団員	名																																																																																																																																					
	その他 (住民等)	名																																																																																																																																					
	計	名																																																																																																																																					
その他	(今後の見通し等)																																																																																																																																						

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
P115	様式2-1	様式2-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">項 目</th> <th>件数</th> <th>被害金額(千円)</th> <th colspan="4">項 目</th> <th>件数</th> <th>被害金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">土 木 被 害</td> <td rowspan="3">市 工 事 ( か 所)</td> <td rowspan="3">道 路</td> <td>通行不能</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="10">林 業 被 害</td> <td rowspan="3">一 般 民 有 林</td> <td>林 産 物</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">水 道 戸</td> <td>公 立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決 壊</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>そ の 他</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>私 立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>小 計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">橋</td> <td rowspan="3">梁</td> <td>流 失</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">衛 生 施 設</td> <td rowspan="3">病 院</td> <td>水</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">一 般 廃 棄 物 処 理 施 設</td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>破 損</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>公 立</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>私 立</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">木</td> <td rowspan="3">下 水 道</td> <td>公 園</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">商 工 被 害</td> <td rowspan="3">商 業 件</td> <td>水</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">計</td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>崖崩れ</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>工 業 件</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>そ の 他</td> <td>件</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被 害 木</td> <td rowspan="3">樹</td> <td>道 路</td> <td>本</td> <td></td> <td rowspan="3">公 立 文 教 被 害</td> <td rowspan="3">小 学 校</td> <td>小 学 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">社 会 教 育 施 設</td> <td>公 立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公 園</td> <td>本</td> <td></td> <td>中 学 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>公 立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>本</td> <td></td> <td>高 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>高 校</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水 産 被 害</td> <td rowspan="3">水 産 施 設</td> <td>水 産 製 品</td> <td>件</td> <td></td> <td rowspan="3">社 會 教 育 施 設</td> <td rowspan="3">公 立</td> <td>高 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">社 會 教 育 施 設</td> <td>文 教 被 害</td> <td>高 校</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>件</td> <td></td> <td>そ の 他</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>件</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">林 業 被 害</td> <td rowspan="4">道 路</td> <td>林 地</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="4">社 會 教 育 施 設</td> <td rowspan="4">公 立</td> <td>そ の 他</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="4">社 會 教 育 施 設</td> <td rowspan="4">社 會 教 育 施 設</td> <td>計</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>治山施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林 道</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>空 港</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林産物</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>火 葬 場</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林</td> <td rowspan="2">小 計</td> <td>そ の 他</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="2">そ の 他</td> <td rowspan="2">空 港</td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="2">社 會 教 育 施 設</td> <td rowspan="2">公 立</td> <td>法 人</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>法 人</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被 害 一 般 民 有 林</td> <td rowspan="2">林 地</td> <td>治山施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="2">被 害 一 般 民 有 林</td> <td rowspan="2">空 港</td> <td>火 葬 場</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="2">そ の 他</td> <td rowspan="2">空 港</td> <td>火 葬 場</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>林 道</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>都 市 施 設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参 考</td> <td colspan="4">異常現象等の状況</td> <td rowspan="3">被 害 一 般 民 有 林</td> <td colspan="7">被 害 総 額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">交通通信水道等の状況</td> <td colspan="7">被 害 総 額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">応急対策出動人員(延)</td> <td colspan="7">市町村職員 名・消防職員 名・消防団員 名 その他(住民等) 名</td> </tr> <tr> <td colspan="13">摘 要</td> </tr> </tbody> </table>	項 目				件数	被害金額(千円)	項 目				件数	被害金額(千円)	土 木 被 害	市 工 事 ( か 所)	道 路	通行不能	箇所		林 業 被 害	一 般 民 有 林	林 産 物	箇所		水 道 戸	公 立	箇所		決 壊	箇所		そ の 他	箇所		私 立	箇所		計	箇所		小 計	箇所		計	箇所		橋	梁	流 失	箇所		衛 生 施 設	病 院	水	箇所		一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	計	箇所		破 損	箇所		公 立	箇所		計	箇所		計	箇所		私 立	箇所		計	箇所		木	下 水 道	公 園	箇所		商 工 被 害	商 業 件	水	箇所		計	計	箇所		崖崩れ	箇所		工 業 件	箇所		計	箇所		計	箇所		そ の 他	件		計	箇所		被 害 木	樹	道 路	本		公 立 文 教 被 害	小 学 校	小 学 校	箇所		社 会 教 育 施 設	公 立	箇所		公 園	本		中 学 校	箇所		公 立	箇所		計	本		高 校	箇所		高 校	箇所		水 産 被 害	水 産 施 設	水 産 製 品	件		社 會 教 育 施 設	公 立	高 校	箇所		社 會 教 育 施 設	文 教 被 害	高 校	箇所	計	件		そ の 他	箇所		計	箇所		計	件		計	箇所		計	箇所		林 業 被 害	道 路	林 地	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	そ の 他	箇所		社 會 教 育 施 設	社 會 教 育 施 設	計	箇所	治山施設	箇所		計	箇所		計	箇所		林 道	箇所		空 港	箇所		計	箇所		林産物	箇所		火 葬 場	箇所		計	箇所		林	小 計	そ の 他	箇所		そ の 他	空 港	計	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	法 人	箇所	計	箇所		法 人	箇所		計	箇所		被 害 一 般 民 有 林	林 地	治山施設	箇所		被 害 一 般 民 有 林	空 港	火 葬 場	箇所		そ の 他	空 港	火 葬 場	箇所	林 道	箇所		都 市 施 設	箇所		計	箇所		参 考	異常現象等の状況				被 害 一 般 民 有 林	被 害 総 額							交通通信水道等の状況				被 害 総 額							応急対策出動人員(延)				市町村職員 名・消防職員 名・消防団員 名 その他(住民等) 名							摘 要													<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">項 目</th> <th>件数</th> <th>被害金額(千円)</th> <th colspan="4">項 目</th> <th>件数</th> <th>被害金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">土 木 被 害</td> <td rowspan="3">市 工 事 ( か 所)</td> <td rowspan="3">道 路</td> <td>通行不能</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="10">林 業 被 害</td> <td rowspan="3">一 般 民 有 林</td> <td>林 産 物</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">水 道 戸</td> <td>公 立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決 壊</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>そ の 他</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>私 立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>小 計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">橋</td> <td rowspan="3">梁</td> <td>流 失</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">衛 生 施 設</td> <td rowspan="3">病 院</td> <td>水</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">一 般 廃 棄 物 処 理 施 設</td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>破 損</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>公 立</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>私 立</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">木</td> <td rowspan="3">下 水 道</td> <td>公 園</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">商 工 被 害</td> <td rowspan="3">商 業 件</td> <td>水</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">計</td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>崖崩れ</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>工 業 件</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>そ の 他</td> <td>件</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被 害 木</td> <td rowspan="3">樹</td> <td>道 路</td> <td>本</td> <td></td> <td rowspan="3">公 立 文 教 被 害</td> <td rowspan="3">小 学 校</td> <td>小 学 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">社 會 教 育 施 設</td> <td>公 立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公 園</td> <td>本</td> <td></td> <td>中 学 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>公 立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>本</td> <td></td> <td>高 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>高 校</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水 産 被 害</td> <td rowspan="3">水 産 施 設</td> <td>水 産 製 品</td> <td>件</td> <td></td> <td rowspan="3">社 會 教 育 施 設</td> <td rowspan="3">公 立</td> <td>高 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="3">社 會 教 育 施 設</td> <td>文 教 被 害</td> <td>高 校</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>件</td> <td></td> <td>そ の 他</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>件</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">林 業 被 害</td> <td rowspan="4">道 路</td> <td>林 地</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="4">社 會 教 育 施 設</td> <td rowspan="4">公 立</td> <td>そ の 他</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="4">社 會 教 育 施 設</td> <td rowspan="4">社 會 教 育 施 設</td> <td>計</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>治山施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林 道</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>空 港</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林産物</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>火 葬 場</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林</td> <td rowspan="2">小 計</td> <td>そ の 他</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="2">そ の 他</td> <td rowspan="2">空 港</td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="2">社 會 教 育 施 設</td> <td rowspan="2">公 立</td> <td>法 人</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>法 人</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被 害 一 般 民 有 林</td> <td rowspan="2">林 地</td> <td>治山施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="2">被 害 一 般 民 有 林</td> <td rowspan="2">空 港</td> <td>火 葬 場</td> <td>箇所</td> <td></td> <td rowspan="2">そ の 他</td> <td rowspan="2">空 港</td> <td>火 葬 場</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>林 道</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>都 市 施 設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参 考</td> <td colspan="4">異常現象等の状況</td> <td rowspan="3">被 害 一 般 民 有 林</td> <td colspan="7">被 害 総 額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">交通通信水道等の状況</td> <td colspan="7">被 害 総 額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">応急対策出動人員(延)</td> <td colspan="7">市町村職員 名・消防職員 名・消防団員 名 その他(住民等) 名</td> </tr> <tr> <td colspan="13">摘 要</td> </tr> </tbody> </table>	項 目				件数	被害金額(千円)	項 目				件数	被害金額(千円)	土 木 被 害	市 工 事 ( か 所)	道 路	通行不能	箇所		林 業 被 害	一 般 民 有 林	林 産 物	箇所		水 道 戸	公 立	箇所		決 壊	箇所		そ の 他	箇所		私 立	箇所		計	箇所		小 計	箇所		計	箇所		橋	梁	流 失	箇所		衛 生 施 設	病 院	水	箇所		一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	計	箇所		破 損	箇所		公 立	箇所		計	箇所		計	箇所		私 立	箇所		計	箇所		木	下 水 道	公 園	箇所		商 工 被 害	商 業 件	水	箇所		計	計	箇所		崖崩れ	箇所		工 業 件	箇所		計	箇所		計	箇所		そ の 他	件		計	箇所		被 害 木	樹	道 路	本		公 立 文 教 被 害	小 学 校	小 学 校	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	箇所		公 園	本		中 学 校	箇所		公 立	箇所		計	本		高 校	箇所		高 校	箇所		水 産 被 害	水 産 施 設	水 産 製 品	件		社 會 教 育 施 設	公 立	高 校	箇所		社 會 教 育 施 設	文 教 被 害	高 校	箇所	計	件		そ の 他	箇所		計	箇所		計	件		計	箇所		計	箇所		林 業 被 害	道 路	林 地	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	そ の 他	箇所		社 會 教 育 施 設	社 會 教 育 施 設	計	箇所	治山施設	箇所		計	箇所		計	箇所		林 道	箇所		空 港	箇所		計	箇所		林産物	箇所		火 葬 場	箇所		計	箇所		林	小 計	そ の 他	箇所		そ の 他	空 港	計	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	法 人	箇所	計	箇所		法 人	箇所		計	箇所		被 害 一 般 民 有 林	林 地	治山施設	箇所		被 害 一 般 民 有 林	空 港	火 葬 場	箇所		そ の 他	空 港	火 葬 場	箇所	林 道	箇所		都 市 施 設	箇所		計	箇所		参 考	異常現象等の状況				被 害 一 般 民 有 林	被 害 総 額							交通通信水道等の状況				被 害 総 額							応急対策出動人員(延)				市町村職員 名・消防職員 名・消防団員 名 その他(住民等) 名							摘 要													<p>令和4年4月1日の大空学園義務教育学校開校に伴う修正</p>
項 目				件数	被害金額(千円)	項 目				件数	被害金額(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
土 木 被 害	市 工 事 ( か 所)	道 路	通行不能	箇所		林 業 被 害	一 般 民 有 林	林 産 物	箇所		水 道 戸	公 立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			決 壊	箇所				そ の 他	箇所			私 立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			計	箇所				小 計	箇所			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	橋	梁	流 失	箇所			衛 生 施 設	病 院	水	箇所		一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	計		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			破 損	箇所					公 立	箇所			計		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			計	箇所					私 立	箇所			計		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	木	下 水 道	公 園	箇所			商 工 被 害	商 業 件	水	箇所		計	計		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			崖崩れ	箇所					工 業 件	箇所			計		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			計	箇所					そ の 他	件			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	被 害 木	樹	道 路	本			公 立 文 教 被 害	小 学 校	小 学 校	箇所		社 会 教 育 施 設	公 立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
公 園			本		中 学 校	箇所				公 立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
計			本		高 校	箇所				高 校	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水 産 被 害	水 産 施 設	水 産 製 品	件		社 會 教 育 施 設	公 立	高 校	箇所		社 會 教 育 施 設	文 教 被 害	高 校	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		計	件				そ の 他	箇所			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		計	件				計	箇所			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
林 業 被 害	道 路	林 地	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	そ の 他	箇所		社 會 教 育 施 設	社 會 教 育 施 設	計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		治山施設	箇所				計	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		林 道	箇所				空 港	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		林産物	箇所				火 葬 場	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	林	小 計	そ の 他	箇所		そ の 他	空 港	計	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	法 人	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			計	箇所				法 人	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
被 害 一 般 民 有 林	林 地	治山施設	箇所		被 害 一 般 民 有 林	空 港	火 葬 場	箇所		そ の 他	空 港	火 葬 場	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		林 道	箇所				都 市 施 設	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
参 考	異常現象等の状況				被 害 一 般 民 有 林	被 害 総 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	交通通信水道等の状況					被 害 総 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	応急対策出動人員(延)					市町村職員 名・消防職員 名・消防団員 名 その他(住民等) 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
項 目				件数	被害金額(千円)	項 目				件数	被害金額(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
土 木 被 害	市 工 事 ( か 所)	道 路	通行不能	箇所		林 業 被 害	一 般 民 有 林	林 産 物	箇所		水 道 戸	公 立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			決 壊	箇所				そ の 他	箇所			私 立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			計	箇所				小 計	箇所			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	橋	梁	流 失	箇所			衛 生 施 設	病 院	水	箇所		一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			破 損	箇所					公 立	箇所			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			計	箇所					私 立	箇所			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	木	下 水 道	公 園	箇所			商 工 被 害	商 業 件	水	箇所		計	計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			崖崩れ	箇所					工 業 件	箇所			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			計	箇所					そ の 他	件			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	被 害 木	樹	道 路	本			公 立 文 教 被 害	小 学 校	小 学 校	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
公 園			本		中 学 校	箇所				公 立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
計			本		高 校	箇所				高 校	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水 産 被 害	水 産 施 設	水 産 製 品	件		社 會 教 育 施 設	公 立	高 校	箇所		社 會 教 育 施 設	文 教 被 害	高 校	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		計	件				そ の 他	箇所			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		計	件				計	箇所			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
林 業 被 害	道 路	林 地	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	そ の 他	箇所		社 會 教 育 施 設	社 會 教 育 施 設	計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		治山施設	箇所				計	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		林 道	箇所				空 港	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		林産物	箇所				火 葬 場	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	林	小 計	そ の 他	箇所		そ の 他	空 港	計	箇所		社 會 教 育 施 設	公 立	法 人	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			計	箇所				法 人	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
被 害 一 般 民 有 林	林 地	治山施設	箇所		被 害 一 般 民 有 林	空 港	火 葬 場	箇所		そ の 他	空 港	火 葬 場	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		林 道	箇所				都 市 施 設	箇所				計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
参 考	異常現象等の状況				被 害 一 般 民 有 林	被 害 総 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	交通通信水道等の状況					被 害 総 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	応急対策出動人員(延)					市町村職員 名・消防職員 名・消防団員 名 その他(住民等) 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
P117	<p>様式2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>件数等</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>項 目</th> <th>件数等</th> <th>被害金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧衛生被害</td> <td></td> <td></td> <td>⑪社会教育施設被害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>社会教育施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>公立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>法人</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>清掃</td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>鉄道不通</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>し尿処理</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>鉄道施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火葬場</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>被害船舶(漁船除く)</td> <td>隻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>空 港</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨商工業被害</td> <td></td> <td></td> <td>⑬その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>件</td> <td></td> <td>水道</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>工業</td> <td>件</td> <td></td> <td>電話</td> <td>回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>件</td> <td></td> <td>電気</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>件</td> <td></td> <td>ガス</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑩被害</td> <td></td> <td></td> <td>ブロック塀等</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公立文</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>都市施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教施設</td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>被害総額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>建築物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>発 災</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他文教施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>火 災</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>危険物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設被害市町村数</td> <td>団</td> <td></td> <td>その他</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災世帯数</td> <td>世</td> <td></td> <td>消防団員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災者数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防職員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道(振興局)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部の設置状況</td> <td>市町村名</td> <td>名称</td> <td>設置日時</td> <td>廃止日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害救助法適用市町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補足資料(※別業で報告)</td> <td colspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	⑧衛生被害			⑪社会教育施設被害			水道	箇所		社会教育施設	箇所		病院	箇所		公立	箇所		個人	箇所		法人	箇所		清掃			計	箇所		一般廃棄物処理	箇所		鉄道不通	箇所	—	し尿処理	箇所		鉄道施設	箇所		火葬場	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻		計	箇所		空 港	箇所		⑨商工業被害			⑬その他			商業	件		水道	戸	—	工業	件		電話	回	—	その他	件		電気	戸	—	計	件		ガス	戸	—	⑩被害			ブロック塀等	箇所	—	公立文	箇所		都市施設	箇所		教施設			計	箇所	—	小学校	箇所		被害総額			中学校	箇所		建築物	件		高 校	箇所		発 災	件		その他文教施設	箇所		火 災	件		計	箇所		危険物	件		公共施設被害市町村数	団		その他	件		罹災世帯数	世		消防団員出動延人数	人		罹災者数	人					消防職員出動延人数	人					道(振興局)						災害対策						本部の設置状況	市町村名	名称	設置日時	廃止日時		災害救助法適用市町						補足資料(※別業で報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>					<p>様式2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>件数等</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>項 目</th> <th>件数等</th> <th>被害金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧衛生被害</td> <td></td> <td></td> <td>⑪社会教育施設被害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>社会教育施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>公立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>法人</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>清掃</td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>鉄道不通</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>し尿処理</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>鉄道施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火葬場</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>被害船舶(漁船除く)</td> <td>隻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>空 港</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨商工業被害</td> <td></td> <td></td> <td>⑬その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>件</td> <td></td> <td>水道</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>工業</td> <td>件</td> <td></td> <td>電話</td> <td>回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>件</td> <td></td> <td>電気</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>件</td> <td></td> <td>ガス</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑩被害</td> <td></td> <td></td> <td>ブロック塀等</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公立文</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>都市施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教施設</td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>被害総額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>建築物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>発 災</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他文教施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>火 災</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>危険物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設被害市町村数</td> <td>団</td> <td></td> <td>その他</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災世帯数</td> <td>世</td> <td></td> <td>消防団員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災者数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防職員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道(振興局)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部の設置状況</td> <td>市町村名</td> <td>名称</td> <td>設置日時</td> <td>廃止日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害救助法適用市町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補足資料(※別業で報告)</td> <td colspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	⑧衛生被害			⑪社会教育施設被害			水道	箇所		社会教育施設	箇所		病院	箇所		公立	箇所		個人	箇所		法人	箇所		清掃			計	箇所		一般廃棄物処理	箇所		鉄道不通	箇所	—	し尿処理	箇所		鉄道施設	箇所		火葬場	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻		計	箇所		空 港	箇所		⑨商工業被害			⑬その他			商業	件		水道	戸	—	工業	件		電話	回	—	その他	件		電気	戸	—	計	件		ガス	戸	—	⑩被害			ブロック塀等	箇所	—	公立文	箇所		都市施設	箇所		教施設			計	箇所	—	小学校	箇所		被害総額			中学校	箇所		建築物	件		高 校	箇所		発 災	件		その他文教施設	箇所		火 災	件		計	箇所		危険物	件		公共施設被害市町村数	団		その他	件		罹災世帯数	世		消防団員出動延人数	人		罹災者数	人					消防職員出動延人数	人					道(振興局)						災害対策						本部の設置状況	市町村名	名称	設置日時	廃止日時		災害救助法適用市町						補足資料(※別業で報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>					<p>令和4年4月1日の大空学園義務教育学校開校に伴う修正</p>
項 目	件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
⑧衛生被害			⑪社会教育施設被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水道	箇所		社会教育施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
病院	箇所		公立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
個人	箇所		法人	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
清掃			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
一般廃棄物処理	箇所		鉄道不通	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
し尿処理	箇所		鉄道施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
火葬場	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	箇所		空 港	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑨商工業被害			⑬その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
商業	件		水道	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
工業	件		電話	回	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
その他	件		電気	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
計	件		ガス	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
⑩被害			ブロック塀等	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
公立文	箇所		都市施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
教施設			計	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
小学校	箇所		被害総額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
中学校	箇所		建築物	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
高 校	箇所		発 災	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
その他文教施設	箇所		火 災	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	箇所		危険物	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
公共施設被害市町村数	団		その他	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
罹災世帯数	世		消防団員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
罹災者数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
消防職員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
道(振興局)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
本部の設置状況	市町村名	名称	設置日時	廃止日時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
災害救助法適用市町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
補足資料(※別業で報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
項 目	件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
⑧衛生被害			⑪社会教育施設被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水道	箇所		社会教育施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
病院	箇所		公立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
個人	箇所		法人	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
清掃			計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
一般廃棄物処理	箇所		鉄道不通	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
し尿処理	箇所		鉄道施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
火葬場	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	箇所		空 港	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑨商工業被害			⑬その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
商業	件		水道	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
工業	件		電話	回	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
その他	件		電気	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
計	件		ガス	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
⑩被害			ブロック塀等	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
公立文	箇所		都市施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
教施設			計	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
小学校	箇所		被害総額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
中学校	箇所		建築物	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
高 校	箇所		発 災	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
その他文教施設	箇所		火 災	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	箇所		危険物	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
公共施設被害市町村数	団		その他	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
罹災世帯数	世		消防団員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
罹災者数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
消防職員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
道(振興局)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
本部の設置状況	市町村名	名称	設置日時	廃止日時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
災害救助法適用市町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
補足資料(※別業で報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P127	第3節 災害広報・情報提供計画 (略)	第3節 災害広報・情報提供計画 (略)	表記の適正化
P128	7 安否情報の提供 (1) 安否情報の照会手続 (略) イ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、 <u>外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等</u> の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。	7 安否情報の提供 (1) 安否情報の照会手続 (略) イ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、 <u>在留カード等</u> の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。	
P131	第4節 応急措置実施計画 (略)	第4節 応急措置実施計画 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
P132	2 市の実施する応急措置 (略) (4) 北海道知事に対する応援の要請等 市長は、 <u>災害が発生した場合</u> において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。 (5) 他の市町村長等に対する応援の要請等 ア 市長は、 <u>災害が発生した場合</u> において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。	2 市の実施する応急措置 (略) (4) 北海道知事に対する応援の要請等 市長は、 <u>災害時</u> において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。 (5) 他の市町村長等に対する応援の要請等 ア 市長は、 <u>災害時</u> において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。	
P135	第5節 避難対策計画 (略) 1 避難実施責任者及び措置内容 風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により <u>避難の勧告又は指示を行うものとする。</u> 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する <u>ものとし、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報のほか、災害時要援護者の避難に資する避難準備・高齢者等避難開始を必要に応じて伝達する。</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> (1) 市長（災害対策基本法第60条、水防法第29条） ア 市長は、 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> 、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。  (ア) 避難のための立退きの <u>勧告又は指示</u> (イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 (ウ) <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> の指示 イ 市長は、 <u>避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置</u> の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。	第5節 避難対策計画 (略) 1 避難実施責任者及び措置内容 風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により <u>避難指示等を発令する。</u> 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する <u>必要がある。このため、避難指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。</u> <u>なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。</u> (1) 市長（災害対策基本法第60条、水防法第29条） ア 市長は、 <u>災害時</u> 、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命 <u>又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは</u> 、直ちに必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 居住者等に対し、次の指示を行う。  (ア) 避難のための立退きの <u>指示</u> (イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 (ウ) <u>緊急安全確保措置</u> の指示 イ 市長は、 <u>避難のための立退き又は緊急安全確保措置</u> の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。	防災基本計画の修正に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P135	<p>ウ 市長は、上記の<u>勧告又は指示</u>を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>ア 警察官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。</p> <p>その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>ウ 市長は、上記の<u>指示</u>を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>ア 警察官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は<u>緊急安全確保措置</u>の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。</p> <p>その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P136	<p>2 避難措置における連絡及び協力等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、避難のための立退きの<u>勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。</p> <p>また、市は、<u>避難勧告</u>や<u>避難指示（緊急）</u>等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、<u>災害発生時</u>における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>3 避難の基準と態様</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）</u>は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令する。<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>は、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p><u>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u></p> <p>(2) <u>避難勧告</u></p> <p><u>通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u></p> <p>(3) <u>避難指示（緊急）</u></p> <p><u>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況及び人的被害の発生した状況</u></p>	<p>2 避難措置における連絡及び協力等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、避難のための立退き<u>又は緊急安全確保措置</u>の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。</p> <p>また、市は、<u>避難指示</u>等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、<u>災害時</u>における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>3 避難の基準と態様</p> <p><u>避難指示等</u>は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令する。<u>発令に際しては</u>、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。</p> <p>(1) <u>高齢者等避難</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがあり、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階</u></p> <p>(2) <u>避難指示</u></p> <p><u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれが高い状況</u></p> <p>(3) <u>緊急安全確保</u></p> <p><u>災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかいあって危険であると考えられる状況で、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする必要がある状況</u></p>	
P137	<p>4 <u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報及び避難準備・高齢者等避難開始</u>の周知</p> <p>市は、<u>避難勧告</u>等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、<u>避難勧告</u>等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ<u>恐れ</u>があることを認識できるように<u>避難勧告</u>等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告</u>等に対応するレベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システムなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>4 <u>避難指示等</u>の周知</p> <p>市は、<u>避難指示</u>等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、<u>避難指示</u>等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ<u>おそれ</u>があることを認識できるように<u>避難指示</u>等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、<u>避難指示</u>等に対応するレベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システムなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>誤字の修正</p>







帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P145	<p>第7節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 警察活動の任務</p> <p><u>災害発生時</u>における警察活動は、次に掲げる事項を主な任務として行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>災害発生時</u>の警察活動</p> <p>災害に際し、関係機関との連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。</p> <p>(1) 被害状況の収集方法</p> <p><u>災害発生時</u>の初期段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 警察活動の任務</p> <p><u>災害時</u>における警察活動は、次に掲げる事項を主な任務として行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>災害時</u>の警察活動</p> <p>災害に際し、関係機関との連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。</p> <p>(1) 被害状況の収集方法</p> <p><u>災害時</u>の初期段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P147	<p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 交通応急対策の実施</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 交通応急対策の実施</p> <p>(略)</p>	
P148	<p>(5) 帯広市_____及びとかち広域消防局</p> <p>ア 市が管理している道路で<u>災害が発生した場合</u>は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 道路管理者</p> <p><u>災害が発生した場合</u>において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 帯広市(<u>道路班</u>)及びとかち広域消防局</p> <p>ア 市が管理している道路で<u>災害時</u>は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 道路管理者</p> <p><u>災害時</u>において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>帯広市の対応主体を明確化</p>
P150	<p>4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画</p> <p><u>地震をはじめとする災害発生時においては</u>、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要_____あり、<u>それらの道路については耐震性が確保されているとともに</u>、ネットワークとして機能することが重要である。</p> <p>このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路<u>株北海道支社</u>等の道路管理者と北海道警察_____等の災害関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な<u>道路（以下「緊急輸送道路」という。）</u>を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定して<u>おり</u>、各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画</p> <p><u>緊急輸送道路は、災害直後から発生する</u>緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、<u>耐震性を有し、災害時に</u>ネットワークとして機能することが重要である。</p> <p>このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路<u>株式会社</u>等の道路管理者と北海道警察、<u>陸上自衛隊</u>等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「<u>緊急輸送道路</u>」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定して<u>いる</u>。各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書」改定に基づく修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																								
P151	<p>イ 対象道路</p> <p>既設道路及び概ね5ヵ年以内に供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。</p> <p>(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 <u>(平成28年3月末時点)</u></p> <p>緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>10,942.2</u> kmに上っている。</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク</p> <p>道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路(道路延長 <u>7,092</u> km)</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク</p> <p>第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)、第3種漁港、第4種漁港(耐震強化岸壁を有するもの) 地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路(道路延長 <u>3,579</u> km)</p> <p>ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク</p> <p>第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路(道路延長 <u>270.8</u> km)</p>	<p>イ 対象道路</p> <p>既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。</p> <p>(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長</p> <p>緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>11,371</u> kmに上っている。</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク</p> <p>道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路(道路延長 <u>7,245</u> km)</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク</p> <p>第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)、第3種漁港、第4種漁港(耐震強化岸壁を有するもの) 地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路(道路延長 <u>3,831</u> km)</p> <p>ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク</p> <p>第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路(道路延長 <u>295</u> km)</p>	<p>「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書」改定に基づく修正</p>																																																								
P161	<p>第11節 給水計画</p> <p>災害によって広域的断水が発生した時には、市民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。市民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、このことが応急給水活動時の大きな障害となることが想定される。</p> <p>そのために、市民に対し十分な広報活動を行い、理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。なお、給水計画は、帯広市上下水道事業災害対策計画の<u>応急給水</u>計画の定めるところによる。</p>	<p>第11節 給水計画</p> <p>災害によって広域的断水が発生した時には、市民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。市民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、このことが応急給水活動時の大きな障害となることが想定される。</p> <p>そのために、市民に対し十分な広報活動を行い、理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。なお、給水計画は、帯広市上下水道事業災害対策計画の<u>災害応急対策</u>計画の定めるところによる。</p>	<p>記載の修正</p>																																																								
P177	<p>第16節 ガス施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>1 非常態勢(緊急措置及び対策本部の設置)</p> <p>(1) 帯広ガス株は、<u>災害が発生した場合</u>、災害の迅速かつ適切な処置を講ずるため、必要に応じ災害対策本部を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>ガス供給状況 都市ガス地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位ブロック名</th> <th>復旧ブロック数</th> <th>供給戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根室本線北側地区</td> <td>Aブロック</td> <td>5</td> <td><u>5,866</u></td> </tr> <tr> <td>ウツベツ川東・鉄南地区</td> <td>Bブロック</td> <td>5</td> <td><u>5,146</u></td> </tr> <tr> <td>稲田・清流・南の森地区</td> <td>Cブロック</td> <td>3</td> <td><u>3,472</u></td> </tr> <tr> <td>ウツベツ川西・啓西地区</td> <td>Dブロック</td> <td>4</td> <td><u>4,770</u></td> </tr> <tr> <td>自由が丘・西帯広地区</td> <td>Eブロック</td> <td>4</td> <td><u>5,940</u></td> </tr> <tr> <td>都市ガス地区合計</td> <td>5ブロック</td> <td>21</td> <td><u>25,194</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年11月30日現在</p>		単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数	根室本線北側地区	Aブロック	5	<u>5,866</u>	ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	<u>5,146</u>	稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	<u>3,472</u>	ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	<u>4,770</u>	自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	<u>5,940</u>	都市ガス地区合計	5ブロック	21	<u>25,194</u>	<p>第16節 ガス施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>1 非常態勢(緊急措置及び対策本部の設置)</p> <p>(1) 帯広ガス株は、<u>災害時</u>、災害の迅速かつ適切な処置を講ずるため、必要に応じ災害対策本部を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>ガス供給状況 都市ガス地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位ブロック名</th> <th>復旧ブロック数</th> <th>供給戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根室本線北側地区</td> <td>Aブロック</td> <td>5</td> <td><u>5,910</u></td> </tr> <tr> <td>ウツベツ川東・鉄南地区</td> <td>Bブロック</td> <td>5</td> <td><u>5,029</u></td> </tr> <tr> <td>稲田・清流・南の森地区</td> <td>Cブロック</td> <td>3</td> <td><u>3,675</u></td> </tr> <tr> <td>ウツベツ川西・啓西地区</td> <td>Dブロック</td> <td>4</td> <td><u>4,855</u></td> </tr> <tr> <td>自由が丘・西帯広地区</td> <td>Eブロック</td> <td>4</td> <td><u>5,247</u></td> </tr> <tr> <td>都市ガス地区合計</td> <td>5ブロック</td> <td>21</td> <td><u>24,716</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年11月30日現在</p>		単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数	根室本線北側地区	Aブロック	5	<u>5,910</u>	ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	<u>5,029</u>	稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	<u>3,675</u>	ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	<u>4,855</u>	自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	<u>5,247</u>	都市ガス地区合計	5ブロック	21	<u>24,716</u>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>時点修正</p>
	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数																																																								
根室本線北側地区	Aブロック	5	<u>5,866</u>																																																								
ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	<u>5,146</u>																																																								
稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	<u>3,472</u>																																																								
ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	<u>4,770</u>																																																								
自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	<u>5,940</u>																																																								
都市ガス地区合計	5ブロック	21	<u>25,194</u>																																																								
	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数																																																								
根室本線北側地区	Aブロック	5	<u>5,910</u>																																																								
ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	<u>5,029</u>																																																								
稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	<u>3,675</u>																																																								
ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	<u>4,855</u>																																																								
自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	<u>5,247</u>																																																								
都市ガス地区合計	5ブロック	21	<u>24,716</u>																																																								

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																			
P177	<p>LP ガス集中供給地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位ブロック名</th> <th>復旧ブロック数</th> <th>供給戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大空地区</td> <td>0ブロック</td> <td>1</td> <td>1,465</td> </tr> <tr> <td>大空地区合計</td> <td>1ブロック</td> <td>1</td> <td>1,465</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年11月30日現在</p>		単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数	大空地区	0ブロック	1	1,465	大空地区合計	1ブロック	1	1,465	<p>LP ガス集中供給地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位ブロック名</th> <th>復旧ブロック数</th> <th>供給戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大空地区</td> <td>0ブロック</td> <td>1</td> <td>1,418</td> </tr> <tr> <td>大空地区合計</td> <td>1ブロック</td> <td>1</td> <td>1,418</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年11月30日現在</p>		単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数	大空地区	0ブロック	1	1,418	大空地区合計	1ブロック	1	1,418	<p>時点修正</p>																																																																																											
	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数																																																																																																																			
大空地区	0ブロック	1	1,465																																																																																																																			
大空地区合計	1ブロック	1	1,465																																																																																																																			
	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数																																																																																																																			
大空地区	0ブロック	1	1,418																																																																																																																			
大空地区合計	1ブロック	1	1,418																																																																																																																			
P181	<p>第18節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>2 医療救護対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急救護所は、原則として収容避難所のうち、各地区の中学校 _____ を指定するものとする。</p>	<p>第18節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>2 医療救護対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急救護所は、原則として収容避難所のうち、各地区の中学校及び義務教育学校を指定するものとする。</p>	<p>令和4年4月1日の大空学園義務教育学校開校に伴う修正</p>																																																																																																																			
P187	<p>第21節 飼養動物対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 飼養動物の取扱い</p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、<u>災害発生時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>(2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) <u>災害発生時</u>において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第21節 飼養動物対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 飼養動物の取扱い</p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下<u>この節において</u>「条例」という。）に基づき、<u>災害時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>(2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) <u>災害時</u>において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正等</p>																																																																																																																			
P189	<p>第22節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>災害発生時</u>に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員の任務の分担、相互の連携、時間外における参集等についての体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>5 学用品の給与状況記録</p> <p>(略)</p> <p>様式1</p> <p>学用品の給与の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">学校名</th> <th rowspan="3">学年</th> <th rowspan="3">児童(生徒)氏名</th> <th rowspan="3">親権者氏名</th> <th rowspan="3">給与月日</th> <th colspan="4">給与の内訳</th> <th rowspan="3">実支出額</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">教科書</th> <th colspan="2">その他学用品</th> </tr> <tr> <th>国語</th> <th>算数</th> <th>鉛筆</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>小学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与の内訳				実支出額	備考	教科書		その他学用品		国語	算数	鉛筆													計	小学校	人							円			中学校	人							円		<p>第22節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>災害時</u>に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員の任務の分担、相互の連携、時間外における参集等についての体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>5 学用品の給与状況記録</p> <p>(略)</p> <p>様式1</p> <p>学用品の給与の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">学校名</th> <th rowspan="3">学年</th> <th rowspan="3">児童(生徒)氏名</th> <th rowspan="3">親権者氏名</th> <th rowspan="3">給与月日</th> <th colspan="4">給与の内訳</th> <th rowspan="3">実支出額</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">教科書</th> <th colspan="2">その他学用品</th> </tr> <tr> <th>国語</th> <th>算数</th> <th>鉛筆</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>小学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>義務教育学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与の内訳				実支出額	備考	教科書		その他学用品		国語	算数	鉛筆													計	小学校	人							円			中学校	人							円			義務教育学校	人							円		<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>令和4年4月1日の大空学園義務教育学校開校に伴う修正</p>
学校名	学年						児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与の内訳				実支出額	備考																																																																																																							
										教科書			その他学用品																																																																																																									
		国語	算数	鉛筆																																																																																																																		
計	小学校	人							円																																																																																																													
	中学校	人							円																																																																																																													
学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与の内訳				実支出額	備考																																																																																																												
					教科書		その他学用品																																																																																																															
					国語	算数	鉛筆																																																																																																															
計	小学校	人							円																																																																																																													
	中学校	人							円																																																																																																													
	義務教育学校	人							円																																																																																																													



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

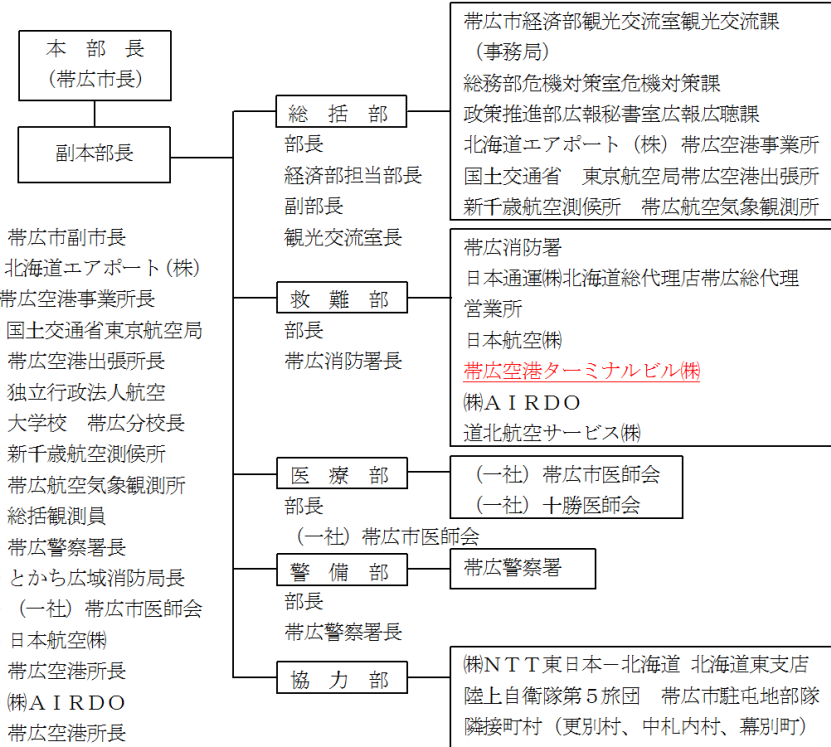
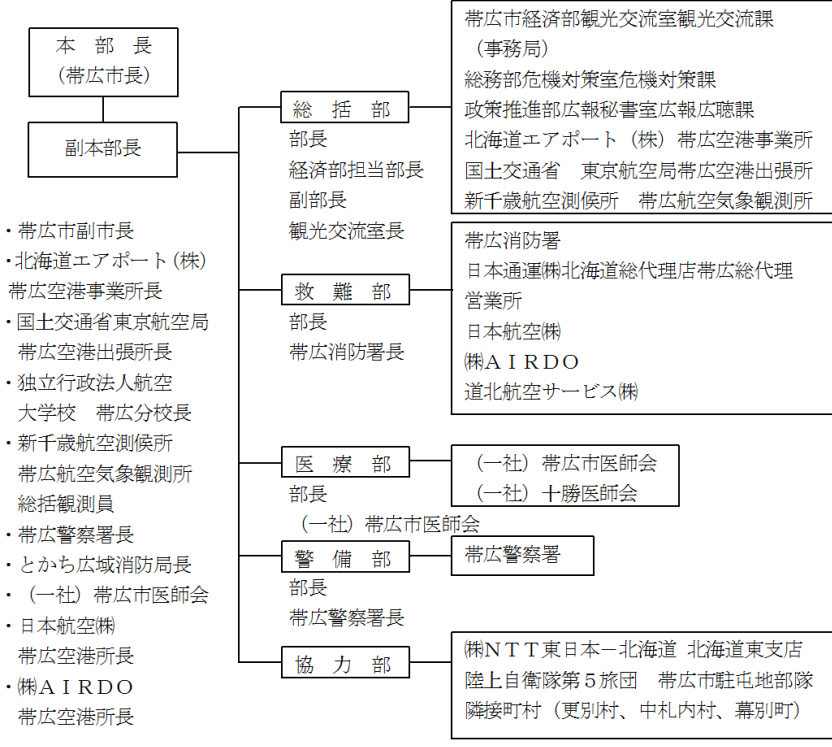
頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																														
P193	<p>第23節 住宅対策計画</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>応急仮設住宅</u>の建設</p> <p>原則として<u>応急仮設住宅</u>の設置は、知事が行う。なお、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第23節 住宅対策計画</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>建設型応急住宅</u>の建設</p> <p>原則として<u>建設型応急住宅</u>の設置は、知事が行う。なお、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。</p> <p>(略)</p>	令和元年10月1日内閣府告示第89号を踏まえた修正																														
P221	<p>第32節 広域応援・受援計画</p> <p><u>大規模災害等が発生した場合</u>において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>2実施内容</p> <p>(略)</p>	<p>第32節 広域応援・受援計画</p> <p><u>大規模災害時等</u>において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>2実施内容</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																														
P223	<p>オ 「道東六市防災協定」に基づく応援・受援の実施</p> <p>この協定は、道東地域で<u>大規模災害が発生した場合</u>において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である。</p>	<p>オ 「道東六市防災協定」に基づく応援・受援の実施</p> <p>この協定は、道東地域で<u>大規模災害時</u>において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である</p>																															
P231	<p>第36節 災害救助法の適用基準</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p>本市における災害救助法による救助は、別紙1に掲げる程度の<u>災害が発生した場合</u>において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う<u>ものとする</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>第36節 災害救助法の適用基準</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <p>本市における災害救助法による救助は、別紙1に掲げる程度の<u>災害時</u>において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。</p> <p><u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。</u></p> <p>(略)</p>	内閣府告示改正に伴う修正等																														
P232	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td><u>1か月以内</u></td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)	(略)	(略)	住宅の応急修理	<u>1か月以内</u>	市町村	(略)	(略)	(略)	<p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td><u>3か月以内</u> <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u></td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難所の設置</u></td> <td><u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u></td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)	(略)	(略)	住宅の応急修理	<u>3か月以内</u> <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u>	市町村	(略)	(略)	(略)	救助の種類	実施期間	実施者区分	<u>避難所の設置</u>	<u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u>	市町村	
救助の種類	実施期間	実施者区分																															
(略)	(略)	(略)																															
住宅の応急修理	<u>1か月以内</u>	市町村																															
(略)	(略)	(略)																															
救助の種類	実施期間	実施者区分																															
(略)	(略)	(略)																															
住宅の応急修理	<u>3か月以内</u> <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u>	市町村																															
(略)	(略)	(略)																															
救助の種類	実施期間	実施者区分																															
<u>避難所の設置</u>	<u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u>	市町村																															

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P235	<p>第37節 被災者援護支援</p> <p><b>災害が発生した場合</b>において、各種被災者支援策に必要となる罹災証明書の交付や被災者に対する救護支援のための被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 罹災証明書の交付 災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によ<u>る</u>ものとする。</p>	<p>第37節 被災者援護支援</p> <p><b>災害時</b>において、各種被災者支援策に必要となる罹災証明書の交付や被災者に対する救護支援のための被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 罹災証明書の交付 災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によ<u>り、遅滞なく交付する</u>ものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>記載の追加</p>
P239	<p><b>第7章 事故災害対策計画</b></p> <p>第1節 航空災害対策計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><b>第7章 事故災害対策計画</b></p> <p>第1節 航空災害対策計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P240	<p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p><b>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</b>の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>ア 情報通信連絡系統</p> <p><b>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</b>の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>イ 実施事項</p> <p>(ア) 関係機関は、<b>災害発生時</b>に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p><b>航空災害時</b>の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>ア 情報通信連絡系統</p> <p><b>航空災害時</b>の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>イ 実施事項</p> <p>(ア) 関係機関は、<b>災害時</b>に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
P241	<p>4 応急活動体制</p> <p>(1) 災害対策組織</p> <p>市長は、<b>航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</b>、その状況に応じて応援活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置</p> <p>市長は、<b>航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</b>には、救難活動を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要に応じて協議のうえ、次に記載する帯広市航空災害救難対策本部要綱に基づき救難対策本部を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>4 応急活動体制</p> <p>(1) 災害対策組織</p> <p>市長は、<b>航空災害時</b>、その状況に応じて応援活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置</p> <p>市長は、<b>航空災害時</b>には、救難活動を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要に応じて協議のうえ、次に記載する帯広市航空災害救難対策本部要綱に基づき救難対策本部を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P241	別表1 《帯広市航空災害救難対策本部要綱》 (略) 第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。 (略)	別表1 《帯広市航空災害救難対策本部要綱》 (略) 第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。 (略)	
P242	(11) <u>帯広空港ターミナルビル</u> (株) (12) (一社) 帯広市医師会 (13) (一社) 十勝医師会 (14) (株)NTT 東日本 - 北海道 北海道東支店 (15) その他 (略)	<del>(11) 帯広空港ターミナルビル(株)</del> (11) (一社) 帯広市医師会 (12) (一社) 十勝医師会 (13) (株)NTT 東日本 - 北海道 北海道東支店 (14) その他 (略)	北海道エアポート(株)への吸収合併に伴う修正
P243	 <p>                         本部長 (帯広市長)                          副本部長                          総括部                          部長                          経済部担当部長                          副部長                          観光交流室長                          救難部                          部長                          帯広消防署長                          医療部                          部長                          (一社) 帯広市医師会                          (一社) 十勝医師会                          警備部                          部長                          帯広警察署長                          協力部                          (株)NTT 東日本 - 北海道 北海道東支店                          陸上自衛隊第5旅団 帯広市駐屯地部隊                          隣接町村 (更別村、中札内村、幕別町)                     </p> <p>                         帯広市経済部観光交流室観光交流課 (事務局)                          総務部危機対策室危機対策課                          政策推進部広報秘書室広報広聴課                          北海道エアポート(株) 帯広空港事業所                          国土交通省 東京航空局帯広空港出張所                          新千歳航空測候所 帯広航空気象観測所                          帯広消防署                          日本通運(株)北海道総代理店帯広総代理営業所                          日本航空(株)  <u>帯広空港ターミナルビル(株)</u>                          (株)AIRDO                          道北航空サービス(株)                          (一社) 帯広市医師会                          (一社) 十勝医師会                          帯広警察署                          (株)NTT 東日本 - 北海道 北海道東支店                          陸上自衛隊第5旅団 帯広市駐屯地部隊                          隣接町村 (更別村、中札内村、幕別町)                     </p> <p>                         ・帯広市副市長                          ・北海道エアポート(株) 帯広空港事業所長                          ・国土交通省東京航空局 帯広空港出張所長                          ・独立行政法人航空大学校 帯広分校長                          ・新千歳航空測候所 帯広航空気象観測所 総括観測員                          ・帯広警察署長                          ・とちか広域消防局長                          ・(一社) 帯広市医師会                          ・日本航空(株) 帯広空港所長                          ・(株)AIRDO 帯広空港所長                     </p> <p>(略)</p>	 <p>                         本部長 (帯広市長)                          副本部長                          総括部                          部長                          経済部担当部長                          副部長                          観光交流室長                          救難部                          部長                          帯広消防署長                          医療部                          部長                          (一社) 帯広市医師会                          (一社) 十勝医師会                          警備部                          部長                          帯広警察署長                          協力部                          (株)NTT 東日本 - 北海道 北海道東支店                          陸上自衛隊第5旅団 帯広市駐屯地部隊                          隣接町村 (更別村、中札内村、幕別町)                     </p> <p>                         帯広市経済部観光交流室観光交流課 (事務局)                          総務部危機対策室危機対策課                          政策推進部広報秘書室広報広聴課                          北海道エアポート(株) 帯広空港事業所                          国土交通省 東京航空局帯広空港出張所                          新千歳航空測候所 帯広航空気象観測所                          帯広消防署                          日本通運(株)北海道総代理店帯広総代理営業所                          日本航空(株)                          (株)AIRDO                          道北航空サービス(株)                          (一社) 帯広市医師会                          (一社) 十勝医師会                          帯広警察署                          (株)NTT 東日本 - 北海道 北海道東支店                          陸上自衛隊第5旅団 帯広市駐屯地部隊                          隣接町村 (更別村、中札内村、幕別町)                     </p> <p>                         ・帯広市副市長                          ・北海道エアポート(株) 帯広空港事業所長                          ・国土交通省東京航空局 帯広空港出張所長                          ・独立行政法人航空大学校 帯広分校長                          ・新千歳航空測候所 帯広航空気象観測所 総括観測員                          ・帯広警察署長                          ・とちか広域消防局長                          ・(一社) 帯広市医師会                          ・日本航空(株) 帯広空港所長                          ・(株)AIRDO 帯広空港所長                     </p> <p>(略)</p>	

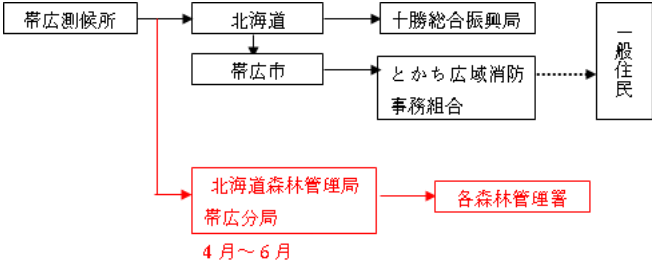
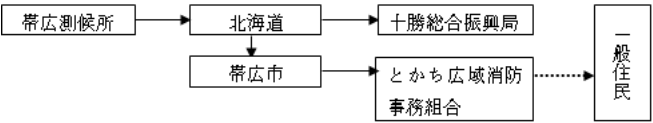
帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P244	<p>6 医療救護活動</p> <p>航空災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」に定める。ただし、帯広空港及びその周辺における航空災害発生時は、北海道エアポート株式会社と一般社団法人帯広市医師会並びに一般社団法人十勝医師会との間で締結した「<u>航空災害時の医療救護活動に関する協定</u>」に基づき、それぞれの医師会に救護要員の派遣又は待機を要請する。</p>	<p>6 医療救護活動</p> <p>航空災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」に定める。ただし、帯広空港及びその周辺における航空災害発生時は、北海道エアポート株式会社と一般社団法人帯広市医師会並びに一般社団法人十勝医師会との間で締結した「<u>帯広空港医療救護活動に関する協定</u>」に基づき、それぞれの医師会に救護要員の派遣又は待機を要請する。</p>	北海道エアポート(株)への吸収合併に伴う修正
P245	<p>第2節 鉄道災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p><u>鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>ア 情報通信連絡系統</p> <p><u>鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>イ 実施事項</p> <p>(ア) 関係機関は、<u>災害発生時</u>に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 鉄道災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p><u>鉄道災害時</u>の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。</p> <p>ア 情報通信連絡系統</p> <p><u>鉄道災害時</u>の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>イ 実施事項</p> <p>(ア) 関係機関は、<u>災害時</u>に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
P247	<p>13 鉄道事業者の災害対策</p> <p>(1) 災害時の活動体制</p> <p>社長及び支社長は、重大な<u>災害が発生した場合又は発生するおそれがある</u>場合には、これに対処するため、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>13 鉄道事業者の災害対策</p> <p>(1) 災害時の活動体制</p> <p>社長及び支社長は、重大な<u>災害時</u>には、これに対処するため、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	
P249	<p>第3節 道路災害対策計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が<u>発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>道路災害が<u>発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 道路災害対策計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。) <u>時</u>に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>道路災害<u>時</u>の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P250	(2) 実施事項 ア 関係機関は、 <u>災害発生時</u> に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (略)	(2) 実施事項 ア 関係機関は、 <u>災害時</u> に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
P251	5 応急活動体制 (1) 市長は、道路災害が <u>発生し、又は発生するおそれがある場合</u> は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。	5 応急活動体制 (1) 市長は、道路災害 <u>時</u> には、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。	
P253	第4節 危険物等災害対策計画 1 基本方針 危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> に早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための応急対策は、この計画の定めるところによる。 (略)	第4節 危険物等災害対策計画 1 基本方針 危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の <u>災害時</u> に早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための応急対策は、この計画の定めるところによる。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
P254	4 災害応急対策 (1) 情報通信系統 危険物等災害が <u>発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u> の連絡系統は、次のとおりとする。 (略) ア 実施事項 (ア) 関係機関は、 <u>災害発生時</u> に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (略)	4 災害応急対策 (1) 情報通信系統 危険物等災害 <u>時</u> の連絡系統は、次のとおりとする。 (略) ア 実施事項 (ア) 関係機関は、 <u>災害時</u> に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (略)	
P254	5 応急活動体制 (1) 市の災害対策組織 市長は、危険物等災害が <u>発生し、又は発生するおそれがある場合</u> 、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施する。	5 応急活動体制 (1) 市の災害対策組織 市長は、危険物等災害が <u>発生時</u> 、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施する。	
P257	第5節 大規模な火事災害対策計画 1 基本方針 死傷者が多数発生する等、大規模に火事災害が <u>発生し、又は発生するおそれがある場合</u> に、早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。 (略)	第5節 大規模な火事災害対策計画 1 基本方針 死傷者が多数発生する等、大規模な火事災害 <u>時</u> に、早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
	3 災害応急対策 (1) 情報通信 大規模な火事災害が <u>発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u> の連絡系統は、次のとおりとする。 (略) (2) 実施事項 ア 関係機関は、 <u>災害発生時</u> に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (略)	3 災害応急対策 (1) 情報通信 大規模な火事災害 <u>時</u> の連絡系統は、次のとおりとする。 (略) (2) 実施事項 ア 関係機関は、 <u>災害時</u> に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (略)	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P258	5 応急活動体制 (1) 市の災害対策組織 市長は、大規模な火事災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を実施するものとする。	5 応急活動体制 (1) 市の災害対策組織 市長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を実施するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
P261	第6節 林野火災対策計画 1 基本方針 広範囲にわたり林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。 (略)	第6節 林野火災対策計画 1 基本方針 広範囲にわたり林野の焼失等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
P262	3 気象情報対策 (2) 伝達系統 林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。 	3 気象情報対策 (2) 伝達系統 林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。 	帯広測候所の伝達系統の変更に伴う修正
P263	4 応急対策 (1) 情報通信 ㊦ 情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。 (略)	4 応急対策 (1) 情報通信 情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
P264	ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (略)	ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (略)	
P264	6 応急活動体制 (1) 市の災害対策組織 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら応急対策を実施するものとする。 (略)	6 応急活動体制 (1) 市の災害対策組織 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら応急対策を実施するものとする。 (略)	
	7 消防活動 消防機関は、林野火災が発生した場合、関係機関の積極的な協力を求め、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより消防活動を行うものとする。	7 消防活動 消防機関は、林野火災の発生時、関係機関の積極的な協力を求め、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより消防活動を行うものとする。	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P265	<p><u>新設</u></p>	<p><u>第7節 大規模停電災害対策計画</u></p> <p><u>1 基本方針</u>  <u>大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 災害予防</u>  <u>関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社</u></p> <p><u>ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性の確保はもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。</u></p> <p><u>ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。</u></p> <p><u>(2) 帯広市</u>  <u>大規模停電時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。</u></p> <p><u>(3) 防災関係機関</u></p> <p><u>ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。</u></p> <p><u>ウ 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手段、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。</u></p> <p><u>カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 病院等の重要施設</u>  <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>大規模停電災害対策計画の追加</p>
P266		<p><u>3 災害応急対策</u></p> <p><u>1 情報通信</u>  <u>大規模停電災害時の情報収集及び通信等は、次により実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 情報通信連絡系統</u>  <u>大規模停電災害時の連絡系統は、別記1のとおりとする。</u></p>	



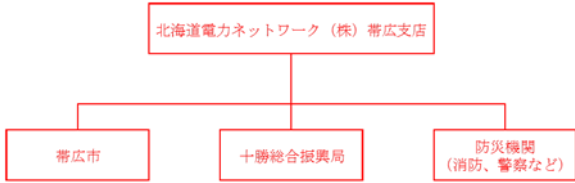
帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P266		<p><u>(2) 実施事項</u></p> <p>ア <u>関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</u></p> <p>イ <u>関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。</u></p> <p>ウ <u>関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。</u></p> <p><u>4 災害広報</u></p> <p><u>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 実施機関</u></p> <p><u>帯広市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社</u></p> <p><u>(2) 実施事項</u></p> <p><u>実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。</u></p> <p>ア <u>停電及び停電に伴う災害の状況</u></p> <p>イ <u>関係機関の災害応急対策に関する情報</u></p> <p>ウ <u>停電の復旧の見通し</u></p> <p>エ <u>避難の必要性等、地域に与える影響</u></p> <p>オ <u>その他必要な事項</u></p> <p><u>5 応急活動体制</u></p> <p><u>(1) 帯広市</u></p> <p><u>市長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、帯広市に係る災害応急対策を実施する。</u></p> <p><u>(2) 北海道</u></p> <p><u>知事は、大規模停電災害時、その状況に応じて北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。</u></p> <p><u>(3) 防災関係機関</u></p> <p><u>防災関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る応急対策を実施する。</u></p> <p><u>(4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社</u></p> <p>ア <u>電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。</u></p> <p>イ <u>早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。</u></p> <p>ウ <u>大規模災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力的体制も整備する。</u></p> <p><u>6 消防活動</u></p> <p><u>大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。</u></p> <p>ア <u>エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助</u></p> <p>イ <u>火災発生に対する迅速な消火活動</u></p> <p>ウ <u>医療機関との連携による円滑な救急搬送</u></p>	大規模停電災害対策計画の追加
P267			

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P268		<p><u>7 医療救護活動</u> 市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」の定めにより実施する。</p> <p><u>8 交通対策</u> 災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第8節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。</p> <p><u>(1) 北海道警察</u> 信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。</p> <p><u>(2) 道路管理者</u> ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。</p> <p><u>9 避難所対策</u> 大規模停電災害により市民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第5章第5節「避難対策計画」の定めにより実施するものとする。</p> <p><u>10 応急電力対策</u></p> <p><u>(1) 緊急的な電力供給</u></p> <p><u>ア 道は、大規模停電時には、直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。</u></p> <p><u>イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。</u></p> <p><u>ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき、電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 通信機器等の充電対策</u> 関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して重電機器等の提供に努めるものとする。</p> <p><u>11 給水対策</u> 帯広市（上下水道部）は水道水を供給するポンプの停止などによる高台等の断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。</p> <p><u>12 石油類燃料の供給対策</u> 道及び市は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、北海道地域防災計画第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。</p>	<p>大規模停電災害対策計画の追加</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P268		<p><b>13 防犯対策</b>  <u>北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策をおこなうものとする。</u></p> <p><b>14 自衛隊派遣要請</b>  <u>知事等法令で定める者は、北海道地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。</u></p> <p><b>15 広域応援</b>  <u>道、市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び外国へ応援を要請するものとする。</u></p> <p>別記1  <u>情報通信連絡系統図</u></p>  <pre> graph TD     A[北海道電力ネットワーク(株)帯広支店] --- B[帯広市]     A --- C[十勝総合振興局]     A --- D[防災機関 (消防、警察など)]     </pre>	大規模停電災害対策計画の追加
P265	<p><b>第8章 災害復旧計画</b>                  (略)</p> <p>4 激甚災害                  著しい激甚の<b>災害が発生した場合</b>は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。</p>	<p><b>第8章 災害復旧計画</b>                  (略)</p> <p>4 激甚災害                  著しい激甚の<b>災害時</b>は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
	<b>目 次</b>	<b>目 次</b>	
目次 1	第1章 総 則 (略)	第1章 総 則 (略)	内容修正に伴う ページの修正
	第7節 被害想定 ..... <u>15</u>	第7節 被害想定 ..... <u>16</u>	
	第2章 災害予防計画 (略)	第2章 災害予防計画 (略)	
目次 2	第8節 避難体制整備計画 ..... 33 (略)	第8節 避難体制整備計画 ..... 33 (略)	
	7 施設の整備計画 ..... <u>36</u>	7 施設の整備計画 ..... <u>37</u>	
	第9節 災害時要援護者対策計画 ..... <u>37</u>	第9節 災害時要援護者対策計画 ..... <u>38</u>	
	1 安全対策 ..... <u>37</u>	1 安全対策 ..... <u>38</u>	
	2 援助活動 ..... <u>39</u>	2 援助活動 ..... <u>40</u>	
	3 外国人への支援対策 ..... <u>39</u> (略)	3 外国人への支援対策 ..... <u>40</u> (略)	
目次 3	第3章 地震応急対策計画 第4節 避難対策計画 ..... 89 (略)	第3章 地震応急対策計画 第4節 避難対策計画 ..... 89 (略)	
	3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報及び 避難準備・高齢者等避難開始</u> の周知 ..... 90 (略)	3 <u>避難指示等</u> の周知 ..... 90 (略)	
目次 4	第7節 災害警備計画 ..... 103 (略)	第7節 災害警備計画 ..... 103 (略)	
	3 <u>災害発生時</u> の警察活動 ..... 103	3 <u>災害時</u> の警察活動 ..... 103	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																
P1	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p>第3節 計画の効果的促進</p> <p>また、<b>災害発生時</b>は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、住民主体の取組みの支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(一社) 帯広社会福祉協議会</td> <td>①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	(一社) 帯広社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。	(略)	(略)	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p>第3節 計画の効果的促進</p> <p>また、<b>災害時</b>は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、住民主体の取組みの支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(福) 帯広社会福祉協議会</td> <td>①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	(福) 帯広社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。	(略)	(略)	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
機関名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
(一社) 帯広社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。																		
(略)	(略)																		
機関名	事 務 又 は 業 務																		
(略)	(略)																		
(福) 帯広社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。																		
(略)	(略)																		
P17 P19	<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p>第2節 地震に強いまちづくり推進計画</p> <p>2 都市施設等の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 中心市街地の整備</p> <p>帯広駅周辺土地区画整理事業等により、帯広駅の周辺を中心とした市街地では、都市施設等が整備され、不特定多数の者が利用することから、防災面の配慮として、都市計画道路等（街路・駅南北交通広場）の緑化とオープンスペースの確保に努め、<b>災害発生時</b>に被災者の避難路及び救助のための救援路、さらに、火災等の災害の拡大を抑え遮断する空間地としての役割を担えるよう推進するものとする。</p> <p>また、電線類の地中化を進め、<b>災害発生時</b>の電柱等の倒壊による道路の寸断で災害活動に著しい支障をきたす事態が生じないよう安全対策の向上に努めるものとする。</p>	<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p>第2節 地震に強いまちづくり推進計画</p> <p>2 都市施設等の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 中心市街地の整備</p> <p>帯広駅周辺土地区画整理事業等により、帯広駅の周辺を中心とした市街地では、都市施設等が整備され、不特定多数の者が利用することから、防災面の配慮として、都市計画道路等（街路・駅南北交通広場）の緑化とオープンスペースの確保に努め、<b>災害時</b>に被災者の避難路及び救助のための救援路、さらに、火災等の災害の拡大を抑え遮断する空間地としての役割を担えるよう推進するものとする。</p> <p>また、電線類の地中化を進め、<b>災害時</b>の電柱等の倒壊による道路の寸断で災害活動に著しい支障をきたす事態が生じないよう安全対策の向上に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																
P25	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況</p> <p>災害に備えて救援物資及び応急対策用資機材の保管をするため、平成7年度に備蓄倉庫を建設するとともに、<b>備蓄物資の被災者への提供を迅速・円滑に進めるため、平成24年に市街地東部の旧第六中学校の校舎の一部を改修して備蓄倉庫を整備したほか、</b>農村部に対する対策として大正地区のコミュニティ施設に救援物資等の備蓄をしている。その他、自主防災組織の育成にあわせ、避難所ごとに救援物資の分散備蓄を進めるとともに、市街地及び農村部を含めた全市的な物資の供給拠点を整備している。</p>	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況</p> <p>災害に備えて救援物資及び応急対策用資機材の保管をするため、平成7年度に備蓄倉庫を建設するとともに、<b>令和3年度に拠点備蓄倉庫と指定避難所備蓄品収納物置を整備し、避難所開設時及び運営初期に必要な資機材は各指定避難所の備蓄品収納物置に配備し、その後必要になる資機材及び食料等を拠点備蓄倉庫に集積する体制を整えている。また、</b>農村部に対する対策として大正地区のコミュニティ施設に救援物資等の備蓄をしている。その他、自主防災組織の育成にあわせ、避難所ごとに救援物資の分散備蓄を進めている。</p>	<p>拠点備蓄倉庫及び指定避難所備蓄品収納物置の整備に伴う修正</p>																



帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P25	<p>(1) 備蓄倉庫の概要</p> <p>① 帯広市災害用資機材備蓄倉庫 所在地 帯広市南町南6線46番地 (道路維持課道路車両センター敷地内)</p> <p>完成年月日 平成7年11月1日 構造 鉄骨造り平屋建 規模 1棟 108㎡</p> <p>② 市民活動プラザ六中災害用資機材備蓄倉庫 所在地 帯広市東11条南9丁目1番地 (市民活動プラザ六中敷地内)</p> <p>供用年月日 平成24年4月1日</p> <p>規 模 備蓄倉庫部分 150㎡</p> <hr/> <p>(2) 農村部の備蓄拠点づくり 農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の万全を期するものとする。<u>なお、平成21年度以降については、避難所ごとに防災資機材、及び非常用食料等の整備に努めている。</u></p>	<p>(1) 備蓄倉庫の概要</p> <p>① 帯広市災害用資機材備蓄倉庫 所在地 帯広市南町南6線46番地 (道路維持課道路車両センター敷地内)</p> <p>完成年月日 平成7年11月1日 構造 鉄骨造り平屋建 規模 1棟 108㎡</p> <p>② 帯広市拠点備蓄倉庫 所在地 帯広市西17条南6丁目6-52 (陸上自衛隊帯広駐屯地官舎北側)</p> <p>完成年月日 令和4年3月1日 構造 鉄骨造2階建 規模 1,080㎡</p> <p>(2) 指定避難所の倉庫(物置) 平成21年度以降、避難所で必要な備蓄品及び自主防災組織でも使用できる救助・救出資機材を各指定避難所に設置したほか、令和3年度に感染症対策資機材及び避難所開設時と運営初期に必要な資機材を配備するための備蓄品収納物置を各指定避難所(帯広市総合体育館及び市民活動プラザ六中は建物内に収納)に設置している。</p> <p>(3) 農村部の備蓄拠点づくり 農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等に万全を期するものとする。</p>	<p>拠点備蓄倉庫及び指定避難所備蓄品収納物置の整備に伴う修正</p>
P27	<p>第6節 相互応援体制整備計画 (略)</p> <p>1 基本的な考え方 市及び防災関係機関は、地震災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。</p>	<p>第6節 相互応援体制整備計画 (略)</p> <p>1 基本的な考え方 市及び防災関係機関は、地震災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P29 P30	<p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 地震による災害発生時には、市内地域各所で家屋の倒壊や住民の避難行動での混乱、同時多発的火灾の発生等、さまざまな状況が予想される。(略)</p> <p>4 組織の活動 (2) 非常時及び災害時の活動 エ 避難の実施 地震発生後、<u>地域内住民の安否確認など初期活動を行った後、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するものとする。</u> なお、自力で避難することが困難な災害時要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。</p>	<p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 地震災害時には、市内地域各所で家屋の倒壊や住民の避難行動での混乱、同時多発的火灾の発生等、さまざまな状況が予想される。(略)</p> <p>4 組織の活動 (2) 非常時及び災害時の活動 エ 避難の実施 地震発生後、<u>市長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避難等(以下「避難指示等」という。)</u>が発令された場合には、<u>地域内住民の安否確認など初期活動を行った後、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するものとする。</u> なお、自力で避難することが困難な災害時要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P33	<p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導体制の構築</p> <p>(略)</p> <p><u>新規</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 道及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難 _____ が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、 _____ の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、 _____ 具体的な _____ 手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 道及び市は、学校等が保護者との間で、<u>災害発生時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(4) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<u>災害発生時</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所・避難所等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 土砂災害</p> <p>a <u>土砂災害発生時</u>の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。</p> <p>b 安全区域(土砂災害危険箇所区域外)に立地していること。</p> <p>(ウ) 地震災害</p> <p>a <u>地震災害発生時</u>に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する施設または場所であること。</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするもの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日ごろから市民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 道及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在中の被災住民（以下「広域避難者」という。）</u>の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、<u>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等</u>を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 道及び市は、学校等が保護者との間で、<u>災害時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<u>災害時</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所・避難所等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 土砂災害</p> <p>a <u>土砂災害時</u>の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。</p> <p>b 安全区域(土砂災害危険箇所区域外)に立地していること。</p> <p>(ウ) 地震災害</p> <p>a <u>地震災害時</u>に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する施設または場所であること。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P35	<p>3 避難場所・避難所等の住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</p> <p>市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など<u>災害発生時</u>に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>4 避難計画</p> <p>(略)</p> <p>ア 避難<u>勧告</u>等を発令する基準及び伝達方法</p> <p>(略)</p>	<p>3 避難場所・避難所等の住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</p> <p>市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など<u>災害時</u>に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>4 避難計画</p> <p>(略)</p> <p>ア 避難<u>指示</u>等を発令する基準及び伝達方法</p> <p>(略)</p>	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P36	<p>5 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。</p> <p>このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p>	<p>5 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。</p> <p>このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p> <p><u>また、避難者台帳(名簿)を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u></p>	記載の追加
P37	<p>第9節 災害時要援護者対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握し、避難支援計画や災害時要援護者名簿の作成・定期的な更新を行う</p> <p>_____</p> <p>_____ものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 災害時要援護者対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握し、避難支援計画や災害時要援護者名簿の作成・定期的な更新を行う<u>とともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	記載の追加
P38	<p>(2) 社会福祉施設等の対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 社会福祉施設等の管理者は、<u>災害が発生した場合</u>において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にするものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 社会福祉施設等の対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 社会福祉施設等の管理者は、<u>災害時</u>において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にするものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
P39	<p>3 外国人への支援対策</p> <p>市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置づけ、<u>災害発生時</u>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、<u>外国人</u>登録等の様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。</p>	<p>3 外国人への支援対策</p> <p>市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置づけ、<u>災害時</u>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、<u>外国人住民登録</u>等の様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。</p>	表現の適正化
P45	<p>第12節 建築物等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 がけ地に近接する建築物の防災対策</p> <p>市はがけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、<u>がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。</u></p>	<p>第12節 建築物等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 がけ地に近接する建築物の防災対策</p> <p>市はがけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、安全な場所への移転促進を図るものとする。</p>	現状に合わせた修正

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																																																										
P47	<p>第13節 土砂災害の予防計画</p> <p>土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>1 予防対策</p> <p>市域内の山間部では、大雨などにより山地の崩壊による<u>地すべり</u>等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、<u>地すべり</u>等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>また、地域住民に対し、<u>地すべり</u>等危険箇所の周知については、広報誌、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。<u>地すべり</u>等<u>予想</u>区域は次のとおりとする。</p> <p><u>急傾斜地崩壊危険区域</u> <span style="float:right">(平成27年12月現在)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">危険区域の現況</th> <th colspan="3">法令等における指定状況</th> <th colspan="2">整備計画</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>地区名</th> <th>場所</th> <th>危険区域面積 (ha)</th> <th>指定機関</th> <th>法令名</th> <th>指 定年月日</th> <th>実施機関</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩内仙峡吊橋</td> <td>岩内町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩内仙峡</td> <td>岩内町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レストハウス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川西7号</td> <td>川西町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成</td> <td>拓成町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西岩戸</td> <td>岩内町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>土石流危険区域</u> <span style="float:right">(平成27年12月現在)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険区域の現況</th> <th colspan="2">整備計画</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>区域名</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>溪流名</th> <th>実施機関</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩内町</td> <td>十勝川</td> <td>岩内川</td> <td>第一岩内橋の沢川</td> <td>北海道</td> <td>一部施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩内町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>西岩戸の沢川</td> <td>北海道</td> <td>一部施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>拓成橋の沢川</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>ピリカバタヌ沢川</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>拓成橋西の沢川</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拓成町</td> <td>十勝川</td> <td>戸篤別川</td> <td>川西発電所の沢川</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	危険区域の現況			法令等における指定状況			整備計画		備考	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	指定機関	法令名	指 定年月日	実施機関	摘 要	岩内仙峡吊橋	岩内町					北海道			岩内仙峡	岩内町					北海道			レストハウス									川西7号	川西町					北海道			拓成	拓成町					北海道			西岩戸	岩内町					北海道			危険区域の現況				整備計画		備考	区域名	水系名	河川名	溪流名	実施機関	摘 要	岩内町	十勝川	岩内川	第一岩内橋の沢川	北海道	一部施工		岩内町	十勝川	戸篤別川	西岩戸の沢川	北海道	一部施工		拓成町	十勝川	戸篤別川	拓成橋の沢川	北海道			拓成町	十勝川	戸篤別川	ピリカバタヌ沢川	北海道			拓成町	十勝川	戸篤別川	拓成橋西の沢川	北海道			拓成町	十勝川	戸篤別川	川西発電所の沢川	北海道			<p>第13節 土砂災害予防計画</p> <p>土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>1 予防対策</p> <p>市域内の山間部では、大雨などにより山地の崩壊による<u>土砂災害</u>等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、<u>土砂災害</u>等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>また、地域住民に対し、<u>土砂災害</u>等危険箇所の周知については、広報誌、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。<u>土砂災害警戒区域</u>は次のとおりとする。</p> <p><u>土砂災害警戒区域のみ</u> <span style="float:right">令和4年2月時点</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>川西発電所の沢川</td> <td>八千代町西1線、西2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西岩戸の沢川</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第一岩内橋の沢川</td> <td>岩内町2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</u> <span style="float:right">令和4年2月時点</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>帯広拓成</td> <td>拓成町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>令和元年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>帯広岩内1</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>帯広岩内2</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>帯広川西</td> <td>川西町西1線、西2線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>帯広西岩戸</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table>	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日	2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	<p>土砂災害警戒区域の指定（北海道）に伴う修正</p>
危険区域の現況			法令等における指定状況			整備計画		備考																																																																																																																																																																																					
地区名	場所	危険区域面積 (ha)	指定機関	法令名	指 定年月日	実施機関	摘 要																																																																																																																																																																																						
岩内仙峡吊橋	岩内町					北海道																																																																																																																																																																																							
岩内仙峡	岩内町					北海道																																																																																																																																																																																							
レストハウス																																																																																																																																																																																													
川西7号	川西町					北海道																																																																																																																																																																																							
拓成	拓成町					北海道																																																																																																																																																																																							
西岩戸	岩内町					北海道																																																																																																																																																																																							
危険区域の現況				整備計画		備考																																																																																																																																																																																							
区域名	水系名	河川名	溪流名	実施機関	摘 要																																																																																																																																																																																								
岩内町	十勝川	岩内川	第一岩内橋の沢川	北海道	一部施工																																																																																																																																																																																								
岩内町	十勝川	戸篤別川	西岩戸の沢川	北海道	一部施工																																																																																																																																																																																								
拓成町	十勝川	戸篤別川	拓成橋の沢川	北海道																																																																																																																																																																																									
拓成町	十勝川	戸篤別川	ピリカバタヌ沢川	北海道																																																																																																																																																																																									
拓成町	十勝川	戸篤別川	拓成橋西の沢川	北海道																																																																																																																																																																																									
拓成町	十勝川	戸篤別川	川西発電所の沢川	北海道																																																																																																																																																																																									
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																																																																																								
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																																								
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																																								
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																																								
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																																																																																								
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																																								
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																																								
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																																								
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																																								
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																																																																																								
P51	<p>第15節 積雪・寒冷対策計画</p> <p style="text-align:center">(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p><u>災害発生時</u>における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。</p> <p>このため、国、道、市の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。</p> <p style="text-align:center">(略)</p>	<p>第15節 積雪・寒冷対策計画</p> <p style="text-align:center">(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p><u>災害時</u>における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。</p> <p>このため、国、道、市の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。</p> <p style="text-align:center">(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																																																																																																																																																																										

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P51	<p>4 寒冷対策の推進</p> <p>(1) 避難所対策</p> <p>市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等確保に努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>4 寒冷対策の推進</p> <p>(1) 避難所対策</p> <p>市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等確保に努めるものとする。</p> <p><u>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</u></p>	記載の追加
P53	<p>第16節 業務継続計画の策定</p> <p>市及び事業所は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の適正な運用に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1 市の業務継続計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、<u>災害発生時</u>における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。</p>	<p>第16節 業務継続計画の策定</p> <p>市は、<u>災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 市の業務継続計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、<u>災害時</u>における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
P53	<p>2 事業所の業務継続計画の策定</p> <p>事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、市や地域の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は<u>業務</u>継続計画を策定する必要がある。</p> <p>事業者が<u>業務</u>継続計画を策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保されることから、事業者は<u>業務</u>継続計画の策定に努めるものとする。</p>	<p>2 事業所の事業継続計画の策定</p> <p>事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、市や地域の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は<u>事業</u>継続計画を策定する必要がある。</p> <p>事業者が<u>事業</u>継続計画を策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保されることから、事業者は<u>事業</u>継続計画の策定に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
P55	<p>第3章 地震応急対策計画</p> <p><u>地震による災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合</u>に、災害の発生を 방지、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止並びに災害の拡大を防止するための計画を定めるものとする。</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>本市において、<u>地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>は、市民の生命・財産を災害から守るため、市及び防災関係機関は状況に応じた有効な対策及び行動を行うとともに、速やかに必要な体制を確立し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。</p>	<p>第3章 地震応急対策計画</p> <p><u>地震災害時</u>に、災害の発生を防止、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止並びに災害の拡大を防止するための計画を定めるものとする。</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>本市において、<u>地震災害時</u>は、市民の生命・財産を災害から守るため、市及び防災関係機関は状況に応じた有効な対策及び行動を行うとともに、速やかに必要な体制を確立し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正



帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																											
P63	第1節 応急活動体制 別表2 (略)	第1節 応急活動体制 別表2 (略)	外国人対応のための追加   令和3年4月1日より下水道課場長ポストを廃止に伴う削除																											
P64	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">経済部</td> <td rowspan="2">経済部長</td> <td>商工班</td> <td>経済企画課長</td> <td>経済企画課 商業労働課 観光交流課</td> </tr> <tr> <td>空港班</td> <td>観光交流課長</td> <td>観光交流課</td> </tr> </table> (略)	経済部		経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課	空港班	観光交流課長	観光交流課	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">経済部</td> <td rowspan="2">経済部長</td> <td>商工班</td> <td>経済企画課長</td> <td>経済企画課 商業労働課 観光交流課</td> </tr> <tr> <td>空港班</td> <td>観光交流課長</td> <td>観光交流課</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td><b>第4救護班</b></td> <td><b>観光交流課長</b></td> <td><b>観光交流課</b></td> </tr> </table> (略)	経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課	空港班	観光交流課長	観光交流課			<b>第4救護班</b>	<b>観光交流課長</b>	<b>観光交流課</b>						
経済部	経済部長		商工班		経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課																								
		空港班	観光交流課長	観光交流課																										
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課																										
		空港班	観光交流課長	観光交流課																										
		<b>第4救護班</b>	<b>観光交流課長</b>	<b>観光交流課</b>																										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">上下水道部</td> <td rowspan="4">上下水道部長</td> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>水道施設班 (給水班)</td> <td>水道課長</td> <td>水道課 料金課</td> </tr> <tr> <td>水道施設班 (施設修繕班)</td> <td>水道課長 水道課場長</td> <td>水道課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>下水道課長 <b>下水道課場長</b></td> <td>下水道課</td> </tr> </table> (略)	上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課	水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課 料金課	水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課	下水道施設班	下水道課長 <b>下水道課場長</b>	下水道課	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">上下水道部</td> <td rowspan="4">上下水道部長</td> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>水道施設班 (給水班)</td> <td>水道課長</td> <td>水道課 料金課</td> </tr> <tr> <td>水道施設班 (施設修繕班)</td> <td>水道課長 水道課場長</td> <td>水道課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>下水道課長</td> <td>下水道課</td> </tr> </table> (略)	上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課	水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課 料金課	水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課	下水道施設班	下水道課長	下水道課
上下水道部	上下水道部長			総務班	総務課長	総務課																								
				水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課 料金課																								
				水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課																								
		下水道施設班	下水道課長 <b>下水道課場長</b>	下水道課																										
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課																										
		水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課 料金課																										
		水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課																										
		下水道施設班	下水道課長	下水道課																										
P69	第1節 応急活動体制 別表3 (略)	第1節 応急活動体制 別表3 (略)	外国人対応のための追加   飼養動物対策計画での主体の明確化に伴う所掌事務の追加																											
P70	<table border="1"> <tr> <td>経済部</td> <td>商工班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空港班</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略)	経済部		商工班	(略)		空港班	(略)	<table border="1"> <tr> <td>経済部</td> <td>商工班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空港班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>第4救護班</b></td> <td><b>1 観光客、外国人の対応に関すること。</b> <b>2 その他特命事項に関すること。</b></td> </tr> </table> (略)	経済部	商工班	(略)		空港班	(略)		<b>第4救護班</b>	<b>1 観光客、外国人の対応に関すること。</b> <b>2 その他特命事項に関すること。</b>												
経済部	商工班	(略)																												
	空港班	(略)																												
経済部	商工班	(略)																												
	空港班	(略)																												
	<b>第4救護班</b>	<b>1 観光客、外国人の対応に関すること。</b> <b>2 その他特命事項に関すること。</b>																												
	<table border="1"> <tr> <td>都市環境部</td> <td>公園緑地班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境保全班</td> <td>1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 <b>4 その他特命事項に関すること。</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>清掃班</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略)	都市環境部	公園緑地班	(略)		環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 <b>4 その他特命事項に関すること。</b>		清掃班	(略)	<table border="1"> <tr> <td>都市環境部</td> <td>公園緑地班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境保全班</td> <td>1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 <b>4 逸走犬等の管理に関すること。</b> <b>5 その他特命事項に関すること。</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>清掃班</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略)	都市環境部	公園緑地班	(略)		環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 <b>4 逸走犬等の管理に関すること。</b> <b>5 その他特命事項に関すること。</b>		清掃班	(略)										
都市環境部	公園緑地班	(略)																												
	環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 <b>4 その他特命事項に関すること。</b>																												
	清掃班	(略)																												
都市環境部	公園緑地班	(略)																												
	環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 <b>4 逸走犬等の管理に関すること。</b> <b>5 その他特命事項に関すること。</b>																												
	清掃班	(略)																												

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																										
P73	第2節 災害情報等の収集・伝達計画 (略)	第2節 災害情報等の収集・伝達計画 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正																																																																																																																																										
P76	5 被害状況報告 <u>地震災害が発生した場合</u> 、市長は「災害情報・被害状況報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。 (略)	5 被害状況報告 <u>地震災害時</u> 、市長は「災害情報・被害状況報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。 (略)																																																																																																																																											
P79	別表1 <table border="1" data-bbox="259 440 880 1417"> <tr> <td rowspan="4">応急措置の状況</td> <td rowspan="3">(3) 避難の状況</td> <td>自主避難</td> <td>地区名</td> <td>避難場所</td> <td>人数</td> <td>日時</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 自衛隊派遣要請の状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>(5) その他措置の状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">(6) 応急対策出動人員</td> <td colspan="2">(ア) 出動人員</td> <td colspan="4">(イ) 主な活動状況</td> </tr> <tr> <td>市町村職員</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>消防団員</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>その他(住民等)</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="6">(今後の見通し等)</td> </tr> </table>	応急措置の状況		(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	避難勧告					避難指示 (緊急)					(4) 自衛隊派遣要請の状況						(5) その他措置の状況						(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況				市町村職員	名					消防職員	名					消防団員	名					その他(住民等)	名					計	名					その他	(今後の見通し等)						別表1 <table border="1" data-bbox="1189 411 1839 1417"> <tr> <td rowspan="6">応急措置の状況</td> <td rowspan="3">(3) 避難の状況</td> <td>自主避難</td> <td>地区名</td> <td>避難場所</td> <td>人数</td> <td>日時</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 自衛隊派遣要請の状況</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>(5) その他措置の状況</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">(6) 応急対策出動人員</td> <td colspan="2">(ア) 出動人員</td> <td colspan="4">(イ) 主な活動状況</td> </tr> <tr> <td>市町村職員</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>消防団員</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>その他(住民等)</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="6">(今後の見通し等)</td> </tr> </table>	応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	避難指示					(4) 自衛隊派遣要請の状況					(5) その他措置の状況					(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況				市町村職員	名					消防職員	名					消防団員	名					その他(住民等)	名					計	名					その他	(今後の見通し等)				
応急措置の状況	(3) 避難の状況		自主避難		地区名	避難場所	人数	日時																																																																																																																																					
			避難勧告																																																																																																																																										
			避難指示 (緊急)																																																																																																																																										
	(4) 自衛隊派遣要請の状況																																																																																																																																												
(5) その他措置の状況																																																																																																																																													
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況																																																																																																																																										
	市町村職員	名																																																																																																																																											
	消防職員	名																																																																																																																																											
	消防団員	名																																																																																																																																											
	その他(住民等)	名																																																																																																																																											
	計	名																																																																																																																																											
その他	(今後の見通し等)																																																																																																																																												
応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時																																																																																																																																							
		避難指示																																																																																																																																											
		(4) 自衛隊派遣要請の状況																																																																																																																																											
	(5) その他措置の状況																																																																																																																																												
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況																																																																																																																																									
		市町村職員	名																																																																																																																																										
消防職員		名																																																																																																																																											
消防団員		名																																																																																																																																											
その他(住民等)		名																																																																																																																																											
計		名																																																																																																																																											
その他	(今後の見通し等)																																																																																																																																												

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
P81	<p>別表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>件数等</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>項 目</th> <th>件数等</th> <th>被害金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧衛生被害</td> <td></td> <td></td> <td>⑪社会教育施設被害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>①社会教育施設被害</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  病院</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  公立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  公立</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  個人</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  個人</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  一般廃棄物処理</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  鉄道不通</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  し尿処理</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  鉄道施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  火葬場</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  被害船舶(漁船除く)</td> <td>隻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  空港</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨商工被害</td> <td></td> <td></td> <td>⑬その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>件</td> <td></td> <td>水道</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>工業</td> <td>件</td> <td></td> <td>電話</td> <td>回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>件</td> <td></td> <td>電気</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td>件</td> <td></td> <td>ガス</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td></td> <td></td> <td>ブロック塀等</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  ⑩公立文教施設</td> <td></td> <td></td> <td>都市施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  小学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  計</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  中学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>被害総額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  高校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  建物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  其他文教施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  発生</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  危険物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設被害市町村数</td> <td>団</td> <td></td> <td>  その他</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災世帯数</td> <td>世</td> <td></td> <td>  計</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災者数</td> <td>人</td> <td></td> <td>消防員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防職員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道(振興局)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部の設置状況</td> <td>市町村名</td> <td>名称</td> <td>設置日時</td> <td>廃止日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害救助法適用市町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補足資料(※別業で報告)</td> <td colspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	⑧衛生被害			⑪社会教育施設被害			水道	箇所		①社会教育施設被害	箇所		病院	箇所		公立	箇所		公立	箇所		個人	箇所		個人	箇所		計	箇所		一般廃棄物処理	箇所		鉄道不通	箇所	—	し尿処理	箇所		鉄道施設	箇所		火葬場	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻		計	箇所		空港	箇所		⑨商工被害			⑬その他			商業	件		水道	戸	—	工業	件		電話	回	—	その他	件		電気	戸	—	計	件		ガス	戸	—	被害			ブロック塀等	箇所	—	⑩公立文教施設			都市施設	箇所		小学校	箇所		計	—		中学校	箇所		被害総額			高校	箇所		建物	件		其他文教施設	箇所		発生	件		計	箇所		危険物	件		公共施設被害市町村数	団		その他	件		罹災世帯数	世		計	—		罹災者数	人		消防員出動延人数	人		消防職員出動延人数	人					道(振興局)						災害対策本部の設置状況	市町村名	名称	設置日時	廃止日時		災害救助法適用市町						補足資料(※別業で報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>					<p>別表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>件数等</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>項 目</th> <th>件数等</th> <th>被害金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧衛生被害</td> <td></td> <td></td> <td>⑪社会教育施設被害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>①社会教育施設被害</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  病院</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  公立</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  公立</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  個人</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  個人</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  計</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  一般廃棄物処理</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  鉄道不通</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  し尿処理</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  鉄道施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  火葬場</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  被害船舶(漁船除く)</td> <td>隻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  空港</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨商工被害</td> <td></td> <td></td> <td>⑬その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>件</td> <td></td> <td>水道</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>工業</td> <td>件</td> <td></td> <td>電話</td> <td>回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>件</td> <td></td> <td>電気</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td>件</td> <td></td> <td>ガス</td> <td>戸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td></td> <td></td> <td>ブロック塀等</td> <td>箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  ⑩公立文教施設</td> <td></td> <td></td> <td>都市施設</td> <td>箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  小学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  計</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  中学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>被害総額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  義務教育学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  建物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  高校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  発生</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  其他文教施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  危険物</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>  その他</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設被害市町村数</td> <td>団</td> <td></td> <td>  計</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災世帯数</td> <td>世</td> <td></td> <td>消防員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災者数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防職員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道(振興局)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部の設置状況</td> <td>市町村名</td> <td>名称</td> <td>設置日時</td> <td>廃止日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害救助法適用市町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補足資料(※別業で報告)</td> <td colspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	⑧衛生被害			⑪社会教育施設被害			水道	箇所		①社会教育施設被害	箇所		病院	箇所		公立	箇所		公立	箇所		個人	箇所		個人	箇所		計	箇所		一般廃棄物処理	箇所		鉄道不通	箇所	—	し尿処理	箇所		鉄道施設	箇所		火葬場	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻		計	箇所		空港	箇所		⑨商工被害			⑬その他			商業	件		水道	戸	—	工業	件		電話	回	—	その他	件		電気	戸	—	計	件		ガス	戸	—	被害			ブロック塀等	箇所	—	⑩公立文教施設			都市施設	箇所		小学校	箇所		計	—		中学校	箇所		被害総額			義務教育学校	箇所		建物	件		高校	箇所		発生	件		其他文教施設	箇所		危険物	件		計	箇所		その他	件		公共施設被害市町村数	団		計	—		罹災世帯数	世		消防員出動延人数	人		罹災者数	人					消防職員出動延人数	人					道(振興局)						災害対策本部の設置状況	市町村名	名称	設置日時	廃止日時		災害救助法適用市町						補足資料(※別業で報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>					<p>令和4年4月1日の大空学園義務教育学校開校に伴う修正</p>
項 目	件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
⑧衛生被害			⑪社会教育施設被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
水道	箇所		①社会教育施設被害	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
病院	箇所		公立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
公立	箇所		個人	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
個人	箇所		計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
一般廃棄物処理	箇所		鉄道不通	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
し尿処理	箇所		鉄道施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
火葬場	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計	箇所		空港	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
⑨商工被害			⑬その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
商業	件		水道	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
工業	件		電話	回	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
その他	件		電気	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
計	件		ガス	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
被害			ブロック塀等	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
⑩公立文教施設			都市施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小学校	箇所		計	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
中学校	箇所		被害総額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
高校	箇所		建物	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
其他文教施設	箇所		発生	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計	箇所		危険物	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
公共施設被害市町村数	団		その他	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
罹災世帯数	世		計	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
罹災者数	人		消防員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
消防職員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
道(振興局)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
災害対策本部の設置状況	市町村名	名称	設置日時	廃止日時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
災害救助法適用市町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
補足資料(※別業で報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
項 目	件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
⑧衛生被害			⑪社会教育施設被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
水道	箇所		①社会教育施設被害	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
病院	箇所		公立	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
公立	箇所		個人	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
個人	箇所		計	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
一般廃棄物処理	箇所		鉄道不通	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
し尿処理	箇所		鉄道施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
火葬場	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計	箇所		空港	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
⑨商工被害			⑬その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
商業	件		水道	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
工業	件		電話	回	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
その他	件		電気	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
計	件		ガス	戸	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
被害			ブロック塀等	箇所	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
⑩公立文教施設			都市施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小学校	箇所		計	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
中学校	箇所		被害総額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
義務教育学校	箇所		建物	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
高校	箇所		発生	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
其他文教施設	箇所		危険物	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計	箇所		その他	件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
公共施設被害市町村数	団		計	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
罹災世帯数	世		消防員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
罹災者数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
消防職員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
道(振興局)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
災害対策本部の設置状況	市町村名	名称	設置日時	廃止日時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
災害救助法適用市町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
補足資料(※別業で報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考				
P86	別表4	別表4	令和4年4月1日の大空学園義務教育学校開校に伴う修正				
	被害区分	判断基準		被害区分	判断基準		
	商 業 工 業 被 害	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。		商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	商 業 工 業 被 害	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	
		工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。		工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。		工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	
	公立文教施設被害	幼稚園のほか、公立の小中学校、高校、大学、特別支援学校等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		公立文教施設被害	幼稚園のほか、公立の小中学校、義務教育学校、高校、大学、特別支援学校等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		
	社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		
	社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		
	そ の 他	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。	そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
		鉄道施設		線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		被害船舶 (漁船除く)		ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		空 港		空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		水道(戸数)		上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。		水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
		電話(戸数)		災害により通話不能となった電話の回線数をいう。		電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
		電気(戸数)		災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。		電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
		ガス(戸数)		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。		ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック 塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	ブロック 塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。			
都市施設		街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。			
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。				



帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P87	<p>第3節 災害広報・情報提供計画 (略)</p> <p>4 安否情報の提供 (1) 安否情報の照会手続 (略)</p> <p>イ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、<u>外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等</u>の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。</p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画 (略)</p> <p>4 安否情報の提供 (1) 安否情報の照会手続 (略)</p> <p>イ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、<u>在留カード等</u>の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。</p>	表記の適正化
P89	<p>第4節 避難対策計画 (略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容 地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により<u>避難の勧告又は指示を行うものとする。</u> 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する<u>ものとし、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報のほか、災害時要援護者の避難に資する避難準備・高齢者等避難開始を必要に応じて伝達する。</u></p> <hr/> <p>(1) 市長（災害対策基本法第60条、水防法第29条） ア 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。</p> <p>(ア) 避難のための立退きの<u>勧告又は指示</u> (イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 (ウ) <u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示 イ 市長は、避難のための立退きの<u>指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。 ウ 市長は、上記の<u>勧告又は指示</u>を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。） (略)</p> <p>(3) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条） ア 警察官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。 その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。 (略)</p>	<p>第4節 避難対策計画 (略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容 地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により<u>避難指示等を発令する。</u> 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する<u>必要がある。このため、避難指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。</u> <u>なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 市長（災害対策基本法第60条、水防法第29条） ア 市長は、<u>災害時</u>、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命<u>又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは</u>、直ちに必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、次の指示を行う。</p> <p>(ア) 避難のための立退きの<u>指示</u> (イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 (ウ) <u>緊急安全確保措置</u>の指示 イ 市長は、避難のための立退き <u>又は緊急安全確保措置</u>の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。 ウ 市長は、上記の<u>指示</u>を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。） (略)</p> <p>(3) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条） ア 警察官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は<u>緊急安全確保措置</u>の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。 その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。 (略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P90	<p>2 避難措置における連絡及び協力</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求められることができるものとする。</p> <p>また、市は、<u>避難勧告や避難指示（緊急）</u>等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、<u>災害発生時</u>における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報及び避難準備・高齢者等避難開始</u>の周知</p> <p>市は、<u>避難勧告</u>等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、<u>避難勧告</u>等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ<u>恐れ</u>があることを認識できるように<u>避難勧告</u>等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システム、など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備・高齢者等避難開始</u>の理由及び内容</p> <p>(略)</p> <p>4 避難方法</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。</p> <p>その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。</p> <p>市は、災害の状況に応じて<u>避難勧告</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、<u>近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」</u>や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</p> <p>また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難措置における連絡及び協力</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求められることができるものとする。</p> <p>また、市は、<u>避難指示</u>等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、<u>災害時</u>における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>避難指示等</u>の周知</p> <p>市は、<u>避難指示</u>等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、<u>避難指示</u>等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ<u>おそれ</u>があることを認識できるように<u>避難指示</u>等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、<u>避難指示</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システム、など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>避難指示等</u>の理由及び内容</p> <p>(略)</p> <p>4 避難方法</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。</p> <p>その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。</p> <p>市は、災害の状況に応じて<u>避難指示</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、<u>指定避難場所等への避難がいかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所」への避難</u>や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</p> <p>また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>誤字の修正</p>
P91	<p>(略)</p> <p>(1) <u>避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備・高齢者等避難開始</u>の理由及び内容</p> <p>(略)</p> <p>4 避難方法</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。</p> <p>その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。</p> <p>市は、災害の状況に応じて<u>避難勧告</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、<u>近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」</u>や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</p> <p>また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) <u>避難指示等</u>の理由及び内容</p> <p>(略)</p> <p>4 避難方法</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。</p> <p>その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。</p> <p>市は、災害の状況に応じて<u>避難指示</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、<u>指定避難場所等への避難がいかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所」への避難</u>や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</p> <p>また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P92	<p>8 避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p>	<p>8 避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p>	
P93	<p><u>(新設)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p><u>(8) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	



帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P93	<p>(12) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、<u>危機対策室と健康保険室</u>が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(12) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、<u>危機対策部局と保健福祉部局</u>が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(13) <u>車中泊をしている避難者に対しては、トイレの情報やエコノミークラス症候群、一酸化炭素中毒、冬期間の寒さ対策等の予防対策処置等について周知を行い、健康への配慮を行うものとする。</u></p> <p>(14) 市は、<u>指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(15) <u>避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P94 -2	<p>12 <u>広域一時滞在</u></p> <p>(略)</p> <p>12 <u>広域一時滞在</u></p> <p>(略)</p>	<p>12 <u>広域避難</u></p> <p>(1) <u>広域避難の協議等</u></p> <p>市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、<u>広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。</u></p> <p>(2) <u>道内における広域避難</u></p> <p>市は、<u>道内の他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>道外への広域避難</u></p> <p>ア 市は、<u>他の都道府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に對し当該他の都府県との協議を求めるものとする。</u></p> <p>イ 道は、<u>市から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。</u></p> <p>ウ 道は、<u>市からの求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p>エ 市は、<u>事態に照らして緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>避難者の受入れ</u></p> <p>市は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>関係機関の連携</u></p> <p>ア 道、市、運送事業者等は、<u>あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 道及び関係機関は、<u>避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>13 <u>広域一時滞在</u></p> <p>(略)</p>	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
P97	第6節 地震火災等対策計画 1 消防組織計画	第6節 地震火災等対策計画 1 消防組織計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
P98	別表1  (略)	別表1  (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			とから広域消防局の係統合に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
P101	(2) 消防職員・団員及び消防車両  (略)	(2) 消防職員・団員及び消防車両  (略)	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th colspan="5">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し こ 車</th> <th>屈 折 は し こ 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> <th>化 粧 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とから広域消防局</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯広消防署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>柏林台出張所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>南出張所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>大正出張所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東出張所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広市消防団</td> <td>344</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>帯広第1分団</td> <td>35</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広第2分団</td> <td>28</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広第3分団</td> <td>25</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広第4分団</td> <td>23</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広第5分団</td> <td>23</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第1分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第2分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第3分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第4分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第5分団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大正第1分団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大正第2分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年7月1日現在 ※とから広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	特殊車					高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	化 粧 車	とから広域消防局	65									1	3	4	帯広消防署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13	柏林台出張所	24	2										3	南出張所	26	1		1								3	大正出張所	14	1										2	東出張所	20	1										2	森の里出張所	20						1		1			2	川西分遣所	2										1	1	帯広市消防団	344	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7											0	桜華分団	20											0	帯広第1分団	35		1									1	帯広第2分団	28		1									1	帯広第3分団	25		1									1	帯広第4分団	23		1									1	帯広第5分団	23		1									1	川西第1分団	25	1										1	川西第2分団	25	1										1	川西第3分団	24	1										1	川西第4分団	26	1										1	川西第5分団	20	1										1	大正第1分団	36	1										1	大正第2分団	24	1										1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th colspan="5">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し こ 車</th> <th>屈 折 は し こ 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> <th>化 粧 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とから広域消防局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯広消防署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>柏林台出張所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>南出張所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>大正出張所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東出張所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広市消防団</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>帯広第1分団</td> <td>35</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広第2分団</td> <td>31</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広第3分団</td> <td>31</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広第4分団</td> <td>24</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯広第5分団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第1分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第2分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第3分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第4分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川西第5分団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大正第1分団</td> <td>35</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大正第2分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年4月1日現在 ※とから広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	特殊車					高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	化 粧 車	とから広域消防局	64										1	3	4	帯広消防署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13	柏林台出張所	24	2										3	南出張所	26	1		1								3	大正出張所	14	1										2	東出張所	20	1										2	森の里出張所	20						1		1			2	川西分遣所	2											1	帯広市消防団	350	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7											0	桜華分団	20											0	帯広第1分団	35		1									1	帯広第2分団	31		1									1	帯広第3分団	31		1									1	帯広第4分団	24		1									1	帯広第5分団	22		1									1	川西第1分団	25	1										1	川西第2分団	26	1										1	川西第3分団	24	1										1	川西第4分団	26	1										1	川西第5分団	20	1										1	大正第1分団	35	1										1	大正第2分団	24	1										1
人員・車両 本部・署・団別	職 員 数					水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	特殊車							高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車			化 粧 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
とから広域消防局	65									1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広消防署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
柏林台出張所	24	2										3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
南出張所	26	1		1								3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大正出張所	14	1										2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
東出張所	20	1										2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
森の里出張所	20						1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西分遣所	2										1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広市消防団	344	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 部	7											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
桜華分団	20											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第1分団	35		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第2分団	28		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第3分団	25		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第4分団	23		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第5分団	23		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第1分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第2分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第3分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第4分団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第5分団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大正第1分団	36	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大正第2分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
人員・車両 本部・署・団別	職 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	特殊車					高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	化 粧 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
とから広域消防局	64										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広消防署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
柏林台出張所	24	2										3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
南出張所	26	1		1								3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大正出張所	14	1										2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
東出張所	20	1										2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
森の里出張所	20						1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西分遣所	2											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広市消防団	350	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 部	7											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
桜華分団	20											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第1分団	35		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第2分団	31		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第3分団	31		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第4分団	24		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯広第5分団	22		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第1分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第2分団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第3分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第4分団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西第5分団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大正第1分団	35	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大正第2分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																								
P102	<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,737</td> <td rowspan="2">1,823</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td>34</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,737	1,823	私設	86	防 火 水 槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	34		<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,741</td> <td rowspan="2">1,826</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td>33</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,741	1,826	私設	85	防 火 水 槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	33		時点修正
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,737	1,823																																								
	私設	86																																									
防 火 水 槽	公設	47	130																																								
	私設	83																																									
井 戸	公設	34																																									
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,741	1,826																																								
	私設	85																																									
防 火 水 槽	公設	47	130																																								
	私設	83																																									
井 戸	公設	33																																									
P103	<p>第7節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害発生時の警察活動</p> <p>地震災害に際し、関係機関と連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。</p> <p>(1) 被害状況の収集方法</p> <p>災害発生時の初期的段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者、及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時の警察活動</p> <p>地震災害に際し、関係機関と連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。</p> <p>(1) 被害状況の収集方法</p> <p>災害時の初期的段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者、及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																																								
P105	<p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p>																																									
P106	<p>1 交通応急対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>(5) 帯広市_____及びとかち広域消防局</p> <p>ア 市町村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 道路管理者</p> <p>災害が発生した場合において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 道路の交通規制</p> <p>(1) 道路交通網の把握</p> <p>災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 交通応急対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>(5) 帯広市(道路班)及びとかち広域消防局</p> <p>ア 市_____が管理している道路で災害時は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 道路管理者</p> <p>災害時において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 道路の交通規制</p> <p>(1) 道路交通網の把握</p> <p>災害時、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>主体の明確化</p> <p>誤記の削除</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																								
P107	<p>3 緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p>	<p>3 緊急輸送のための交通規制</p> <p>(略)</p>																																									

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P107	<p>エ 緊急通行車両                      (ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。                      a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項                      (略)</p>	<p>エ 緊急通行車両                      (ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。                      a 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項                      (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P108 -1	<p>4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画  <u>地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要</u>あり、<u>それらの道路については耐震性が確保されているとともに</u>、ネットワークとして機能することが重要である。                      このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。                      (略)</p>	<p>4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画  <u>緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路</u>であり、<u>耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である</u>。                      このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。                      (略)</p>	<p>「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書」改定に基づく修正</p>
P108 -2	<p>イ 対象道路                      既設道路及び概ね5ヵ年以内に供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。                      (2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長（平成28年3月末時点）                      緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は10,942.2kmに上っている。                      ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク                      道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長7,092km）                      イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク                      第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路（道路延長3,579km）                      ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク                      第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路（道路延長270.8km）</p>	<p>イ 対象道路                      既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。                      (2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長                      緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371kmに上っている。                      ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク                      道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長7,245km）                      イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク                      第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路（道路延長3,831km）                      ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク                      第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路（道路延長295km）</p>	
P127	<p>第13節 給水計画                      災害によって広域的断水が発生した時には、市民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。市民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、このことが応急給水活動時の大きな障害となることが想定される。                      そのために、市民に対し十分な広報活動を行い、理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。なお、給水計画は、帯広市上下水道事業災害対策計画の応急給水計画の定めるところによる。</p>	<p>第13節 給水計画                      災害によって広域的断水が発生した時には、市民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。市民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、このことが応急給水活動時の大きな障害となることが想定される。                      そのために、市民に対し十分な広報活動を行い、理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。なお、給水計画は、帯広市上下水道事業災害対策計画の災害応急対策計画の定めるところによる</p>	<p>記載の修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																
P141	<p>第17節 ガス施設災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 非常体制（緊急措置及び対策本部の設置）</p> <p>(1) 帯広ガスは、地震等の<b>災害が発生した場合</b>、災害の迅速かつ適切な処置を講ずるため、「地震防災対策要領」に基づき緊急出動体制をとる。</p> <p>(略)</p> <p>ガス供給状況</p> <p>都市ガス地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位ブロック名</th> <th>復旧ブロック数</th> <th>供給戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根室本線北側地区</td> <td>Aブロック</td> <td>5</td> <td><u>5, 866</u></td> </tr> <tr> <td>ウツベツ川東・鉄南地区</td> <td>Bブロック</td> <td>5</td> <td><u>5, 146</u></td> </tr> <tr> <td>稲田・清流・南の森地区</td> <td>Cブロック</td> <td>3</td> <td><u>3, 472</u></td> </tr> <tr> <td>ウツベツ川西・啓西地区</td> <td>Dブロック</td> <td>4</td> <td><u>4, 770</u></td> </tr> <tr> <td>自由が丘・西帯広地区</td> <td>Eブロック</td> <td>4</td> <td><u>5, 940</u></td> </tr> <tr> <td>都市ガス地区合計</td> <td>5ブロック</td> <td>21</td> <td><u>25, 194</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年11月30日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位ブロック名</th> <th>復旧ブロック数</th> <th>供給戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大空地区</td> <td>0ブロック</td> <td>1</td> <td><u>1, 465</u></td> </tr> <tr> <td>大空地区合計</td> <td>1ブロック</td> <td>1</td> <td><u>1, 465</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年11月30日現在</p>		単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数	根室本線北側地区	Aブロック	5	<u>5, 866</u>	ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	<u>5, 146</u>	稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	<u>3, 472</u>	ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	<u>4, 770</u>	自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	<u>5, 940</u>	都市ガス地区合計	5ブロック	21	<u>25, 194</u>		単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数	大空地区	0ブロック	1	<u>1, 465</u>	大空地区合計	1ブロック	1	<u>1, 465</u>	<p>第17節 ガス施設災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 非常体制（緊急措置及び対策本部の設置）</p> <p>(1) 帯広ガスは、地震等の<b>災害時</b>、災害の迅速かつ適切な処置を講ずるため、「地震防災対策要領」に基づき緊急出動体制をとる。</p> <p>(略)</p> <p>ガス供給状況</p> <p>都市ガス地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位ブロック名</th> <th>復旧ブロック数</th> <th>供給戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根室本線北側地区</td> <td>Aブロック</td> <td>5</td> <td><u>5, 910</u></td> </tr> <tr> <td>ウツベツ川東・鉄南地区</td> <td>Bブロック</td> <td>5</td> <td><u>5, 029</u></td> </tr> <tr> <td>稲田・清流・南の森地区</td> <td>Cブロック</td> <td>3</td> <td><u>3, 675</u></td> </tr> <tr> <td>ウツベツ川西・啓西地区</td> <td>Dブロック</td> <td>4</td> <td><u>4, 855</u></td> </tr> <tr> <td>自由が丘・西帯広地区</td> <td>Eブロック</td> <td>4</td> <td><u>5, 247</u></td> </tr> <tr> <td>都市ガス地区合計</td> <td>5ブロック</td> <td>21</td> <td><u>24, 716</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年11月30日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位ブロック名</th> <th>復旧ブロック数</th> <th>供給戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大空地区</td> <td>0ブロック</td> <td>1</td> <td><u>1, 418</u></td> </tr> <tr> <td>大空地区合計</td> <td>1ブロック</td> <td>1</td> <td><u>1, 418</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年11月30日現在</p>		単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数	根室本線北側地区	Aブロック	5	<u>5, 910</u>	ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	<u>5, 029</u>	稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	<u>3, 675</u>	ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	<u>4, 855</u>	自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	<u>5, 247</u>	都市ガス地区合計	5ブロック	21	<u>24, 716</u>		単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数	大空地区	0ブロック	1	<u>1, 418</u>	大空地区合計	1ブロック	1	<u>1, 418</u>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>時点修正</p>
	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数																																																																																
根室本線北側地区	Aブロック	5	<u>5, 866</u>																																																																																
ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	<u>5, 146</u>																																																																																
稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	<u>3, 472</u>																																																																																
ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	<u>4, 770</u>																																																																																
自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	<u>5, 940</u>																																																																																
都市ガス地区合計	5ブロック	21	<u>25, 194</u>																																																																																
	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数																																																																																
大空地区	0ブロック	1	<u>1, 465</u>																																																																																
大空地区合計	1ブロック	1	<u>1, 465</u>																																																																																
	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数																																																																																
根室本線北側地区	Aブロック	5	<u>5, 910</u>																																																																																
ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	<u>5, 029</u>																																																																																
稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	<u>3, 675</u>																																																																																
ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	<u>4, 855</u>																																																																																
自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	<u>5, 247</u>																																																																																
都市ガス地区合計	5ブロック	21	<u>24, 716</u>																																																																																
	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数																																																																																
大空地区	0ブロック	1	<u>1, 418</u>																																																																																
大空地区合計	1ブロック	1	<u>1, 418</u>																																																																																
P145	<p>第19節 鉄道施設災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 災害時の活動体制</p> <p>社長及び付属機関の長並びに支店長は、重大な<b>災害が発生した場合</b>又は発生するおそれがある場合には、これに対処するため、災害対策本部を設置するものとする。(防災規定)</p> <p>また、復旧等処理の円滑化を図るため、対策本部及び現地復旧本部の設置について、運輸部長及び安全推進室長の報告に基づき、鉄道事業本部長が指示するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第19節 鉄道施設災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 災害時の活動体制</p> <p>社長及び付属機関の長並びに支店長は、重大な<b>災害時</b>には、これに対処するため、災害対策本部を設置するものとする。(防災規定)</p> <p>また、復旧等処理の円滑化を図るため、対策本部及び現地復旧本部の設置について、運輸部長及び安全推進室長の報告に基づき、鉄道事業本部長が指示するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																																																																

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																	
P153	<p>第23節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>(3) <b>災害発生時</b>の迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員の任務の分担、相互の連携、時間外における参集等についての体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>5 学用品の給与状況記録</p> <p>(略)</p> <p>様式1</p> <p>学用品の給与の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">学校名</th> <th rowspan="3">学年</th> <th rowspan="3">児童 (生徒) 氏名</th> <th rowspan="3">授業者 氏名</th> <th rowspan="3">給与 月日</th> <th colspan="4">給与の内訳</th> <th rowspan="3">実 支 出 額</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">教科書</th> <th colspan="2">その他学用品</th> </tr> <tr> <th>国語</th> <th>算数</th> <th>鉛筆</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>小学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	授業者 氏名	給与 月日	給与の内訳				実 支 出 額	備 考	教科書		その他学用品		国語	算数	鉛筆													計	小学校	人							円			中学校	人							円		<p>第23節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>(3) <b>災害時</b>の迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員の任務の分担、相互の連携、時間外における参集等についての体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>5 学用品の給与状況記録</p> <p>(略)</p> <p>様式1</p> <p>学用品の給与の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">学校名</th> <th rowspan="3">学年</th> <th rowspan="3">児童 (生徒) 氏名</th> <th rowspan="3">授業者 氏名</th> <th rowspan="3">給与 月日</th> <th colspan="4">給与の内訳</th> <th rowspan="3">実 支 出 額</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">教科書</th> <th colspan="2">その他学用品</th> </tr> <tr> <th>国語</th> <th>算数</th> <th>鉛筆</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計</td> <td>小学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>義務教育学校</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	授業者 氏名	給与 月日	給与の内訳				実 支 出 額	備 考	教科書		その他学用品		国語	算数	鉛筆													計	小学校	人							円		中学校	人							円		義務教育学校	人							円		<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>令和4年4月1日の大空学園義務教育学校開校に伴う修正</p>
学校名	学年						児童 (生徒) 氏名	授業者 氏名	給与 月日	給与の内訳				実 支 出 額	備 考																																																																																																					
										教科書			その他学用品																																																																																																							
		国語	算数	鉛筆																																																																																																																
計	小学校	人							円																																																																																																											
	中学校	人							円																																																																																																											
学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	授業者 氏名	給与 月日	給与の内訳				実 支 出 額	備 考																																																																																																										
					教科書		その他学用品																																																																																																													
					国語	算数	鉛筆																																																																																																													
計	小学校	人							円																																																																																																											
	中学校	人							円																																																																																																											
	義務教育学校	人							円																																																																																																											
P157	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>(略)</p> <p>ウ <b>応急仮設住宅</b>の建設</p> <p>原則として<b>応急仮設住宅</b>の設置は、知事が行う。なお、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。</p>	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>(略)</p> <p>ウ <b>建設型応急住宅</b>の建設</p> <p>原則として<b>建設型応急住宅</b>の設置は、知事が行う。なお、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。</p>	<p>令和元年10月1日内閣府告示第89号を踏まえた修正</p>																																																																																																																	
P169	<p>第28節 広域応援・受援計画</p> <p><b>地震災害が発生した場合</b>において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 市町村間の応援・受援の実施</p> <p>ア 道内の市町村において<b>大規模災害等が発生し</b>、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき応援・受援の実施を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第28節 広域応援・受援計画</p> <p><b>地震災害時</b>において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 市町村間の応援・受援の実施</p> <p>ア 道内の市町村における<b>大規模災害時に</b>、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき応援・受援の実施を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																																																																																																	
P171	<p>オ 「道東六市防災協定」に基づく応援・受援の実施</p> <p>この協定は、道東地域で<b>大規模災害が発生した場合</b>において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である。</p> <p>(略)</p>	<p>オ 「道東六市防災協定」に基づく応援・受援の実施</p> <p>この協定は、道東地域の<b>大規模災害時</b>において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である。</p> <p>(略)</p>																																																																																																																		



帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																														
P171	<p>(3) 消防機関</p> <p>ア 消防機関は、<u>大規模災害が発生し</u>、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道などに応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。</p>	<p>(3) 消防機関</p> <p>ア 消防機関は、<u>大規模災害時に</u>、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道などに応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																														
P177	<p>第31節 災害救助法の適用計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p>本市における災害救助法による救助は、別紙1に掲げる程度の<u>災害が発生した場合</u>において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う<u>ものとする</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>第31節 災害救助法の適用計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <p>本市における災害救助法による救助は、別紙1に掲げる程度の<u>災害時</u>において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。</p> <p><u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。</u></p> <p>(略)</p>	内閣府告示改正に伴う修正等																														
P178	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td><u>1か月以内</u></td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)	(略)	(略)	住宅の応急修理	<u>1か月以内</u>	市町村	(略)	(略)	(略)	<p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td><u>3か月以内</u> <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u></td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難所の設置</u></td> <td><u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u></td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)	(略)	(略)	住宅の応急修理	<u>3か月以内</u> <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u>	市町村	(略)	(略)	(略)	救助の種類	実施期間	実施者区分	<u>避難所の設置</u>	<u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u>	市町村	
救助の種類	実施期間	実施者区分																															
(略)	(略)	(略)																															
住宅の応急修理	<u>1か月以内</u>	市町村																															
(略)	(略)	(略)																															
救助の種類	実施期間	実施者区分																															
(略)	(略)	(略)																															
住宅の応急修理	<u>3か月以内</u> <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u>	市町村																															
(略)	(略)	(略)																															
救助の種類	実施期間	実施者区分																															
<u>避難所の設置</u>	<u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u>	市町村																															

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P183	<p>第33節 飼養動物対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(2) 帯広市 _____</p> <p>(略)</p> <p>2 飼養動物の取扱い</p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下 _____ 「条例」という。）に基づき、<b>災害発生時</b>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>(2) <b>災害発生</b>における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) <b>災害発生時</b>において、市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p>	<p>第33節 飼養動物対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(2) 帯広市 <u>(都市環境部環境保全班)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 飼養動物の取扱い</p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下 <u>この節において</u> 「条例」という。）に基づき、<b>災害時</b>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>(2) <b>災害時</b>における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) <b>災害時</b>において、市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p>	<p>主体の明確化</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正等</p>
P185	<p>第34節 被災者援護支援</p> <p><b>災害が発生した場合</b>において、各種被災者支援策に必要となる罹災証明書の交付や被災者に対する救護支援のための被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p>(略)</p> <p>(3) 罹災証明書の交付</p> <p>災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によ _____ るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>(1) 被災者台帳の作成</p> <p>ア 市長は、当該市の地域に係る<b>災害が発生した場合</b>において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p>第34節 被災者援護支援</p> <p><b>災害時</b>において、各種被災者支援策に必要となる罹災証明書の交付や被災者に対する救護支援のための被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p>(略)</p> <p>(3) 罹災証明書の交付</p> <p>災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請により、<u>遅滞なく交付する</u>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>(1) 被災者台帳の作成</p> <p>ア 市長は、当該市の地域に係る<b>災害発生時</b>において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>記載の追加</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P187	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>4 激甚災害</p> <p>著しい激甚の<b>災害が発生した場合</b>は、被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>4 激甚災害</p> <p>著しい激甚の<b>災害時</b>は、被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
P194	<p><b>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b></p> <p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1) 情報の収集・伝達</p> <p>市は地震発生時の情報収集及び<b>避難勧告</b>等における住民等への伝達は、迅速かつ確実な手段を用いて行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b></p> <p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1) 情報の収集・伝達</p> <p>市は地震発生時の情報収集及び<b>避難指示</b>等における住民等への伝達は、迅速かつ確実な手段を用いて行うものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
P196	<p>第5節 円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>1 避難の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、<b>災害が発生した場合</b>の備えに万全を期するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>1 避難の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、<b>災害時</b>の備えに万全を期するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
P197	<p>5 意識の普及啓発等</p> <p>道及び市は居住者等が<b>災害発生時</b>に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>5 意識の普及啓発等</p> <p>道及び市は居住者等が<b>災害時</b>に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	
P198	<p>8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(略)</p> <p>(5) 放送</p> <p>(略)</p> <p>ウ 放送事業者は、地震等に伴う<b>避難勧告・避難指示（緊急）</b>等について市から放送の依頼があった場合には、放送を通じた<b>避難勧告・避難指示（緊急）</b>等の情報伝達に努めるものとする。</p>	<p>8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(略)</p> <p>(5) 放送</p> <p>(略)</p> <p>ウ 放送事業者は、地震等に伴う<b>避難指示</b>等について市から放送の依頼があった場合には、放送を通じた<b>避難指示</b>等の情報伝達に努めるものとする。</p>	

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
	目 次 (略)	目 次 (略)	
目次	3 帯広市が締結した協定 ..... 59	3 帯広市が締結した協定 ..... 59	
1	(1) 災害時の医療救護活動に関する協定書 平成元年8月1日締結（帯広市医師会） ..... 59	(1) 災害時の医療救護活動に関する協定書 平成元年8月1日締結（帯広市医師会） ..... 59	とから帯広空港 の民間委託に伴 う協定締結元の 変更により廃止  頁と番号の修正
	<del>(2) 航空災害時の医療救護活動に関する協定書 平成5年4月1日締結（帯広市医師会） ..... 70</del>	(2) 北海道広域消防相互応援協定書 平成6年7月25日締結、平成29年4月27日変更（市町及び一部事務組合） ..... <u>70</u>	
	<del>(3) 航空災害時の医療救護活動に関する協定書 平成5年4月1日締結（十勝医師会） ..... 75</del>	(3) 災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定書 平成7年10月27日締結（千代田デンソー） ..... <u>89</u>	
	(4) 北海道広域消防相互応援協定書 平成6年7月25日締結、平成29年4月27日変更（市町及び一部事務組合） ..... <u>80</u>	(4) 災害時における大型暖房機器等の優先供給に関する協定書 平成7年10月30日締結（宮本機械） ..... <u>91</u>	
	(5) 災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定書 平成7年10月27日締結（千代田デンソー） ..... <u>99</u>	(5) 北海道消防防災ヘリコプター応援協定 平成8年6月25日締結（72市町及び一部事務組合） ..... <u>92</u>	
目次	(6) 災害時における大型暖房機器等の優先供給に関する協定書 平成7年10月30日締結（宮本機械） ..... <u>101</u>	(6) 災害時における応急措置の協力に関する協定書 平成14年4月18日締結（帯広管工事業協同組合） ..... <u>99</u>	
2	(7) 北海道消防防災ヘリコプター応援協定 平成8年6月25日締結（72市町及び一部事務組合） ..... <u>102</u>	(7) 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書 平成17年7月6日締結（赤帽帯広） ..... <u>101</u>	
	(8) 災害時における応急措置の協力に関する協定書 平成14年4月18日締結（帯広管工事業協同組合） ..... <u>109</u>	(8) 災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定書 平成18年3月24日締結（十勝トラック協会） ..... <u>106</u>	
	(9) 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書 平成17年7月6日締結（赤帽帯広） ..... <u>111</u>	(9) 災害時における応急対策等の協力に関する協定書 平成18年9月22日締結（帯広空調衛生工事業協会） ..... <u>109</u>	
	(10) 災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定書 平成18年3月24日締結（十勝トラック協会） ..... <u>116</u>	(10) 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 平成19年3月19日締結（十勝歯科医師会） ..... <u>113</u>	
	(11) 災害時における応急対策等の協力に関する協定書 平成18年9月22日締結（帯広空調衛生工事業協会） ..... <u>119</u>	(11) 災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定書 平成19年4月23日締結（生活協同組合コープさっぽろ） ..... <u>117</u>	
	(12) 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 平成19年3月19日締結（十勝歯科医師会） ..... <u>123</u>	(12) 日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定書 平成19年7月31日締結（道東市町村、企業団） ..... <u>120</u>	
	(13) 災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定書 平成19年4月23日締結（生活協同組合コープさっぽろ） ..... <u>127</u>	(13) 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書 平成19年8月3日締結（北海道コカ・コーラボトリング(株)） ..... <u>125</u>	
	(14) 日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定書 平成19年7月31日締結（道東市町村、企業団） ..... <u>130</u>	(14) 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書 平成19年10月23日締結（帯広リース業協会） ..... <u>129</u>	
	(15) 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書 平成19年8月3日締結（北海道コカ・コーラボトリング(株)） ..... <u>135</u>	(15) 災害時における非常放送に関する協定書 平成19年10月30日締結（株エフエムおびひろ） ..... <u>133</u>	
	(16) 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書 平成19年10月23日締結（帯広リース業協会） ..... <u>139</u>	(16) 災害時における非常放送に関する協定書 平成19年10月30日締結（株おびひろ市民ラジオ） ..... <u>136</u>	
	(17) 災害時における非常放送に関する協定書 平成19年10月30日締結（株エフエムおびひろ） ..... <u>143</u>	(17) 災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書 平成20年2月14日締結、平成29年7月5日変更（イオン北海道(株)） ..... <u>139</u>	
	(18) 災害時における非常放送に関する協定書 平成19年10月30日締結（株おびひろ市民ラジオ） ..... <u>146</u>	(18) 避難場所広告付看板に関する協定書 平成20年3月27日締結（北電興業株式会社） ..... <u>144</u>	
	(19) 災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書 平成20年2月14日締結、平成29年7月5日変更（イオン北海道(株)） ..... <u>149</u>	(19) 災害時における応急対策等の協力に関する協定書 平成20年6月11日締結（帯広電業協会） ..... <u>152</u>	
	(20) 避難場所広告付看板に関する協定書 平成20年3月27日締結（北電興業株式会社） ..... <u>153</u>	(20) 帯広市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定書 平成20年12月1日締結（帯広建設業協会） ..... <u>156</u>	
	(21) 災害時における応急対策等の協力に関する協定書 平成20年6月11日締結（帯広電業協会） ..... <u>161</u>	(21) 帯広市所管公園施設における災害時の協力体制に関する協定書 平成20年12月1日締結（北海道造園緑化建設業協会十勝支部） ..... <u>159</u>	
	(22) 帯広市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定書	(22) 防災情報の共有に係る協定書	

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
目次	平成20年12月1日締結（帯広建設業協会）…………… <a href="#">165</a>	平成20年12月10日締結（北海道開発局）…………… <a href="#">162</a>	頁と番号の修正
2	(23) 帯広市所管公園施設における災害時の協力体制に関する協定書 平成20年12月1日締結（北海道造園緑化建設業協会十勝支部）…………… <a href="#">168</a>	(23) 災害時における応急対策等の協力に関する協定書 平成21年8月4日締結（帯広建築工業協同組合）…………… <a href="#">168</a>	
	(24) 防災情報の共有に係る協定書 平成20年12月10日締結（北海道開発局）…………… <a href="#">171</a>	(24) 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ 平成22年5月31日締結（北海道開発局）…………… <a href="#">170</a>	
	(25) 災害時における応急対策等の協力に関する協定書 平成21年8月4日締結（帯広建築工業協同組合）…………… <a href="#">177</a>	(25) 災害等の発生時における帯広市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・ 復旧活動の支援に関する協定書 平成22年10月29日締結（社団法人北海道エルピーガス協会十勝支部）… <a href="#">172</a>	
	(26) 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ 平成22年5月31日締結（北海道開発局）…………… <a href="#">179</a>	(26) 災害時協力協定書 平成22年12月2日締結（財団法人北海道電気保安協会）…………… <a href="#">175</a>	
目次	(27) 災害等の発生時における帯広市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・ 復旧活動の支援に関する協定書 平成22年10月29日締結（社団法人北海道エルピーガス協会十勝支部）… <a href="#">181</a>	(27) 災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書 平成23年2月4日締結（株式会社イトーヨーカ堂）…………… <a href="#">179</a>	
3	(28) 災害時協力協定書 平成22年12月2日締結（財団法人北海道電気保安協会）…………… <a href="#">184</a>	(28) 災害時における協力に関する協定書 平成23年4月8日締結（社団法人帯広地方隊友会帯広連合本部）…………… <a href="#">183</a>	
	(29) 災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書 平成23年2月4日締結（株式会社イトーヨーカ堂）…………… <a href="#">188</a>	(29) 災害時における飲料の供給に関する協定書 平成23年9月1日締結（北海道ペプシコーラ株式会社）…………… <a href="#">185</a>	
	(30) 災害時における協力に関する協定書 平成23年4月8日締結（社団法人帯広地方隊友会帯広連合本部）…………… <a href="#">193</a>	(30) 災害時における応急活動等の協力に関する協定書 平成23年9月15日締結（帯広塗装工業協同組合）…………… <a href="#">188</a>	
	(31) 災害時における飲料の供給に関する協定書 平成23年9月1日締結（北海道ペプシコーラ株式会社）…………… <a href="#">195</a>	(31) 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書 平成24年1月26日締結（北海道公衆浴場帯広浴場組合）…………… <a href="#">192</a>	
	(32) 災害時における応急活動等の協力に関する協定書 平成23年9月15日締結（帯広塗装工業協同組合）…………… <a href="#">198</a>	(32) 災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書 平成24年2月15日締結（社団法人全国霊柩自動車協会）…………… <a href="#">194</a>	
	(33) 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書 平成24年1月26日締結（北海道公衆浴場帯広浴場組合）…………… <a href="#">202</a>	(33) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成24年3月26日締結、平成29年8月15日変更 （帯広市社会福祉施設連絡協議会）…………… <a href="#">199</a>	
	(34) 災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書 平成24年2月15日締結（社団法人全国霊柩自動車協会）…………… <a href="#">204</a>	(34) 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書 平成24年4月26日締結（株式会社ベルコ帯広）…………… <a href="#">203</a>	
	(35) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成24年3月26日締結、平成29年8月15日変更 （帯広市社会福祉施設連絡協議会）…………… <a href="#">209</a>	(35) 災害時における要援護者の避難搬送等の協力に関する協定書 平成24年5月16日締結（帯広市ハイヤー協同組合）…………… <a href="#">206</a>	
	(36) 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書 平成24年4月26日締結（株式会社ベルコ帯広）…………… <a href="#">213</a>	(36) 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 平成24年6月4日締結（帯広地方石油業協同組合）…………… <a href="#">211</a>	
	(37) 災害時における要援護者の避難搬送等の協力に関する協定書 平成24年5月16日締結（帯広市ハイヤー協同組合）…………… <a href="#">216</a>	(37) 災害時における道路施設等の協力体制に関する協定書 平成24年8月31日締結（帯広舗装防災協議会）…………… <a href="#">216</a>	
	(38) 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 平成24年6月4日締結（帯広地方石油業協同組合）…………… <a href="#">221</a>	(38) 災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書 平成24年10月30日締結（北海道葬祭業協同組合）…………… <a href="#">219</a>	
	(39) 災害時における道路施設等の協力体制に関する協定書 平成24年8月31日締結（帯広舗装防災協議会）…………… <a href="#">226</a>	(39) 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書 平成24年11月9日締結（北海道建設機械レンタル協会帯広支部）…………… <a href="#">224</a>	
	(40) 災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書 平成24年10月30日締結（北海道葬祭業協同組合）…………… <a href="#">229</a>	(40) 災害時における飲料の供給に関する協定書 平成25年6月7日締結（株式会社伊藤園）…………… <a href="#">229</a>	
	(41) 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書 平成24年11月9日締結（北海道建設機械レンタル協会帯広支部）…………… <a href="#">234</a>	(41) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成25年7月9日締結（社会福祉法人光寿会）…………… <a href="#">232</a>	



帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
目次 3	(42) 帯広空港消防救援隊に関する協定書 平成25年4月1日締結（空港において事業を営む22団体）…………… 239	(42) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成25年7月9日締結（医療法人社団刀圭会）…………… 235	とから帯広空港 の民間委託に伴 う協定締結元の 変更により廃止  頁と番号の修正
	(43) 災害時における飲料の供給に関する協定書 平成25年6月7日締結（株式会社伊藤園）…………… 246	(43) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成25年7月9日締結（医療法人十勝勤労者医療協会）…………… 238	
	(44) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成25年7月9日締結（社会福祉法人光寿会）…………… 249	(44) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成25年7月9日締結（医療法人社団博愛会）…………… 241	
	(45) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成25年7月9日締結（医療法人社団刀圭会）…………… 252	(45) 災害時における量の供給に関する協定書 平成25年10月21日締結（株式会社伊吹量内装）…………… 244	
	(46) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成25年7月9日締結（医療法人十勝勤労者医療協会）…………… 255	(46) 災害時の応援に関する協定書 平成26年3月28日締結（北海道財務局）…………… 248	
	(47) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成25年7月9日締結（医療法人社団博愛会）…………… 258	(47) 災害発生時における帯広市と帯広市内郵便局の協力に関する協定書 平成26年3月31日締結（帯広市内郵便局）…………… 250	
目次 4	(48) 災害時における量の供給に関する協定書 平成25年10月21日締結（株式会社伊吹量内装）…………… 261	(48) 災害時における情報発信等に関する協定書 平成27年1月5日締結（ヤフー株式会社）…………… 252	
	(49) 災害時の応援に関する協定書 平成26年3月28日締結（北海道財務局）…………… 265	(49) 避難所等情報提供に関する協定書 平成27年7月9日締結（ファーストメディア㈱、三井住友海上火災保険㈱）… 254	
	(50) 災害発生時における帯広市と帯広市内郵便局の協力に関する協定書 平成26年3月31日締結（帯広市内郵便局）…………… 267	(50) 災害時における物資供給に関する協定書 平成28年4月20日締結（NPO法人コメリ災害対策センター）…………… 255	
	(51) 災害時における情報発信等に関する協定書 平成27年1月5日締結（ヤフー株式会社）…………… 269	(51) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成28年7月12日締結（社会福祉法人刀圭会）…………… 258	
	(52) 避難所等情報提供に関する協定書 平成27年7月9日締結（ファーストメディア㈱、三井住友海上火災保険㈱）… 271	(52) 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書 平成28年12月2日締結（公益社団法人北海道柔道整復師会十勝ブロック） 261	
	(53) 防災啓発情報等の発信に関する協定書 平成27年7月27日締結（N.T.Tタウンページ株式会社）…………… 272	(53) 災害時におけるはり師・きゅう師の救護活動に関する協定書 平成28年12月2日締結（十勝鍼灸師会）…………… 265	
	(54) 災害時における物資供給に関する協定書 平成28年4月20日締結（NPO法人コメリ災害対策センター）…………… 274	(54) 帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書 平成29年1月10日締結（社会福祉法人帯広市社会福祉協議会）…………… 269	
	(55) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成28年7月12日締結（社会福祉法人刀圭会）…………… 277	(55) 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書 平成29年2月15日締結（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）…………… 271	
	(56) 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書 平成28年12月2日締結（公益社団法人北海道柔道整復師会十勝ブロック） 280	(56) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成29年5月30日締結（社会福祉法人真宗協会）…………… 276	
	(57) 災害時におけるはり師・きゅう師の救護活動に関する協定書 平成28年12月2日締結（十勝鍼灸師会）…………… 284	(57) 災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定書 平成29年8月22日締結（北海道森紙業株式会社帯広工場）…………… 280	
	(58) 帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書 平成29年1月10日締結（社会福祉法人帯広市社会福祉協議会）…………… 288	(58) 災害時の避難所におけるインターネット回線提供に関する協定書 平成29年10月17日締結（株式会社帯広シティーケーブル）…………… 283	
	(59) 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書 平成29年2月15日締結（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）…………… 290	(59) 災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定書 平成30年1月5日締結（株式会社サンドラッグプラス）…………… 285	
	(60) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 平成29年5月30日締結（社会福祉法人真宗協会）…………… 295	(60) 災害時における物資輸送の協力に関する協定書 平成30年7月3日締結（ヤマト運輸株式会社）…………… 290	
	(61) 災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定書 平成29年8月22日締結（北海道森紙業株式会社帯広工場）…………… 299	(61) 災害時における倉庫及び駐車場の利用等に関する協定書 平成30年7月3日締結（帯広地方卸売市場株式会社）…………… 294	
	(62) 災害時の避難所におけるインターネット回線提供に関する協定書 平成29年10月17日締結（株式会社帯広シティーケーブル）…………… 302	(62) 大規模災害時における支援活動に関する協定書 平成31年3月6日締結（一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク） 297	
	(63) 災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定書 平成30年1月5日締結（株式会社サンドラッグプラス）…………… 304	(63) 災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定書 令和元年12月4日締結（釧路トヨタ自動車株式会社）…………… 301	
	(64) 災害時における物資輸送の協力に関する協定書 平成30年7月3日締結（ヤマト運輸株式会社）…………… 309	(64) 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 令和2年1月31日締結（北海道行政書士会十勝支部）…………… 305	

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考
目次			
4	(65) 災害時における倉庫及び駐車場の利用等に関する協定書 平成30年7月3日締結（帯広地方卸売市場株式会社） ..... <u>313</u>	(65) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 令和2年3月3日締結（北海道帯広盲学校） ..... <u>309</u>	頁と番号の修正
	(66) 大規模災害時における支援活動に関する協定書 平成31年3月6日締結（一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク） ..... <u>316</u>	(66) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 令和2年3月3日締結（北海道帯広聾学校） ..... <u>313</u>	
	(67) 災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定書 令和元年12月4日締結（釧路トヨタ自動車株式会社） ..... <u>320</u>	(67) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 令和2年3月3日締結（北海道帯広養護学校） ..... <u>317</u>	
	(68) 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 令和2年1月31日締結（北海道行政書士会十勝支部） ..... <u>324</u>	(68) 災害時における福祉用具等の供給に関する協定書 令和2年3月31日締結（一般社団法人日本福祉用具供給協会） ..... <u>321</u>	
	(69) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 令和2年3月3日締結（北海道帯広盲学校） ..... <u>328</u>	(69) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（帯広トヨペット株式会社） ..... <u>326</u>	
目次			
5	(70) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 令和2年3月3日締結（北海道帯広聾学校） ..... <u>332</u>	(70) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（トヨタカローラ帯広株式会社） ..... <u>331</u>	
	(71) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書 令和2年3月3日締結（北海道帯広養護学校） ..... <u>336</u>	(71) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（十勝三菱自動車販売株式会社） ..... <u>336</u>	
	(72) 災害時における福祉用具等の供給に関する協定書 令和2年3月31日締結（一般社団法人日本福祉用具供給協会） ..... <u>340</u>	(72) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（帯広日産自動車株式会社） ..... <u>341</u>	
	(73) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（帯広トヨペット株式会社） ..... <u>345</u>	(73) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（帯広三菱自動車販売株式会社） ..... <u>346</u>	
	(74) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（トヨタカローラ帯広株式会社） ..... <u>350</u>	(74) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（ネットトヨタ帯広株式会社） ..... <u>351</u>	
	(75) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（十勝三菱自動車販売株式会社） ..... <u>355</u>	(75) 災害時における協力体制に関する実施協定 令和2年5月15日締結（十勝測量設計協会） ..... <u>356</u>	とから帯広空港 の民間委託に伴 う協定締結元の 変更により追加
	(76) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（帯広日産自動車株式会社） ..... <u>360</u>	(76) 帯広市と社会医療法人北斗との協働のまちづくりに関する包括連携協定 （災害時における福祉避難所の使用に関する覚書） 令和2年6月9日締結（社会医療法人北斗） ..... <u>359</u>	
	(77) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（帯広三菱自動車販売株式会社） ..... <u>365</u>	(77) 帯広空港消火救難隊に関する協定書 令和3年2月19日締結（北海道エアポート株式会社） ..... <u>363</u>	
	(78) 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定書 令和2年4月24日締結（ネットトヨタ帯広株式会社） ..... <u>370</u>	(78) 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書 令和3年10月12日締結（廃棄物処理業者23社） ..... <u>364</u>	頁の修正
	(79) 災害時における協力体制に関する実施協定 令和2年5月15日締結（十勝測量設計協会） ..... <u>375</u>		
	(80) 帯広市と社会医療法人北斗との協働のまちづくりに関する包括連携協定 （災害時における福祉避難所の使用に関する覚書） 令和2年6月9日締結（社会医療法人北斗） ..... <u>379</u>	資料6 帯広市防災会議条例 ..... <u>366</u> 資料7 帯広市災害対策本部条例 ..... <u>368</u>	
	資料6 帯広市防災会議条例 ..... <u>383</u>		
	資料7 帯広市災害対策本部条例 ..... <u>385</u>		

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																								
P1	資料1 - 1 指定避難所一覧表(第4章第6節「避難体制整備計画」関係)  指定避難所は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。	資料1 - 1 指定避難所一覧表(第4章第6節「避難体制整備計画」関係)  指定避難所は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。	令和4年4月1日の大空学園義務教育学校の開校に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>備考</th> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市民活動プラザ六中</td><td></td><td>27</td><td>開西小学校</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>東小学校</td><td></td><td>28</td><td>三条高校</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>柏小学校</td><td></td><td>29</td><td>つつじが丘小学校</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>翔陽中学校</td><td></td><td>30</td><td>第二中学校</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>帯広小学校</td><td></td><td>31</td><td>豊成小学校</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>光南小学校</td><td></td><td>32</td><td>稲田小学校</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>明星小学校</td><td></td><td>33</td><td>北高校</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>第四中学校</td><td></td><td>34</td><td>農業高校</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>花園小学校</td><td></td><td>35</td><td>南町中学校</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>啓西小学校</td><td></td><td>36</td><td>帯広の森コミセン</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>緑丘小学校</td><td></td><td>37</td><td>大空小学校</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>第五中学校</td><td></td><td>38</td><td>大空中学校</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>第八中学校</td><td></td><td>39</td><td>川西中学校</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>若葉小学校</td><td></td><td>40</td><td>富士農業センター</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>帯広の森体育館</td><td></td><td>41</td><td>上帯広農業センター</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>西陵中学校</td><td></td><td>42</td><td>清川中学校</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>広陽小学校</td><td></td><td>43</td><td>太平農業センター</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>明和小学校</td><td></td><td>44</td><td>広野小学校</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>総合体育館 (よつ葉アリーナ十勝)</td><td></td><td>45</td><td>戸蔦林業センター</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>第一中学校</td><td></td><td>46</td><td>愛国小学校</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>啓北小学校</td><td></td><td>47</td><td>桜木農業センター</td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	施設名	備考	番号	施設名	備考	1	市民活動プラザ六中		27	開西小学校		2	東小学校		28	三条高校		3	柏小学校		29	つつじが丘小学校		4	翔陽中学校		30	第二中学校		5	帯広小学校		31	豊成小学校		6	光南小学校		32	稲田小学校		7	明星小学校		33	北高校		8	第四中学校		34	農業高校		9	花園小学校		35	南町中学校		10	啓西小学校		36	帯広の森コミセン		11	緑丘小学校		37	大空小学校		12	第五中学校		38	大空中学校		13	第八中学校		39	川西中学校		14	若葉小学校		40	富士農業センター		15	帯広の森体育館		41	上帯広農業センター		16	西陵中学校		42	清川中学校		17	広陽小学校		43	太平農業センター		18	明和小学校		44	広野小学校		19	総合体育館 (よつ葉アリーナ十勝)		45	戸蔦林業センター		20	第一中学校		46	愛国小学校		21	啓北小学校		47	桜木農業センター		<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>備考</th> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市民活動プラザ六中</td><td></td><td>27</td><td>開西小学校</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>東小学校</td><td></td><td>28</td><td>三条高校</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>柏小学校</td><td></td><td>29</td><td>つつじが丘小学校</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>翔陽中学校</td><td></td><td>30</td><td>第二中学校</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>帯広小学校</td><td></td><td>31</td><td>豊成小学校</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>光南小学校</td><td></td><td>32</td><td>稲田小学校</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>明星小学校</td><td></td><td>33</td><td>北高校</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>第四中学校</td><td></td><td>34</td><td>農業高校</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>花園小学校</td><td></td><td>35</td><td>南町中学校</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>啓西小学校</td><td></td><td>36</td><td>帯広の森コミセン</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>緑丘小学校</td><td></td><td>37</td><td>大空学園義務教育学校</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>第五中学校</td><td></td><td>38</td><td>川西中学校</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>第八中学校</td><td></td><td>39</td><td>富士農業センター</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>若葉小学校</td><td></td><td>40</td><td>上帯広農業センター</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>帯広の森体育館</td><td></td><td>41</td><td>清川中学校</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>西陵中学校</td><td></td><td>42</td><td>太平農業センター</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>広陽小学校</td><td></td><td>43</td><td>広野小学校</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>明和小学校</td><td></td><td>44</td><td>戸蔦林業センター</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>総合体育館 (よつ葉アリーナ十勝)</td><td></td><td>45</td><td>愛国小学校</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>第一中学校</td><td></td><td>46</td><td>桜木農業センター</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>啓北小学校</td><td></td><td>47</td><td>第七中学校</td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	施設名	備考	番号	施設名	備考	1	市民活動プラザ六中		27	開西小学校		2	東小学校		28	三条高校		3	柏小学校		29	つつじが丘小学校		4	翔陽中学校		30	第二中学校		5	帯広小学校		31	豊成小学校		6	光南小学校		32	稲田小学校		7	明星小学校		33	北高校		8	第四中学校		34	農業高校		9	花園小学校		35	南町中学校		10	啓西小学校		36	帯広の森コミセン		11	緑丘小学校		37	大空学園義務教育学校		12	第五中学校		38	川西中学校		13	第八中学校		39	富士農業センター		14	若葉小学校		40	上帯広農業センター		15	帯広の森体育館		41	清川中学校		16	西陵中学校		42	太平農業センター		17	広陽小学校		43	広野小学校		18	明和小学校		44	戸蔦林業センター		19	総合体育館 (よつ葉アリーナ十勝)		45	愛国小学校		20	第一中学校		46	桜木農業センター		21	啓北小学校		47	第七中学校		
番号	施設名	備考	番号	施設名	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	市民活動プラザ六中		27	開西小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	東小学校		28	三条高校																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	柏小学校		29	つつじが丘小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	翔陽中学校		30	第二中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	帯広小学校		31	豊成小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
6	光南小学校		32	稲田小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	明星小学校		33	北高校																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	第四中学校		34	農業高校																																																																																																																																																																																																																																																																							
9	花園小学校		35	南町中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
10	啓西小学校		36	帯広の森コミセン																																																																																																																																																																																																																																																																							
11	緑丘小学校		37	大空小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
12	第五中学校		38	大空中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
13	第八中学校		39	川西中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	若葉小学校		40	富士農業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
15	帯広の森体育館		41	上帯広農業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
16	西陵中学校		42	清川中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
17	広陽小学校		43	太平農業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
18	明和小学校		44	広野小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
19	総合体育館 (よつ葉アリーナ十勝)		45	戸蔦林業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
20	第一中学校		46	愛国小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
21	啓北小学校		47	桜木農業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
番号	施設名	備考	番号	施設名	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	市民活動プラザ六中		27	開西小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	東小学校		28	三条高校																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	柏小学校		29	つつじが丘小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	翔陽中学校		30	第二中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	帯広小学校		31	豊成小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
6	光南小学校		32	稲田小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	明星小学校		33	北高校																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	第四中学校		34	農業高校																																																																																																																																																																																																																																																																							
9	花園小学校		35	南町中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
10	啓西小学校		36	帯広の森コミセン																																																																																																																																																																																																																																																																							
11	緑丘小学校		37	大空学園義務教育学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
12	第五中学校		38	川西中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
13	第八中学校		39	富士農業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	若葉小学校		40	上帯広農業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
15	帯広の森体育館		41	清川中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
16	西陵中学校		42	太平農業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
17	広陽小学校		43	広野小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
18	明和小学校		44	戸蔦林業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
19	総合体育館 (よつ葉アリーナ十勝)		45	愛国小学校																																																																																																																																																																																																																																																																							
20	第一中学校		46	桜木農業センター																																																																																																																																																																																																																																																																							
21	啓北小学校		47	第七中学校																																																																																																																																																																																																																																																																							

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)					修 正 案 (令和4年4月予定)					備 考
P1	22	栄小学校		<u>48</u>	第七中学校	22	栄小学校		48	大正農業者トレーニングセンター	令和4年4月1日の大空学園義務教育学校の開校に伴う修正
	23	北栄小学校		<u>49</u>	大正農業者トレーニングセンター	23	北栄小学校		49	中戸蔦会館	
	24	森の里小学校		<u>50</u>	中戸蔦会館	24	森の里小学校		50	以平農業センター	
	25	緑園中学校		<u>51</u>	以平農業センター	25	緑園中学校		51	幸福農業センター	
	26	南商業高校		<u>52</u>	幸福農業センター	26	南商業高校				

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																
P2	資料1-1 指定避難所一覧表(第4章第6節「避難体制整備計画」関係)	資料1-1 指定避難所一覧表(第4章第6節「避難体制整備計画」関係)	被害想定の見直しに伴う避難者数及び感染症対策に伴う収容スペースの見直しに伴う修正																																																																																																
1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>所在地 電話番号</th> <th>避難所施設面積 収容人員 人</th> <th>避難対象地区町内会</th> <th>洪水時の 指定緊急避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市民活動 プラザ六中  (その他)</td> <td>東11南9 24-7598</td> <td>1,249 770</td> <td>柏光、東洋親睦、東苑、東明、若草、東オベリベリ親睦、東友東親、東十和、東</td> <td>市民活動プラザ六中 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東小学校  (学校)</td> <td>東7南2 23-4089</td> <td>780 480</td> <td>パトラ東、パトラ西南、パトラ中央、新パトラ、いたどり、春日東、春日西、春日南、若里、帯広発祥、清泉親睦、東、神護親睦、依田町、東睦、発祥親睦会、東4・5東栄、東3・4親睦、東2の2・3、世互親、東2・5、東1条若葉、東1・4睦、東6親交会、大正会、大回交睦、五盟、オリエンタルコーポ親睦会、神護、神護東</td> <td>東小学校 (3階)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>柏小学校  (学校)</td> <td>東3南11 23-1234</td> <td>896 560</td> <td>農鉄跡南町、晩成、報徳、東郊協和、東九・七親睦、新泉、祥南第1、祥南第2、柏、柏親交、瑞穂、東6・9、東和、東5・7親睦、東和5・6親睦、祥和、東1・6親会、六交、和光、東二・七、東1・8誠心会、八交、親和、東富久、東和会、十交会、東4・6親共、東三・七交和、東四・七、東三・八、東4・8、東鳩、東方親睦</td> <td>柏小学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>翔陽中学校  (学校)</td> <td>東6南12 24-3121</td> <td>996 610</td> <td>東橋北、十三四、東亜親睦、東和親睦、東和、東光、東徳、東栄和、桂、道管中央団地1、中央2、清和、東栄、交和、東1の13・14、十三交睦、東2条14・15親友、東盟、東明、東3南14親交会、東四条東睦、東3条共和、柏</td> <td>翔陽中学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>帯広小学校  (学校)</td> <td>西8南5 22-1424</td> <td>650 400</td> <td>新興、三光、河南、西三条平和親睦、奉公、センターパーク、親栄、共栄、西3条南9丁目、西3条南10丁目、大6親睦、大7親友、大八遊友、大通9丁目親睦、大通南10丁目親睦、大通11丁目、大通12丁目、大通13丁目共和会、三和親睦、西1・4共親会、互親、六友会、七友会、西一八親睦、西1条南10丁目会、西1・11親交会、西1条12丁目親睦会、三・四同交会、西2の5、橋六、二・八、友信、西2条南10丁目共和、駅前、七福、開広、西11条橋南、西4南6開発官舎、センターシティ1、報和南、大和一、大和二、大和三、大和五、大和六、大和七、高倉西、新町中央、新町東、西条、西南部親交、緑園、十七、睦、中央、八条コーポ</td> <td>帯広小学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>光南小学校  (学校)</td> <td>東5南20 24-5928</td> <td>830 510</td> <td>大19親和、親友、睦、平成、東1・15親和、文化街、南興、鈴蘭、光友親睦、更新、新交、東三四、公栄、20丁目、第一鉄心、鉄心、双栄、南鉄心、南友、田園、平原、南交、東進、東光、光南みなみ、クラックス、光南第一、南平原、南生、南親、和光、清南、松葉、南栄、南栄、新光、東豊、コーポ光南第一親睦会、東興、光南、東南、東方、光南東、南東団地</td> <td>光南小学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>明星小学校  (学校)</td> <td>西4南23 24-4471</td> <td>896 560</td> <td>親栄、十九和、西5・19東、親和、十九丁目睦、協和親睦、明交、供和、育生、幸進、公明、更生、西1・15南親、新帯広平和、南六、明和親睦、南園親睦、新和、行幸、明盛、明和、常盛、大谷、啓明、明星、明星共和、互親、明星親睦、明光、永和、むつみ、第一啓明、新明、互交</td> <td>明星小学校 (2階以上)</td> </tr> </tbody> </table>	No.		施設名称	所在地 電話番号	避難所施設面積 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	1	市民活動 プラザ六中  (その他)	東11南9 24-7598	1,249 770	柏光、東洋親睦、東苑、東明、若草、東オベリベリ親睦、東友東親、東十和、東	市民活動プラザ六中 (2階以上)	2	東小学校  (学校)	東7南2 23-4089	780 480	パトラ東、パトラ西南、パトラ中央、新パトラ、いたどり、春日東、春日西、春日南、若里、帯広発祥、清泉親睦、東、神護親睦、依田町、東睦、発祥親睦会、東4・5東栄、東3・4親睦、東2の2・3、世互親、東2・5、東1条若葉、東1・4睦、東6親交会、大正会、大回交睦、五盟、オリエンタルコーポ親睦会、神護、神護東	東小学校 (3階)	3	柏小学校  (学校)	東3南11 23-1234	896 560	農鉄跡南町、晩成、報徳、東郊協和、東九・七親睦、新泉、祥南第1、祥南第2、柏、柏親交、瑞穂、東6・9、東和、東5・7親睦、東和5・6親睦、祥和、東1・6親会、六交、和光、東二・七、東1・8誠心会、八交、親和、東富久、東和会、十交会、東4・6親共、東三・七交和、東四・七、東三・八、東4・8、東鳩、東方親睦	柏小学校 (2階以上)	4	翔陽中学校  (学校)	東6南12 24-3121	996 610	東橋北、十三四、東亜親睦、東和親睦、東和、東光、東徳、東栄和、桂、道管中央団地1、中央2、清和、東栄、交和、東1の13・14、十三交睦、東2条14・15親友、東盟、東明、東3南14親交会、東四条東睦、東3条共和、柏	翔陽中学校 (2階以上)	5	帯広小学校  (学校)	西8南5 22-1424	650 400	新興、三光、河南、西三条平和親睦、奉公、センターパーク、親栄、共栄、西3条南9丁目、西3条南10丁目、大6親睦、大7親友、大八遊友、大通9丁目親睦、大通南10丁目親睦、大通11丁目、大通12丁目、大通13丁目共和会、三和親睦、西1・4共親会、互親、六友会、七友会、西一八親睦、西1条南10丁目会、西1・11親交会、西1条12丁目親睦会、三・四同交会、西2の5、橋六、二・八、友信、西2条南10丁目共和、駅前、七福、開広、西11条橋南、西4南6開発官舎、センターシティ1、報和南、大和一、大和二、大和三、大和五、大和六、大和七、高倉西、新町中央、新町東、西条、西南部親交、緑園、十七、睦、中央、八条コーポ	帯広小学校 (2階以上)	6	光南小学校  (学校)	東5南20 24-5928	830 510	大19親和、親友、睦、平成、東1・15親和、文化街、南興、鈴蘭、光友親睦、更新、新交、東三四、公栄、20丁目、第一鉄心、鉄心、双栄、南鉄心、南友、田園、平原、南交、東進、東光、光南みなみ、クラックス、光南第一、南平原、南生、南親、和光、清南、松葉、南栄、南栄、新光、東豊、コーポ光南第一親睦会、東興、光南、東南、東方、光南東、南東団地	光南小学校 (2階以上)	7	明星小学校  (学校)	西4南23 24-4471	896 560	親栄、十九和、西5・19東、親和、十九丁目睦、協和親睦、明交、供和、育生、幸進、公明、更生、西1・15南親、新帯広平和、南六、明和親睦、南園親睦、新和、行幸、明盛、明和、常盛、大谷、啓明、明星、明星共和、互親、明星親睦、明光、永和、むつみ、第一啓明、新明、互交	明星小学校 (2階以上)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>所在地 電話番号</th> <th>避難所施設面積 収容人員 人</th> <th>避難対象地区町内会</th> <th>洪水時の 指定緊急避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市民活動 プラザ六中  (その他)</td> <td>東11南9 24-7598</td> <td>1,242 310</td> <td>柏光、東洋親睦、東苑、東明、若草、東オベリベリ親睦、東友東親、東十和、東</td> <td>市民活動プラザ六中 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東小学校  (学校)</td> <td>東7南2 23-4089</td> <td>1,804 430</td> <td>パトラ東、パトラ西南、パトラ中央、新パトラ、いたどり、春日東、春日西、春日南、若里、帯広発祥、清泉親睦、東、神護親睦、依田町、東睦、発祥親睦会、東4・5東栄、東3・4親睦、東2の2・3、世互親、東2・5、東1条若葉、東1・4睦、東5親交会、大正会、大回交睦、五盟、オリエンタルコーポ親睦会、神護、神護東</td> <td>東小学校 (3階)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>柏小学校  (学校)</td> <td>東3南11 23-1234</td> <td>3,376 830</td> <td>農鉄跡南町、晩成、報徳、東郊協和、東九・七親睦、新泉、祥南第1、祥南第2、柏、柏親交、瑞穂、東6・9、東和、東5・7親睦、東和5・6親睦、祥和、東1・6親会、六交、和光、東二・七、東1・8誠心会、八交、親和、東富久、東和会、十交会、東4・6親共、東三・七交和、東四・七、東三・八、東4・8、東鳩、東方親睦</td> <td>柏小学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>翔陽中学校  (学校)</td> <td>東6南12 24-3121</td> <td>2,204 540</td> <td>東橋北、十三四、東亜親睦、東和親睦、東和、東光、東徳、東栄和、桂、道管中央団地1、中央2、清和、東栄、交和、東1の13・14、十三交睦、東2条14・15親友、東盟、東明、東3南14親交会、東四条東睦、東3条共和、柏</td> <td>翔陽中学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>帯広小学校  (学校)</td> <td>西8南5 22-1424</td> <td>2,169 530</td> <td>新興、三光、河南、西三条平和親睦、奉公、センターパーク、親栄、共栄、西3条南9丁目、西3条南10丁目、大6親睦、大7親友、大八遊友、大通9丁目親睦、大通南10丁目親睦、大通11丁目、大通12丁目、大通13丁目共和会、三和親睦、西1・4共親会、互親、六友会、七友会、西一八親睦、西1条南10丁目会、西1・11親交会、西1条12丁目親睦会、三・四同交会、西2の5、橋六、二・八、友信、西2条南10丁目共和、駅前、七福、開広、西11条橋南、西4南6開発官舎、センターシティ1、報和南、大和一、大和二、大和三、大和五、大和六、大和七、高倉西、新町中央、新町東、西条、西南部親交、緑園、十七、睦、中央、八条コーポ</td> <td>帯広小学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>光南小学校  (学校)</td> <td>東5南20 24-5928</td> <td>3,246 790</td> <td>大19親和、親友、睦、平成、東1・15親和、文化街、南興、鈴蘭、光友親睦、更新、新交、東三四、公栄、20丁目、第一鉄心、鉄心、双栄、南鉄心、南友、田園、平原、南交、東進、東光、光南みなみ、クラックス、光南第一、南平原、南生、南親、和光、清南、松葉、南栄、南栄、新光、東豊、コーポ光南第一親睦会、東興、光南、東南、東方、光南東、南東団地</td> <td>光南小学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>明星小学校  (学校)</td> <td>西4南23 24-4471</td> <td>2,304 570</td> <td>親栄、十九和、西5・19東、親和、十九丁目睦、協和親睦、明交、供和、育生、幸進、公明、更生、西1・15南親、新帯広平和、南六、明和親睦、南園親睦、新和、行幸、明盛、明和、常盛、大谷、啓明、明星、明星共和、互親、明星親睦、明光、永和、むつみ、第一啓明、新明、互交</td> <td>明星小学校 (2階以上)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設面積 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	1	市民活動 プラザ六中  (その他)	東11南9 24-7598	1,242 310	柏光、東洋親睦、東苑、東明、若草、東オベリベリ親睦、東友東親、東十和、東	市民活動プラザ六中 (2階以上)	2	東小学校  (学校)	東7南2 23-4089	1,804 430	パトラ東、パトラ西南、パトラ中央、新パトラ、いたどり、春日東、春日西、春日南、若里、帯広発祥、清泉親睦、東、神護親睦、依田町、東睦、発祥親睦会、東4・5東栄、東3・4親睦、東2の2・3、世互親、東2・5、東1条若葉、東1・4睦、東5親交会、大正会、大回交睦、五盟、オリエンタルコーポ親睦会、神護、神護東	東小学校 (3階)	3	柏小学校  (学校)	東3南11 23-1234	3,376 830	農鉄跡南町、晩成、報徳、東郊協和、東九・七親睦、新泉、祥南第1、祥南第2、柏、柏親交、瑞穂、東6・9、東和、東5・7親睦、東和5・6親睦、祥和、東1・6親会、六交、和光、東二・七、東1・8誠心会、八交、親和、東富久、東和会、十交会、東4・6親共、東三・七交和、東四・七、東三・八、東4・8、東鳩、東方親睦	柏小学校 (2階以上)	4	翔陽中学校  (学校)	東6南12 24-3121	2,204 540	東橋北、十三四、東亜親睦、東和親睦、東和、東光、東徳、東栄和、桂、道管中央団地1、中央2、清和、東栄、交和、東1の13・14、十三交睦、東2条14・15親友、東盟、東明、東3南14親交会、東四条東睦、東3条共和、柏	翔陽中学校 (2階以上)	5	帯広小学校  (学校)	西8南5 22-1424	2,169 530	新興、三光、河南、西三条平和親睦、奉公、センターパーク、親栄、共栄、西3条南9丁目、西3条南10丁目、大6親睦、大7親友、大八遊友、大通9丁目親睦、大通南10丁目親睦、大通11丁目、大通12丁目、大通13丁目共和会、三和親睦、西1・4共親会、互親、六友会、七友会、西一八親睦、西1条南10丁目会、西1・11親交会、西1条12丁目親睦会、三・四同交会、西2の5、橋六、二・八、友信、西2条南10丁目共和、駅前、七福、開広、西11条橋南、西4南6開発官舎、センターシティ1、報和南、大和一、大和二、大和三、大和五、大和六、大和七、高倉西、新町中央、新町東、西条、西南部親交、緑園、十七、睦、中央、八条コーポ	帯広小学校 (2階以上)	6	光南小学校  (学校)	東5南20 24-5928	3,246 790	大19親和、親友、睦、平成、東1・15親和、文化街、南興、鈴蘭、光友親睦、更新、新交、東三四、公栄、20丁目、第一鉄心、鉄心、双栄、南鉄心、南友、田園、平原、南交、東進、東光、光南みなみ、クラックス、光南第一、南平原、南生、南親、和光、清南、松葉、南栄、南栄、新光、東豊、コーポ光南第一親睦会、東興、光南、東南、東方、光南東、南東団地	光南小学校 (2階以上)	7	明星小学校  (学校)	西4南23 24-4471	2,304 570	親栄、十九和、西5・19東、親和、十九丁目睦、協和親睦、明交、供和、育生、幸進、公明、更生、西1・15南親、新帯広平和、南六、明和親睦、南園親睦、新和、行幸、明盛、明和、常盛、大谷、啓明、明星、明星共和、互親、明星親睦、明光、永和、むつみ、第一啓明、新明、互交	明星小学校 (2階以上)
No.	施設名称	所在地 電話番号		避難所施設面積 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所																																																																																													
1	市民活動 プラザ六中  (その他)	東11南9 24-7598		1,249 770	柏光、東洋親睦、東苑、東明、若草、東オベリベリ親睦、東友東親、東十和、東	市民活動プラザ六中 (2階以上)																																																																																													
2	東小学校  (学校)	東7南2 23-4089		780 480	パトラ東、パトラ西南、パトラ中央、新パトラ、いたどり、春日東、春日西、春日南、若里、帯広発祥、清泉親睦、東、神護親睦、依田町、東睦、発祥親睦会、東4・5東栄、東3・4親睦、東2の2・3、世互親、東2・5、東1条若葉、東1・4睦、東6親交会、大正会、大回交睦、五盟、オリエンタルコーポ親睦会、神護、神護東	東小学校 (3階)																																																																																													
3	柏小学校  (学校)	東3南11 23-1234		896 560	農鉄跡南町、晩成、報徳、東郊協和、東九・七親睦、新泉、祥南第1、祥南第2、柏、柏親交、瑞穂、東6・9、東和、東5・7親睦、東和5・6親睦、祥和、東1・6親会、六交、和光、東二・七、東1・8誠心会、八交、親和、東富久、東和会、十交会、東4・6親共、東三・七交和、東四・七、東三・八、東4・8、東鳩、東方親睦	柏小学校 (2階以上)																																																																																													
4	翔陽中学校  (学校)	東6南12 24-3121		996 610	東橋北、十三四、東亜親睦、東和親睦、東和、東光、東徳、東栄和、桂、道管中央団地1、中央2、清和、東栄、交和、東1の13・14、十三交睦、東2条14・15親友、東盟、東明、東3南14親交会、東四条東睦、東3条共和、柏	翔陽中学校 (2階以上)																																																																																													
5	帯広小学校  (学校)	西8南5 22-1424		650 400	新興、三光、河南、西三条平和親睦、奉公、センターパーク、親栄、共栄、西3条南9丁目、西3条南10丁目、大6親睦、大7親友、大八遊友、大通9丁目親睦、大通南10丁目親睦、大通11丁目、大通12丁目、大通13丁目共和会、三和親睦、西1・4共親会、互親、六友会、七友会、西一八親睦、西1条南10丁目会、西1・11親交会、西1条12丁目親睦会、三・四同交会、西2の5、橋六、二・八、友信、西2条南10丁目共和、駅前、七福、開広、西11条橋南、西4南6開発官舎、センターシティ1、報和南、大和一、大和二、大和三、大和五、大和六、大和七、高倉西、新町中央、新町東、西条、西南部親交、緑園、十七、睦、中央、八条コーポ	帯広小学校 (2階以上)																																																																																													
6	光南小学校  (学校)	東5南20 24-5928	830 510	大19親和、親友、睦、平成、東1・15親和、文化街、南興、鈴蘭、光友親睦、更新、新交、東三四、公栄、20丁目、第一鉄心、鉄心、双栄、南鉄心、南友、田園、平原、南交、東進、東光、光南みなみ、クラックス、光南第一、南平原、南生、南親、和光、清南、松葉、南栄、南栄、新光、東豊、コーポ光南第一親睦会、東興、光南、東南、東方、光南東、南東団地	光南小学校 (2階以上)																																																																																														
7	明星小学校  (学校)	西4南23 24-4471	896 560	親栄、十九和、西5・19東、親和、十九丁目睦、協和親睦、明交、供和、育生、幸進、公明、更生、西1・15南親、新帯広平和、南六、明和親睦、南園親睦、新和、行幸、明盛、明和、常盛、大谷、啓明、明星、明星共和、互親、明星親睦、明光、永和、むつみ、第一啓明、新明、互交	明星小学校 (2階以上)																																																																																														
No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設面積 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所																																																																																														
1	市民活動 プラザ六中  (その他)	東11南9 24-7598	1,242 310	柏光、東洋親睦、東苑、東明、若草、東オベリベリ親睦、東友東親、東十和、東	市民活動プラザ六中 (2階以上)																																																																																														
2	東小学校  (学校)	東7南2 23-4089	1,804 430	パトラ東、パトラ西南、パトラ中央、新パトラ、いたどり、春日東、春日西、春日南、若里、帯広発祥、清泉親睦、東、神護親睦、依田町、東睦、発祥親睦会、東4・5東栄、東3・4親睦、東2の2・3、世互親、東2・5、東1条若葉、東1・4睦、東5親交会、大正会、大回交睦、五盟、オリエンタルコーポ親睦会、神護、神護東	東小学校 (3階)																																																																																														
3	柏小学校  (学校)	東3南11 23-1234	3,376 830	農鉄跡南町、晩成、報徳、東郊協和、東九・七親睦、新泉、祥南第1、祥南第2、柏、柏親交、瑞穂、東6・9、東和、東5・7親睦、東和5・6親睦、祥和、東1・6親会、六交、和光、東二・七、東1・8誠心会、八交、親和、東富久、東和会、十交会、東4・6親共、東三・七交和、東四・七、東三・八、東4・8、東鳩、東方親睦	柏小学校 (2階以上)																																																																																														
4	翔陽中学校  (学校)	東6南12 24-3121	2,204 540	東橋北、十三四、東亜親睦、東和親睦、東和、東光、東徳、東栄和、桂、道管中央団地1、中央2、清和、東栄、交和、東1の13・14、十三交睦、東2条14・15親友、東盟、東明、東3南14親交会、東四条東睦、東3条共和、柏	翔陽中学校 (2階以上)																																																																																														
5	帯広小学校  (学校)	西8南5 22-1424	2,169 530	新興、三光、河南、西三条平和親睦、奉公、センターパーク、親栄、共栄、西3条南9丁目、西3条南10丁目、大6親睦、大7親友、大八遊友、大通9丁目親睦、大通南10丁目親睦、大通11丁目、大通12丁目、大通13丁目共和会、三和親睦、西1・4共親会、互親、六友会、七友会、西一八親睦、西1条南10丁目会、西1・11親交会、西1条12丁目親睦会、三・四同交会、西2の5、橋六、二・八、友信、西2条南10丁目共和、駅前、七福、開広、西11条橋南、西4南6開発官舎、センターシティ1、報和南、大和一、大和二、大和三、大和五、大和六、大和七、高倉西、新町中央、新町東、西条、西南部親交、緑園、十七、睦、中央、八条コーポ	帯広小学校 (2階以上)																																																																																														
6	光南小学校  (学校)	東5南20 24-5928	3,246 790	大19親和、親友、睦、平成、東1・15親和、文化街、南興、鈴蘭、光友親睦、更新、新交、東三四、公栄、20丁目、第一鉄心、鉄心、双栄、南鉄心、南友、田園、平原、南交、東進、東光、光南みなみ、クラックス、光南第一、南平原、南生、南親、和光、清南、松葉、南栄、南栄、新光、東豊、コーポ光南第一親睦会、東興、光南、東南、東方、光南東、南東団地	光南小学校 (2階以上)																																																																																														
7	明星小学校  (学校)	西4南23 24-4471	2,304 570	親栄、十九和、西5・19東、親和、十九丁目睦、協和親睦、明交、供和、育生、幸進、公明、更生、西1・15南親、新帯広平和、南六、明和親睦、南園親睦、新和、行幸、明盛、明和、常盛、大谷、啓明、明星、明星共和、互親、明星親睦、明光、永和、むつみ、第一啓明、新明、互交	明星小学校 (2階以上)																																																																																														



帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																
P3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>所在地 電話番号</th> <th>避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人</th> <th>避難対象地区町内会</th> <th>洪水時の 指定緊急避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>第四中学校 (学校)</td> <td>西5南25 24-3511</td> <td>1,915 630</td> <td>南条、三友、明親、六栄東、六栄第一、六栄南橋、六栄第三、新成、四中、六栄歩、一条親交、二八、南家、三十三丁目、さつき、二十八区親交、南陵親和、丘の上、南ヶ丘、大湯、弥生、若草、新生、緑星、せせらぎ、緑山</td> <td>第四中学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>花園小学校 (学校)</td> <td>公園東町2 24-9123</td> <td>735 480</td> <td>西互助1 2、西互助、曙、西五条親交、灯下、黎明、新生、親盛、緑親、七緑、広和第一、広和第二、第三広和、月進、スズラン、緑、親交、緑星、柏葉、花露、緑新、公園東町、公園三〇、公園朝日、公園東町ハイツ1号、公園東町ハイツ2号、公園、公園東町ハイツ3号、緑生、新緑生</td> <td>花園小学校</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>啓西小学校 (学校)</td> <td>柏林台中町4 34-4659</td> <td>850 530</td> <td>中帯広南、柳華、柏林台北西、柏林台駅前、柏林台親和、柏林台西一、柏林台西、柏林台北、柏林台東町、柏林台第一、柏林台、柏林台南、柏林台中央、柏林台学園前、J&amp;Aアパート自治会、善友、東柏林台、柏新、柏林台中町2丁目、柏林台四ツ葉、パークサイド、北町第一、北町第二、柏林台北町第三自治会、柏林台ひまわり、柏林台すずらん、くろみ、柏西、柏林台中央団地自治会、観馬橋、柏新第一、新柏林台、柏林台西町、柏林台ニュータウン</td> <td>啓西小学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>緑丘小学校 (学校)</td> <td>西14南17 24-5630</td> <td>825 519</td> <td>西伸、若緑、寿、第一親緑、陸、泉、親緑、共親、丘の町、北斗、親和南、桜町、親和東、躍進、緑苑、広和、同栄、緑葉、双葉、むつぎ、緑親、緑ヶ丘第三、緑ヶ丘さくら、みどり親交、緑むつぎ、芳園、草園、南緑、緑光、十五日、緑栄、みどり、緑栄第一、緑勝、緑友、ひまわり、新緑、十五、1 2</td> <td>緑丘小学校</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>第五中学校 (学校)</td> <td>西16南4 34-5710</td> <td>1,015 630</td> <td>協和、和興、栄和、富貴、第一富貴、五中北、愛睦、緑西道富、和交、三・八東、北駒、新栄、新興、新柏林台南、新柏林台北、新柏林台中央、あやめ、南東、華駒西、華駒、緑林、南園第一、緑西、峰洋、新緑むつみ</td> <td>第五中学校</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>第八中学校 (学校)</td> <td>西17南6 35-6593</td> <td>895 550</td> <td>自衛隊西宿舎、緑交、あかしや、緑泉、和泉、あかしや中央、ときわ、美佐和、わかな、南南西、共和第一、緑南</td> <td>第八中学校</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>若葉小学校 (学校)</td> <td>西17南6 36-7371</td> <td>850 530</td> <td>共和南、若葉、共和第二親緑、十八緑、緑明、自由が丘二丁目、自由が丘第一、自由が丘弥生、自由が丘北都、西2 0条桜の森</td> <td>若葉小学校</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>帯広の森体育館 (体育館)</td> <td>帯広の森運動公園 48-8912</td> <td>1,924 1,200</td> <td>自由ヶ丘高台、おびひろの森西、3 6区</td> <td>帯広の森体育館</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>西陵中学校 (学校)</td> <td>西18南2 33-3007</td> <td>800 500</td> <td>東こまどり、こまどり、西しらべ、やなぎ、啓西第一、山望、三七北、西陵第1、啓新、山望北、山望南</td> <td>西陵中学校</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>広徳小学校 (学校)</td> <td>西19南3 33-8561</td> <td>645 400</td> <td>三友東、三友中央、三友西、3 7東、弥生、三七、広西、静光、静和、啓和</td> <td>広徳小学校 (2階)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>明和小学校 (学校)</td> <td>西19南4 34-5615</td> <td>695 430</td> <td>西常盤、西一九緑、十九条東、東常盤、野栄、晴見台東、晴見台西、柏南緑、今まびこ、西一九、川東あさがお、2 0条4、川東くろゆり、明和</td> <td>明和小学校 (2階以上)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	8	第四中学校 (学校)	西5南25 24-3511	1,915 630	南条、三友、明親、六栄東、六栄第一、六栄南橋、六栄第三、新成、四中、六栄歩、一条親交、二八、南家、三十三丁目、さつき、二十八区親交、南陵親和、丘の上、南ヶ丘、大湯、弥生、若草、新生、緑星、せせらぎ、緑山	第四中学校 (2階以上)	9	花園小学校 (学校)	公園東町2 24-9123	735 480	西互助1 2、西互助、曙、西五条親交、灯下、黎明、新生、親盛、緑親、七緑、広和第一、広和第二、第三広和、月進、スズラン、緑、親交、緑星、柏葉、花露、緑新、公園東町、公園三〇、公園朝日、公園東町ハイツ1号、公園東町ハイツ2号、公園、公園東町ハイツ3号、緑生、新緑生	花園小学校	10	啓西小学校 (学校)	柏林台中町4 34-4659	850 530	中帯広南、柳華、柏林台北西、柏林台駅前、柏林台親和、柏林台西一、柏林台西、柏林台北、柏林台東町、柏林台第一、柏林台、柏林台南、柏林台中央、柏林台学園前、J&Aアパート自治会、善友、東柏林台、柏新、柏林台中町2丁目、柏林台四ツ葉、パークサイド、北町第一、北町第二、柏林台北町第三自治会、柏林台ひまわり、柏林台すずらん、くろみ、柏西、柏林台中央団地自治会、観馬橋、柏新第一、新柏林台、柏林台西町、柏林台ニュータウン	啓西小学校 (2階以上)	11	緑丘小学校 (学校)	西14南17 24-5630	825 519	西伸、若緑、寿、第一親緑、陸、泉、親緑、共親、丘の町、北斗、親和南、桜町、親和東、躍進、緑苑、広和、同栄、緑葉、双葉、むつぎ、緑親、緑ヶ丘第三、緑ヶ丘さくら、みどり親交、緑むつぎ、芳園、草園、南緑、緑光、十五日、緑栄、みどり、緑栄第一、緑勝、緑友、ひまわり、新緑、十五、1 2	緑丘小学校	12	第五中学校 (学校)	西16南4 34-5710	1,015 630	協和、和興、栄和、富貴、第一富貴、五中北、愛睦、緑西道富、和交、三・八東、北駒、新栄、新興、新柏林台南、新柏林台北、新柏林台中央、あやめ、南東、華駒西、華駒、緑林、南園第一、緑西、峰洋、新緑むつみ	第五中学校	13	第八中学校 (学校)	西17南6 35-6593	895 550	自衛隊西宿舎、緑交、あかしや、緑泉、和泉、あかしや中央、ときわ、美佐和、わかな、南南西、共和第一、緑南	第八中学校	14	若葉小学校 (学校)	西17南6 36-7371	850 530	共和南、若葉、共和第二親緑、十八緑、緑明、自由が丘二丁目、自由が丘第一、自由が丘弥生、自由が丘北都、西2 0条桜の森	若葉小学校	15	帯広の森体育館 (体育館)	帯広の森運動公園 48-8912	1,924 1,200	自由ヶ丘高台、おびひろの森西、3 6区	帯広の森体育館	16	西陵中学校 (学校)	西18南2 33-3007	800 500	東こまどり、こまどり、西しらべ、やなぎ、啓西第一、山望、三七北、西陵第1、啓新、山望北、山望南	西陵中学校	17	広徳小学校 (学校)	西19南3 33-8561	645 400	三友東、三友中央、三友西、3 7東、弥生、三七、広西、静光、静和、啓和	広徳小学校 (2階)	18	明和小学校 (学校)	西19南4 34-5615	695 430	西常盤、西一九緑、十九条東、東常盤、野栄、晴見台東、晴見台西、柏南緑、今まびこ、西一九、川東あさがお、2 0条4、川東くろゆり、明和	明和小学校 (2階以上)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>所在地 電話番号</th> <th>避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人</th> <th>避難対象地区町内会</th> <th>洪水時の 指定緊急避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>第四中学校 (学校)</td> <td>西5南25 24-3511</td> <td>2,159 530</td> <td>南条、三友、明親、六栄東、六栄第一、六栄南橋、六栄第三、新成、四中、六栄歩、一条親交、二八、南家、三十三丁目、さつき、二十八区親交、南陵親和、丘の上、南ヶ丘、大湯、弥生、若草、新生、緑星、せせらぎ、緑山</td> <td>第四中学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>花園小学校 (学校)</td> <td>公園東町2 24-9123</td> <td>2,479 610</td> <td>西互助1 2、西互助、曙、西五条親交、灯下、黎明、新生、親盛、緑親、七緑、広和第一、広和第二、第三広和、月進、スズラン、緑、親交、緑星、柏葉、花園、緑新、公園東町、公園三〇、公園朝日、公園東町ハイツ1号、公園東町ハイツ2号、公園、公園東町ハイツ3号、緑生、新緑生</td> <td>花園小学校</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>啓西小学校 (学校)</td> <td>柏林台中町4 34-4659</td> <td>3,345 820</td> <td>中帯広南、柳華、柏林台北西、柏林台駅前、柏林台親和、柏林台西一、柏林台西、柏林台北、柏林台東町、柏林台第一、柏林台、柏林台南、柏林台中央、柏林台学園前、J&amp;Aアパート自治会、善友、東柏林台、柏新、柏林台中町2丁目、柏林台四ツ葉、パークサイド、北町第一、北町第二、柏林台北町第三自治会、柏林台ひまわり、柏林台すずらん、くろみ、柏西、柏林台中央団地自治会、観馬橋、柏新第一、新柏林台、柏林台西町、柏林台ニュータウン</td> <td>啓西小学校 (2階以上)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>緑丘小学校 (学校)</td> <td>西14南17 24-5630</td> <td>3,035 750</td> <td>西伸、若緑、寿、第一親緑、陸、泉、親緑、共親、丘の町、北斗、親和南、桜町、親和東、躍進、緑苑、広和、同栄、緑葉、双葉、むつぎ、緑親、緑ヶ丘第三、緑ヶ丘さくら、みどり親交、緑むつぎ、芳園、草園、南緑、緑光、十五日、緑栄、みどり、緑栄第一、緑勝、緑友、ひまわり、新緑、十五、1 2</td> <td>緑丘小学校</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>第五中学校 (学校)</td> <td>西16南4 34-5710</td> <td>2,279 560</td> <td>協和、和興、栄和、富貴、第一富貴、五中北、愛睦、緑西道富、和交、三・八東、北駒、新栄、新興、新柏林台南、新柏林台北、新柏林台中央、あやめ、南東、華駒西、華駒、緑林、南園第一、緑西、峰洋、新緑むつみ</td> <td>第五中学校</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>第八中学校 (学校)</td> <td>西17南6 35-6593</td> <td>2,237 540</td> <td>自衛隊西宿舎、緑交、あかしや、緑泉、和泉、あかしや中央、ときわ、美佐和、わかな、南南西、共和第一、緑南</td> <td>第八中学校</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>若葉小学校 (学校)</td> <td>西17南6 36-7371</td> <td>3,082 760</td> <td>共和南、若葉、共和第二親緑、十八緑、緑明、自由が丘二丁目、自由が丘第一、自由が丘弥生、自由が丘北都、西2 0条桜の森</td> <td>若葉小学校</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>帯広の森体育館 (体育館)</td> <td>帯広の森運動公園 48-8912</td> <td>1,924 480</td> <td>自由ヶ丘高台、おびひろの森西、3 6区</td> <td>帯広の森体育館</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>西陵中学校 (学校)</td> <td>西18南2 33-3007</td> <td>2,240 550</td> <td>東こまどり、こまどり、西しらべ、やなぎ、啓西第一、山望、三七北、西陵第1、啓新、山望北、山望南</td> <td>西陵中学校</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>広徳小学校 (学校)</td> <td>西19南3 33-8561</td> <td>3,114 770</td> <td>三友東、三友中央、三友西、3 7東、弥生、三七、広西、静光、静和、啓和</td> <td>広徳小学校 (2階)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>明和小学校 (学校)</td> <td>西19南4 34-5615</td> <td>3,066 750</td> <td>西常盤、西一九緑、十九条東、東常盤、野栄、晴見台東、晴見台西、柏南緑、今まびこ、西一九、川東あさがお、2 0条4、川東くろゆり、明和</td> <td>明和小学校 (2階以上)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	8	第四中学校 (学校)	西5南25 24-3511	2,159 530	南条、三友、明親、六栄東、六栄第一、六栄南橋、六栄第三、新成、四中、六栄歩、一条親交、二八、南家、三十三丁目、さつき、二十八区親交、南陵親和、丘の上、南ヶ丘、大湯、弥生、若草、新生、緑星、せせらぎ、緑山	第四中学校 (2階以上)	9	花園小学校 (学校)	公園東町2 24-9123	2,479 610	西互助1 2、西互助、曙、西五条親交、灯下、黎明、新生、親盛、緑親、七緑、広和第一、広和第二、第三広和、月進、スズラン、緑、親交、緑星、柏葉、花園、緑新、公園東町、公園三〇、公園朝日、公園東町ハイツ1号、公園東町ハイツ2号、公園、公園東町ハイツ3号、緑生、新緑生	花園小学校	10	啓西小学校 (学校)	柏林台中町4 34-4659	3,345 820	中帯広南、柳華、柏林台北西、柏林台駅前、柏林台親和、柏林台西一、柏林台西、柏林台北、柏林台東町、柏林台第一、柏林台、柏林台南、柏林台中央、柏林台学園前、J&Aアパート自治会、善友、東柏林台、柏新、柏林台中町2丁目、柏林台四ツ葉、パークサイド、北町第一、北町第二、柏林台北町第三自治会、柏林台ひまわり、柏林台すずらん、くろみ、柏西、柏林台中央団地自治会、観馬橋、柏新第一、新柏林台、柏林台西町、柏林台ニュータウン	啓西小学校 (2階以上)	11	緑丘小学校 (学校)	西14南17 24-5630	3,035 750	西伸、若緑、寿、第一親緑、陸、泉、親緑、共親、丘の町、北斗、親和南、桜町、親和東、躍進、緑苑、広和、同栄、緑葉、双葉、むつぎ、緑親、緑ヶ丘第三、緑ヶ丘さくら、みどり親交、緑むつぎ、芳園、草園、南緑、緑光、十五日、緑栄、みどり、緑栄第一、緑勝、緑友、ひまわり、新緑、十五、1 2	緑丘小学校	12	第五中学校 (学校)	西16南4 34-5710	2,279 560	協和、和興、栄和、富貴、第一富貴、五中北、愛睦、緑西道富、和交、三・八東、北駒、新栄、新興、新柏林台南、新柏林台北、新柏林台中央、あやめ、南東、華駒西、華駒、緑林、南園第一、緑西、峰洋、新緑むつみ	第五中学校	13	第八中学校 (学校)	西17南6 35-6593	2,237 540	自衛隊西宿舎、緑交、あかしや、緑泉、和泉、あかしや中央、ときわ、美佐和、わかな、南南西、共和第一、緑南	第八中学校	14	若葉小学校 (学校)	西17南6 36-7371	3,082 760	共和南、若葉、共和第二親緑、十八緑、緑明、自由が丘二丁目、自由が丘第一、自由が丘弥生、自由が丘北都、西2 0条桜の森	若葉小学校	15	帯広の森体育館 (体育館)	帯広の森運動公園 48-8912	1,924 480	自由ヶ丘高台、おびひろの森西、3 6区	帯広の森体育館	16	西陵中学校 (学校)	西18南2 33-3007	2,240 550	東こまどり、こまどり、西しらべ、やなぎ、啓西第一、山望、三七北、西陵第1、啓新、山望北、山望南	西陵中学校	17	広徳小学校 (学校)	西19南3 33-8561	3,114 770	三友東、三友中央、三友西、3 7東、弥生、三七、広西、静光、静和、啓和	広徳小学校 (2階)	18	明和小学校 (学校)	西19南4 34-5615	3,066 750	西常盤、西一九緑、十九条東、東常盤、野栄、晴見台東、晴見台西、柏南緑、今まびこ、西一九、川東あさがお、2 0条4、川東くろゆり、明和	明和小学校 (2階以上)	被害想定の見直しに伴う避難者数及び感染症対策に伴う収容スペースの見直しに伴う修正
No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所																																																																																																																																														
8	第四中学校 (学校)	西5南25 24-3511	1,915 630	南条、三友、明親、六栄東、六栄第一、六栄南橋、六栄第三、新成、四中、六栄歩、一条親交、二八、南家、三十三丁目、さつき、二十八区親交、南陵親和、丘の上、南ヶ丘、大湯、弥生、若草、新生、緑星、せせらぎ、緑山	第四中学校 (2階以上)																																																																																																																																														
9	花園小学校 (学校)	公園東町2 24-9123	735 480	西互助1 2、西互助、曙、西五条親交、灯下、黎明、新生、親盛、緑親、七緑、広和第一、広和第二、第三広和、月進、スズラン、緑、親交、緑星、柏葉、花露、緑新、公園東町、公園三〇、公園朝日、公園東町ハイツ1号、公園東町ハイツ2号、公園、公園東町ハイツ3号、緑生、新緑生	花園小学校																																																																																																																																														
10	啓西小学校 (学校)	柏林台中町4 34-4659	850 530	中帯広南、柳華、柏林台北西、柏林台駅前、柏林台親和、柏林台西一、柏林台西、柏林台北、柏林台東町、柏林台第一、柏林台、柏林台南、柏林台中央、柏林台学園前、J&Aアパート自治会、善友、東柏林台、柏新、柏林台中町2丁目、柏林台四ツ葉、パークサイド、北町第一、北町第二、柏林台北町第三自治会、柏林台ひまわり、柏林台すずらん、くろみ、柏西、柏林台中央団地自治会、観馬橋、柏新第一、新柏林台、柏林台西町、柏林台ニュータウン	啓西小学校 (2階以上)																																																																																																																																														
11	緑丘小学校 (学校)	西14南17 24-5630	825 519	西伸、若緑、寿、第一親緑、陸、泉、親緑、共親、丘の町、北斗、親和南、桜町、親和東、躍進、緑苑、広和、同栄、緑葉、双葉、むつぎ、緑親、緑ヶ丘第三、緑ヶ丘さくら、みどり親交、緑むつぎ、芳園、草園、南緑、緑光、十五日、緑栄、みどり、緑栄第一、緑勝、緑友、ひまわり、新緑、十五、1 2	緑丘小学校																																																																																																																																														
12	第五中学校 (学校)	西16南4 34-5710	1,015 630	協和、和興、栄和、富貴、第一富貴、五中北、愛睦、緑西道富、和交、三・八東、北駒、新栄、新興、新柏林台南、新柏林台北、新柏林台中央、あやめ、南東、華駒西、華駒、緑林、南園第一、緑西、峰洋、新緑むつみ	第五中学校																																																																																																																																														
13	第八中学校 (学校)	西17南6 35-6593	895 550	自衛隊西宿舎、緑交、あかしや、緑泉、和泉、あかしや中央、ときわ、美佐和、わかな、南南西、共和第一、緑南	第八中学校																																																																																																																																														
14	若葉小学校 (学校)	西17南6 36-7371	850 530	共和南、若葉、共和第二親緑、十八緑、緑明、自由が丘二丁目、自由が丘第一、自由が丘弥生、自由が丘北都、西2 0条桜の森	若葉小学校																																																																																																																																														
15	帯広の森体育館 (体育館)	帯広の森運動公園 48-8912	1,924 1,200	自由ヶ丘高台、おびひろの森西、3 6区	帯広の森体育館																																																																																																																																														
16	西陵中学校 (学校)	西18南2 33-3007	800 500	東こまどり、こまどり、西しらべ、やなぎ、啓西第一、山望、三七北、西陵第1、啓新、山望北、山望南	西陵中学校																																																																																																																																														
17	広徳小学校 (学校)	西19南3 33-8561	645 400	三友東、三友中央、三友西、3 7東、弥生、三七、広西、静光、静和、啓和	広徳小学校 (2階)																																																																																																																																														
18	明和小学校 (学校)	西19南4 34-5615	695 430	西常盤、西一九緑、十九条東、東常盤、野栄、晴見台東、晴見台西、柏南緑、今まびこ、西一九、川東あさがお、2 0条4、川東くろゆり、明和	明和小学校 (2階以上)																																																																																																																																														
No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所																																																																																																																																														
8	第四中学校 (学校)	西5南25 24-3511	2,159 530	南条、三友、明親、六栄東、六栄第一、六栄南橋、六栄第三、新成、四中、六栄歩、一条親交、二八、南家、三十三丁目、さつき、二十八区親交、南陵親和、丘の上、南ヶ丘、大湯、弥生、若草、新生、緑星、せせらぎ、緑山	第四中学校 (2階以上)																																																																																																																																														
9	花園小学校 (学校)	公園東町2 24-9123	2,479 610	西互助1 2、西互助、曙、西五条親交、灯下、黎明、新生、親盛、緑親、七緑、広和第一、広和第二、第三広和、月進、スズラン、緑、親交、緑星、柏葉、花園、緑新、公園東町、公園三〇、公園朝日、公園東町ハイツ1号、公園東町ハイツ2号、公園、公園東町ハイツ3号、緑生、新緑生	花園小学校																																																																																																																																														
10	啓西小学校 (学校)	柏林台中町4 34-4659	3,345 820	中帯広南、柳華、柏林台北西、柏林台駅前、柏林台親和、柏林台西一、柏林台西、柏林台北、柏林台東町、柏林台第一、柏林台、柏林台南、柏林台中央、柏林台学園前、J&Aアパート自治会、善友、東柏林台、柏新、柏林台中町2丁目、柏林台四ツ葉、パークサイド、北町第一、北町第二、柏林台北町第三自治会、柏林台ひまわり、柏林台すずらん、くろみ、柏西、柏林台中央団地自治会、観馬橋、柏新第一、新柏林台、柏林台西町、柏林台ニュータウン	啓西小学校 (2階以上)																																																																																																																																														
11	緑丘小学校 (学校)	西14南17 24-5630	3,035 750	西伸、若緑、寿、第一親緑、陸、泉、親緑、共親、丘の町、北斗、親和南、桜町、親和東、躍進、緑苑、広和、同栄、緑葉、双葉、むつぎ、緑親、緑ヶ丘第三、緑ヶ丘さくら、みどり親交、緑むつぎ、芳園、草園、南緑、緑光、十五日、緑栄、みどり、緑栄第一、緑勝、緑友、ひまわり、新緑、十五、1 2	緑丘小学校																																																																																																																																														
12	第五中学校 (学校)	西16南4 34-5710	2,279 560	協和、和興、栄和、富貴、第一富貴、五中北、愛睦、緑西道富、和交、三・八東、北駒、新栄、新興、新柏林台南、新柏林台北、新柏林台中央、あやめ、南東、華駒西、華駒、緑林、南園第一、緑西、峰洋、新緑むつみ	第五中学校																																																																																																																																														
13	第八中学校 (学校)	西17南6 35-6593	2,237 540	自衛隊西宿舎、緑交、あかしや、緑泉、和泉、あかしや中央、ときわ、美佐和、わかな、南南西、共和第一、緑南	第八中学校																																																																																																																																														
14	若葉小学校 (学校)	西17南6 36-7371	3,082 760	共和南、若葉、共和第二親緑、十八緑、緑明、自由が丘二丁目、自由が丘第一、自由が丘弥生、自由が丘北都、西2 0条桜の森	若葉小学校																																																																																																																																														
15	帯広の森体育館 (体育館)	帯広の森運動公園 48-8912	1,924 480	自由ヶ丘高台、おびひろの森西、3 6区	帯広の森体育館																																																																																																																																														
16	西陵中学校 (学校)	西18南2 33-3007	2,240 550	東こまどり、こまどり、西しらべ、やなぎ、啓西第一、山望、三七北、西陵第1、啓新、山望北、山望南	西陵中学校																																																																																																																																														
17	広徳小学校 (学校)	西19南3 33-8561	3,114 770	三友東、三友中央、三友西、3 7東、弥生、三七、広西、静光、静和、啓和	広徳小学校 (2階)																																																																																																																																														
18	明和小学校 (学校)	西19南4 34-5615	3,066 750	西常盤、西一九緑、十九条東、東常盤、野栄、晴見台東、晴見台西、柏南緑、今まびこ、西一九、川東あさがお、2 0条4、川東くろゆり、明和	明和小学校 (2階以上)																																																																																																																																														

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁		現 行 (令和3年3月)					修 正 案 (令和4年4月予定)					備 考
P4												被害想定の見直しに伴う避難者数及び感染症対策に伴う収容スペースの見直しに伴う修正
No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	
19	総合体育館 (2階・裏アリーナ+車庫)  (体育施設及び公園)	大通北1 22-7828	5,696 3,440	川北、光北、北親、西蘭香、新十勝大橋、北栄、音石、三和、西2条南1丁目、西2条2・3親交、聴視聴、北光親睦、三吉親交、みどり、神苑昭睦、大川町親和、北星、リバーサイド、明神、東1条北郵政	総合体育館 (2階以上)	19	総合体育館 (2階・裏アリーナ+車庫)  (体育施設及び公園)	大通北1 22-7828	5,696 1,420	川北、光北、北親、西蘭香、新十勝大橋、北栄、音石、三和、西2条南1丁目、西2条2・3親交、聴視聴、北光親睦、三吉親交、みどり、神苑昭睦、大川町親和、北星、リバーサイド、明神、東1条北郵政	総合体育館 (2階以上)	
20	第一中学校  (学校)	西13北7 34-3939	1,018 630	北交、北進、北愛、若草、共和、泰北、北興、長和、新北西、一中啓北、親成、立北東	第一中学校 (2階以上)	20	第一中学校  (学校)	西13北7 34-3939	2,262 550	北交、北進、北愛、若草、共和、泰北、北興、長和、新北西、一中啓北、親成、立北東	第一中学校 (2階以上)	
21	啓北小学校  (学校)	西14北7 36-7754	690 430	青葉、立北中央、北一線、北友、北協和、緑勝、北星、立北西、報和、桜、西16条北2開発、北一親睦、六号栄、北伸、栄北、緑勝、新栄、北伸第一、あづさ、いずみ野	啓北小学校 (2階以上)	21	啓北小学校  (学校)	西14北7 36-7754	2,226 550	青葉、立北中央、北一線、北友、北協和、緑勝、北星、立北西、報和、桜、西16条北2開発、北一親睦、六号栄、北伸、栄北、緑勝、新栄、北伸第一、あづさ、いずみ野	啓北小学校 (2階以上)	
22	栄小学校  (学校)	西17北1 36-4873	850 530	柏友、北親和、栄、中帯広東、白鳩、西16条新和、大心西、第一報和、報友、中帯広西、中帯広北、広栄、17条新和、光栄、大心中央、大心東、栄町、北星、西18条新和、正進親睦	栄小学校 (2階以上)	22	栄小学校  (学校)	西17北1 36-4873	2,836 690	柏友、北親和、栄、中帯広東、白鳩、西16条新和、大心西、第一報和、報友、中帯広西、中帯広北、広栄、17条新和、光栄、大心中央、大心東、栄町、北星、西18条新和、正進親睦	栄小学校 (2階以上)	
23	北栄小学校  (学校)	西7南1 24-5697	928 570	北鳳、権和、三吉、北栄隣組、新栄、交和、寛裕、第一交和、西10条北親、北興、拓栄、拓光東、拓光、北明、北郊、西13条北、西14条親睦、玄友親睦、西央、緑栄、玄進	北栄小学校 (2階以上)	23	北栄小学校  (学校)	西7南1 24-5697	2,844 700	北鳳、権和、三吉、北栄隣組、新栄、交和、寛裕、第一交和、西10条北親、北興、拓栄、拓光東、拓光、北明、北郊、西13条北、西14条親睦、玄友親睦、西央、緑栄、玄進	北栄小学校 (2階以上)	
24	森の里小学校  (学校)	西22南4 36-5437	738 460	ボテト、西中島通り、森の里、星の森、ふしこ、森の里東	森の里小学校	24	森の里小学校  (学校)	西22南4 36-5437	2,338 570	ボテト、西中島通り、森の里、星の森、ふしこ、森の里東	森の里小学校	
25	緑園中学校  (学校)	西22南4 36-7819	1,018 630	新緑、新緑南、ニュータウン自治会、関西中央	緑園中学校	25	緑園中学校  (学校)	西22南4 36-7819	2,492 610	新緑、新緑南、ニュータウン自治会、関西中央	緑園中学校	
26	南商業高校  (学校)	西21南5 34-5852	1,256 780	協和南、20条希望、青空、協和20条、とりで、アルバータ通り	南商業高校	26	南商業高校  (学校)	西21南5 34-5852	1,256 310	協和南、20条希望、青空、協和20条、とりで、アルバータ通り	南商業高校	
27	関西小学校  (学校)	西22南3 36-8723	690 430	関西35区、おふね、関西、関西ひがし、かえて、緑園西、新緑第2団地自治会、西21新興、工業、開明、西21条若菜	関西小学校	27	関西小学校  (学校)	西22南3 36-8723	2,938 720	関西35区、おふね、関西、関西ひがし、かえて、緑園西、新緑第2団地自治会、西21新興、工業、開明、西21条若菜	関西小学校	
28	三条高校  (学校)	西23南2 37-5501	1,050 650	西11号つくし、三条高校西、柳橋、共愛、西13号、西の森、あけぼの、津田の森、ヒルデス25	三条高校	28	三条高校  (学校)	西23南2 37-5501	1,154 280	西11号つくし、三条高校西、柳橋、共愛、西13号、西の森、あけぼの、津田の森、ヒルデス25	三条高校	
29	つつじが丘小学校  (学校)	西24南3 37-8222	928 570	タウン24、フリースタ25、つつじ、ウエスト25、新西、つつじ24、リバーサイド24、ふれあい、みずみ、のぞみ	つつじが丘小学校	29	つつじが丘小学校  (学校)	西24南3 37-8222	1,767 430	タウン24、フリースタ25、つつじ、ウエスト25、新西、つつじ24、リバーサイド24、ふれあい、みずみ、のぞみ	つつじが丘小学校	
30	第二中学校  (学校)	西24南1 37-2010	910 560	西帯広中央、西帯広親睦、西交友、道管ひまわり、西14号団地、西帯広南町、32区共正、十五号	第二中学校	30	第二中学校  (学校)	西24南1 37-2010	2,758 670	西帯広中央、西帯広親睦、西交友、道管ひまわり、西14号団地、西帯広南町、32区共正、十五号	第二中学校	
31	豊成小学校  (学校)	清流西1丁目 48-2558	845 520	豊成北、南新和、下稲田、下稲田東、工場前、帯広南橋、豊栄、新稲田、いずみ、稲豊、稲田中央、ひじり東、清流の里北	豊成小学校 (2階) ベルクラシック帯広 (2階)	31	豊成小学校  (学校)	清流西1丁目 48-2558	2,936 720	豊成北、南新和、下稲田、下稲田東、工場前、帯広南橋、豊栄、新稲田、いずみ、稲豊、稲田中央、ひじり東、清流の里北	豊成小学校 (2階) ベルクラシック帯広 (2階)	

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)					修 正 案 (令和4年4月予定)					備 考			
P5	No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	被害想定の見直しに伴う避難者数及び感染症対策に伴う収容スペースの見直しに伴う修正  令和4年4月1日の大空学園義務教育学校の供用開始に伴う修正	
	32	稲田小学校 (学校)	西15南39 48-5454	854 530	日野、稲田、農校前東、みなみ野学園通り、進興 (5町内会 約1,020戸 約2,210人)	稲田小学校	32	稲田小学校 (学校)	西15南39 48-5454	2,542 620	日野、稲田、農校前東、みなみ野学園通り、進興 (6町内会 約1,080戸 約2,150人)	稲田小学校		
	33	北高校 (学校)	稲田町基線8 47-0121	1,311 810	上稲田、ひじり西、清流の里東、清流の里西、清流の里中央、清流まなび野、ぼっぼ橋、機関庫の川公園南、清流ハヤブサ、下川西 (10町内会 約1,480戸 約3,410人)	北高校 (2階以上)	33	北高校 (学校)	稲田町基線8 47-0121	1,311 320	上稲田、ひじり西、清流の里東、清流の里西、清流の里中央、清流まなび野、ぼっぼ橋、機関庫の川公園南、清流ハヤブサ、下川西 (10町内会 約1,840戸 約4,320人)	北高校 (2階以上)		
	34	農業高校 (学校)	稲田町西1線 48-3051	750 460	駒翠、帯広農業高校、新駒翠、美朝 (4町内会 約600戸 約840人)	農業高校	34	農業高校 (学校)	稲田町西1線 48-3051	1,901 460	駒翠、帯広農業高校、新駒翠、美朝 (4町内会 約670戸 約780人)	農業高校		
	35	南町中学校 (学校)	西17南35 48-3181	893 650	松南、大門街、栄団地、新栄、松竹、南町南、別府団地、南町中央、豊丘、東共栄、春光、南花園、公南、豊橋、南町南ヶ丘、南栄、自衛隊東宿舎、西春光、善隣、みなみ野、りんどう、新弥生、稲田団地自治会、稲田団地1号棟自治会、つくし野、新南町、南町タウン (27町内会 約3,930戸 約7,870人)	南町中学校	35	南町中学校 (学校)	西17南35 48-3181	2,693 660	松南、大門街、栄団地、新栄、松竹、南町南、別府団地、南町中央、豊丘、東共栄、春光、南花園、公南、豊橋、南町南ヶ丘、南栄、自衛隊東宿舎、西春光、善隣、みなみ野、りんどう、新弥生、稲田団地自治会、稲田団地1号棟自治会、つくし野、新南町、南町タウン (27町内会 約3,810戸 約7,560人)	南町中学校		
	36	帯広の森 コミュニティ センター (その他)	空港南町 南11線 47-3974	548 340	南の森棟、帯広の森、空港第一、南の森西七、東別府、拓進、帯広刑務所宿舎、ほのぼの、みなみ野中央、みなみ野北、緑橋高校南、みなみ野緑観 (12町内会 約1,780戸 約3,810人)	■広の森コミュニティセンター	36	帯広の森 コミュニティ センター (その他)	空港南町 南11線 47-3974	548 130	南の森棟、帯広の森、空港第一、南の森西七、東別府、拓進、帯広刑務所宿舎、ほのぼの、みなみ野中央、みなみ野北、緑橋高校南、みなみ野緑観 (13町内会 約2,180戸 約4,190人)	■広の森コミュニティセンター		
	37	大空小学校 (学校)	大空町3 48-7672	800 500	大空町第6、大空町第8、大空町第9、大空町第10、大空町第12、大空町第13、大空町第14、大空町第15、大空町第18、大空町第17、大空町第19、大空町第5、大空町第18、大空町第1、大空町第2、大空町第7、大空町第9、大空町第40、大空町第44 (19町内会 約1,030戸 約2,030人)	大空小学校	37	大空学園義務教育 学校 (学校)	大空町11 48-5089	4,760 1,180	大空町第1、大空町第2、大空町第3、大空町第4、大空町第5、大空町第6、大空町第7、大空町第8、大空町第9、大空町第10、大空町第12、大空町第13、大空町第14、大空町第15、大空町第16、大空町第17、大空町第18、大空町第19、大空町第22、大空町第23、大空町第24、大空町第25、大空町第26、大空町第27、大空町第28、大空町第29、大空町第32、大空町第34、大空町第35、大空町第36、大空町第37、大空町第38、大空町第39、大空町第40、大空町第41、大空町第43、大空町第44 (37町内会 約2,280戸 約4,380人)	大空学園義務教育学校		
	38	大空中学校 (学校)	大空町11 48-5089	810 600	大空町第24、大空町第25、大空町第29、大空町第41、大空町第37、大空町第23、大空町第26、大空町第28、大空町第32、大空町第38、大空町第43、大空町第34、大空町第27、大空町第35、大空町第22、大空町第36、大空町第4、大空町第3 (19町内会 約1,200戸 約2,390人)	大空中学校	38	川西中学校 (学校)	川西町西3 59-2014	717 170	川西、北川西、南川西、中川西、新川西、新生、東豊西、西豊西、本豊西、南豊西、別府、中別府 (12町内会 約560戸 約1,170人)	川西中学校		
	39	川西中学校 (学校)	川西町西3 59-2014	567 350	川西、北川西、南川西、中川西、新川西、新生、東豊西、西豊西、本豊西、南豊西、別府、中別府 (12町内会 約520戸 約1,200人)	川西中学校	39	富士農業 センター (その他)	富士町西3 64-5787	197 40	中富士、東富士、西富士、南富士 (4町内会 約80戸 約270人)	富士農業センター		
	40	富士農業 センター (その他)	富士町西3 64-5787	197 120	中富士、東富士、西富士、南富士 (4町内会 約80戸 約290人)	富士農業センター	40	上帯広農業 センター (その他)	上帯広町西1 65-4170	122 30	南基松、北基松、上帯広市街、北上帯広、東上帯広、南上帯広 (6町内会 約130戸 約420人)	上帯広農業センター		
	41	上帯広農業 センター (その他)	上帯広町西1 65-4170	122 70	南基松、北基松、上帯広市街、北上帯広、東上帯広、南上帯広 (6町内会 約110戸 約410人)	上帯広農業センター	41	清川中学校 (学校)	清川町西2 60-2055	746 180	西美栄、東美栄、中清川、清川、東清川、日甜清川農場 (6町内会 約120戸 約420人)	清川中学校		
	42	清川中学校 (学校)	清川町西2 60-2055	567 350	西美栄、東美栄、中清川、清川、東清川、日甜清川農場 (6町内会 約120戸 約420人)	清川中学校	42	太平農業 センター (その他)	太平町西7 60-2829	124 30	太平 (1町内会 約40戸 約130人)	太平農業センター		
	43	太平農業 センター (その他)	太平町西7 60-2829	124 70	太平 (1町内会 約40戸 約130人)	太平農業センター	43	広野小学校 (学校)	広野町西1 60-2643	808 190	北広野、南広野、広野市街、北八千代、中八千代、八千代、拓成 (7町内会 約180戸 約530人)	広野小学校		
	44	広野小学校 (学校)	広野町西1 60-2643	430 260	北広野、南広野、広野市街、北八千代、中八千代、八千代、拓成 (7町内会 約180戸 約530人)	広野小学校	44	戸島林業 センター (その他)	上清川町西1 65-4170	173 40	戸島、上清川 (2町内会 約90戸 約280人)	戸島林業センター		
	45	戸島林業 センター (その他)	上清川町西1 65-4170	173 100	戸島、上清川 (2町内会 約90戸 約280人)	戸島林業センター	45							

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)					修 正 案 (令和4年4月予定)					備 考																																																																																																												
P6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>所在地 電話番号</th> <th>避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人</th> <th>避難対象地区町内会</th> <th>洪水時の 指定緊急避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46</td> <td>爱国小学校 (その他)</td> <td>爱国町基線 64-4751</td> <td>560 350</td> <td>爱国、爱国南、北爱国 (3町内会 約190戸 約500人)</td> <td>爱国小学校</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>桜木農業 センター (その他)</td> <td>桜木町東2 64-4641</td> <td>128 80</td> <td>桜木町東、桜木町西、桜木町南、桜木町北 (4町内会 約90戸 約210人)</td> <td>桜木農業センター</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>第七中学校 (学校)</td> <td>大正町444 64-5140</td> <td>567 350</td> <td>昭和町東、昭和町越前、東和、大正町加賀、大正町幸一、昭和町親幸 (6町内会 約240戸 約730人)</td> <td>第七中学校</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>大正農業者 トレーニング センター (その他)</td> <td>大正本町西1 64-5342</td> <td>764 470</td> <td>大正本町第一、大正本町第二、大正本町第三、大正本町第四 (4町内会 約430戸 約1,050人)</td> <td>大正農業者トレーニング センター</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>中戸篤会館 (その他)</td> <td>中島町 64-4243</td> <td>31 10</td> <td>中島町中戸篤、中島町戸篤 (2町内会 約20戸 約120人)</td> <td>中戸篤会館</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>以平農業 センター (その他)</td> <td>以平町西8 65-4170</td> <td>167 100</td> <td>以平東、以平第二、以平第三、睦、上以平、大和 (6町内会 約90戸 約330人)</td> <td>以平農業センター</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>幸福農業 センター (その他)</td> <td>幸福町東1線 65-4170</td> <td>150 90</td> <td>幸福、種苗管理センター十勝農場 (2町内会 約70戸 約210人)</td> <td>幸福農業センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定箇所数 箇所 収容可能人数計 人</td> <td></td> <td>52 26,910</td> <td>(764町内会 約83,450戸 約165,370人)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	46	爱国小学校 (その他)	爱国町基線 64-4751	560 350	爱国、爱国南、北爱国 (3町内会 約190戸 約500人)	爱国小学校	47	桜木農業 センター (その他)	桜木町東2 64-4641	128 80	桜木町東、桜木町西、桜木町南、桜木町北 (4町内会 約90戸 約210人)	桜木農業センター	48	第七中学校 (学校)	大正町444 64-5140	567 350	昭和町東、昭和町越前、東和、大正町加賀、大正町幸一、昭和町親幸 (6町内会 約240戸 約730人)	第七中学校	49	大正農業者 トレーニング センター (その他)	大正本町西1 64-5342	764 470	大正本町第一、大正本町第二、大正本町第三、大正本町第四 (4町内会 約430戸 約1,050人)	大正農業者トレーニング センター	50	中戸篤会館 (その他)	中島町 64-4243	31 10	中島町中戸篤、中島町戸篤 (2町内会 約20戸 約120人)	中戸篤会館	51	以平農業 センター (その他)	以平町西8 65-4170	167 100	以平東、以平第二、以平第三、睦、上以平、大和 (6町内会 約90戸 約330人)	以平農業センター	52	幸福農業 センター (その他)	幸福町東1線 65-4170	150 90	幸福、種苗管理センター十勝農場 (2町内会 約70戸 約210人)	幸福農業センター		指定箇所数 箇所 収容可能人数計 人		52 26,910	(764町内会 約83,450戸 約165,370人)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>所在地 電話番号</th> <th>避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人</th> <th>避難対象地区町内会</th> <th>洪水時の 指定緊急避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td>爱国小学校 (その他)</td> <td>爱国町基線 64-4751</td> <td>928 220</td> <td>爱国、爱国南、北爱国 (3町内会 約200戸 約450人)</td> <td>爱国小学校</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>桜木農業 センター (その他)</td> <td>桜木町東2 64-4641</td> <td>128 30</td> <td>桜木町東、桜木町西、桜木町南、桜木町北 (4町内会 約60戸 約210人)</td> <td>桜木農業センター</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>第七中学校 (学校)</td> <td>大正町444 64-5140</td> <td>1,417 350</td> <td>昭和町東、昭和町越前、東和、大正町加賀、大正町幸一、昭和町親幸 (6町内会 約280戸 約760人)</td> <td>第七中学校</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>大正農業者 トレーニング センター (その他)</td> <td>大正本町西1 64-5342</td> <td>764 190</td> <td>大正本町第一、大正本町第二、大正本町第三、大正本町第四 (4町内会 約390戸 約890人)</td> <td>大正農業者トレーニング センター</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>中戸篤会館 (その他)</td> <td>中島町 64-4243</td> <td>31 7</td> <td>中島町中戸篤、中島町戸篤 (2町内会 約30戸 約130人)</td> <td>中戸篤会館</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>以平農業 センター (その他)</td> <td>以平町西8 65-4170</td> <td>167 40</td> <td>以平東、以平第二、以平第三、睦、上以平、大和 (6町内会 約90戸 約290人)</td> <td>以平農業センター</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>幸福農業 センター (その他)</td> <td>幸福町東1線 65-4170</td> <td>150 30</td> <td>幸福、種苗管理センター十勝農場 (2町内会 約120戸 約240人)</td> <td>幸福農業センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定箇所数 箇所 収容可能人数計 人</td> <td></td> <td>51 24,257</td> <td>(763町内会 約86,390戸 約162,000人)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所	45	爱国小学校 (その他)	爱国町基線 64-4751	928 220	爱国、爱国南、北爱国 (3町内会 約200戸 約450人)	爱国小学校	46	桜木農業 センター (その他)	桜木町東2 64-4641	128 30	桜木町東、桜木町西、桜木町南、桜木町北 (4町内会 約60戸 約210人)	桜木農業センター	47	第七中学校 (学校)	大正町444 64-5140	1,417 350	昭和町東、昭和町越前、東和、大正町加賀、大正町幸一、昭和町親幸 (6町内会 約280戸 約760人)	第七中学校	48	大正農業者 トレーニング センター (その他)	大正本町西1 64-5342	764 190	大正本町第一、大正本町第二、大正本町第三、大正本町第四 (4町内会 約390戸 約890人)	大正農業者トレーニング センター	49	中戸篤会館 (その他)	中島町 64-4243	31 7	中島町中戸篤、中島町戸篤 (2町内会 約30戸 約130人)	中戸篤会館	50	以平農業 センター (その他)	以平町西8 65-4170	167 40	以平東、以平第二、以平第三、睦、上以平、大和 (6町内会 約90戸 約290人)	以平農業センター	51	幸福農業 センター (その他)	幸福町東1線 65-4170	150 30	幸福、種苗管理センター十勝農場 (2町内会 約120戸 約240人)	幸福農業センター		指定箇所数 箇所 収容可能人数計 人		51 24,257	(763町内会 約86,390戸 約162,000人)		被害想定の見直しに伴う避難者数及び感染症対策に伴う収容スペースの見直しに伴う修正
No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所																																																																																																																		
46	爱国小学校 (その他)	爱国町基線 64-4751	560 350	爱国、爱国南、北爱国 (3町内会 約190戸 約500人)	爱国小学校																																																																																																																		
47	桜木農業 センター (その他)	桜木町東2 64-4641	128 80	桜木町東、桜木町西、桜木町南、桜木町北 (4町内会 約90戸 約210人)	桜木農業センター																																																																																																																		
48	第七中学校 (学校)	大正町444 64-5140	567 350	昭和町東、昭和町越前、東和、大正町加賀、大正町幸一、昭和町親幸 (6町内会 約240戸 約730人)	第七中学校																																																																																																																		
49	大正農業者 トレーニング センター (その他)	大正本町西1 64-5342	764 470	大正本町第一、大正本町第二、大正本町第三、大正本町第四 (4町内会 約430戸 約1,050人)	大正農業者トレーニング センター																																																																																																																		
50	中戸篤会館 (その他)	中島町 64-4243	31 10	中島町中戸篤、中島町戸篤 (2町内会 約20戸 約120人)	中戸篤会館																																																																																																																		
51	以平農業 センター (その他)	以平町西8 65-4170	167 100	以平東、以平第二、以平第三、睦、上以平、大和 (6町内会 約90戸 約330人)	以平農業センター																																																																																																																		
52	幸福農業 センター (その他)	幸福町東1線 65-4170	150 90	幸福、種苗管理センター十勝農場 (2町内会 約70戸 約210人)	幸福農業センター																																																																																																																		
	指定箇所数 箇所 収容可能人数計 人		52 26,910	(764町内会 約83,450戸 約165,370人)																																																																																																																			
No.	施設名称	所在地 電話番号	避難所施設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	洪水時の 指定緊急避難場所																																																																																																																		
45	爱国小学校 (その他)	爱国町基線 64-4751	928 220	爱国、爱国南、北爱国 (3町内会 約200戸 約450人)	爱国小学校																																																																																																																		
46	桜木農業 センター (その他)	桜木町東2 64-4641	128 30	桜木町東、桜木町西、桜木町南、桜木町北 (4町内会 約60戸 約210人)	桜木農業センター																																																																																																																		
47	第七中学校 (学校)	大正町444 64-5140	1,417 350	昭和町東、昭和町越前、東和、大正町加賀、大正町幸一、昭和町親幸 (6町内会 約280戸 約760人)	第七中学校																																																																																																																		
48	大正農業者 トレーニング センター (その他)	大正本町西1 64-5342	764 190	大正本町第一、大正本町第二、大正本町第三、大正本町第四 (4町内会 約390戸 約890人)	大正農業者トレーニング センター																																																																																																																		
49	中戸篤会館 (その他)	中島町 64-4243	31 7	中島町中戸篤、中島町戸篤 (2町内会 約30戸 約130人)	中戸篤会館																																																																																																																		
50	以平農業 センター (その他)	以平町西8 65-4170	167 40	以平東、以平第二、以平第三、睦、上以平、大和 (6町内会 約90戸 約290人)	以平農業センター																																																																																																																		
51	幸福農業 センター (その他)	幸福町東1線 65-4170	150 30	幸福、種苗管理センター十勝農場 (2町内会 約120戸 約240人)	幸福農業センター																																																																																																																		
	指定箇所数 箇所 収容可能人数計 人		51 24,257	(763町内会 約86,390戸 約162,000人)																																																																																																																			

帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 案 (令和4年4月予定)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
P7	資料1 - 2 指定緊急避難場所一覧表(第4章第6節「避難体制整備計画」関係) (略)	資料1 - 2 指定緊急避難場所一覧表(第4章第6節「避難体制整備計画」関係) (略)	令和4年4月1日の大空学園義務教育学校の供用開始に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
P9	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">階層</th> <th colspan="4">対象となる異常な現象の種類</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>土砂</th> <th>地震</th> <th>大規模火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">31</td> <td>豊成小学校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>洪水-2階</td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>12,895㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">32</td> <td>稲田小学校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>17,714㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">33</td> <td>北高校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>洪水-2階以上</td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>38,206㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">34</td> <td>農業高校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>32,680㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">35</td> <td>南町中学校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>23,089㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">36</td> <td>帯広の森コミセン 館内</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,500㎡</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td><del>大空小学校 体育館等</del></td> <td><del>3</del></td> <td><del>○</del></td> <td><del>-</del></td> <td><del>○</del></td> <td><del>-</del></td> <td><del>14,934㎡</del></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">38</td> <td>大空中学校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>16,415㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">39</td> <td>川西中学校 体育館等</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>18,137㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40</td> <td>富士農業センター 館内</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>12,300㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">41</td> <td>上帯広農業センター 館内</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>2,700㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">42</td> <td>清川中学校 体育館等</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>16,057㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">43</td> <td>太平農業センター 館内</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>2,700㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">44</td> <td>広野小学校 体育館等</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>10,445㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">45</td> <td>戸篤林業センター 館内</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1,500㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">46</td> <td>愛国小学校 体育館等</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>9,198㎡</td> </tr> </tbody> </table>	番号		施設名	階層	対象となる異常な現象の種類				備考	洪水	土砂	地震	大規模火災	31	豊成小学校 体育館等	3	○	-	○	-	洪水-2階	校 庭		-	-	○	○	12,895㎡	32	稲田小学校 体育館等	3	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	17,714㎡	33	北高校 体育館等	3	○	-	○	-	洪水-2階以上	校 庭		-	-	○	○	38,206㎡	34	農業高校 体育館等	3	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	32,680㎡	35	南町中学校 体育館等	3	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	23,089㎡	36	帯広の森コミセン 館内	2	○	-	○	-		敷 地		-	-	○	○	1,500㎡	37	<del>大空小学校 体育館等</del>	<del>3</del>	<del>○</del>	<del>-</del>	<del>○</del>	<del>-</del>	<del>14,934㎡</del>	38	大空中学校 体育館等	3	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	16,415㎡	39	川西中学校 体育館等	2	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	18,137㎡	40	富士農業センター 館内	1	○	-	○	-		敷 地		-	-	○	-	12,300㎡	41	上帯広農業センター 館内	1	○	-	○	-		敷 地		-	-	○	-	2,700㎡	42	清川中学校 体育館等	2	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	16,057㎡	43	太平農業センター 館内	1	○	-	○	-		敷 地		-	-	○	-	2,700㎡	44	広野小学校 体育館等	2	○	○	○	-		校 庭		-	-	○	○	10,445㎡	45	戸篤林業センター 館内	1	○	○	○	-		敷 地		-	-	○	-	1,500㎡	46	愛国小学校 体育館等	2	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	9,198㎡	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">階層</th> <th colspan="4">対象となる異常な現象の種類</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>土砂</th> <th>地震</th> <th>大規模火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">31</td> <td>豊成小学校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>洪水-2階</td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>12,895㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">32</td> <td>稲田小学校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>17,714㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">33</td> <td>北高校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>洪水-2階以上</td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>38,206㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">34</td> <td>農業高校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>32,680㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">35</td> <td>南町中学校 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>23,089㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">36</td> <td>帯広の森コミセン 館内</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,500㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">37</td> <td>大空学園 体育館等</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>義務教育学校 校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>16,415㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">38</td> <td>川西中学校 体育館等</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>18,137㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">39</td> <td>富士農業センター 館内</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>12,300㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40</td> <td>上帯広農業センター 館内</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>2,700㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">41</td> <td>清川中学校 体育館等</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>16,057㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">42</td> <td>太平農業センター 館内</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>2,700㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">43</td> <td>広野小学校 体育館等</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>10,445㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">44</td> <td>戸篤林業センター 館内</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷 地</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1,500㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">45</td> <td>愛国小学校 体育館等</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 庭</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>9,198㎡</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	階層	対象となる異常な現象の種類				備考	洪水	土砂	地震	大規模火災	31	豊成小学校 体育館等	3	○	-	○	-	洪水-2階	校 庭		-	-	○	○	12,895㎡	32	稲田小学校 体育館等	3	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	17,714㎡	33	北高校 体育館等	3	○	-	○	-	洪水-2階以上	校 庭		-	-	○	○	38,206㎡	34	農業高校 体育館等	3	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	32,680㎡	35	南町中学校 体育館等	3	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	23,089㎡	36	帯広の森コミセン 館内	2	○	-	○	-		敷 地		-	-	○	○	1,500㎡	37	大空学園 体育館等	3	○	-	○	-		義務教育学校 校 庭		-	-	○	○	16,415㎡	38	川西中学校 体育館等	2	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	18,137㎡	39	富士農業センター 館内	1	○	-	○	-		敷 地		-	-	○	-	12,300㎡	40	上帯広農業センター 館内	1	○	-	○	-		敷 地		-	-	○	-	2,700㎡	41	清川中学校 体育館等	2	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○	16,057㎡	42	太平農業センター 館内	1	○	-	○	-		敷 地		-	-	○	-	2,700㎡	43	広野小学校 体育館等	2	○	○	○	-		校 庭		-	-	○	○	10,445㎡	44	戸篤林業センター 館内	1	○	○	○	-		敷 地		-	-	○	-	1,500㎡	45	愛国小学校 体育館等	2	○	-	○	-		校 庭		-	-	○	○
番号	施設名		階層			対象となる異常な現象の種類					備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		洪水		土砂	地震	大規模火災																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
31	豊成小学校 体育館等	3	○	-	○	-	洪水-2階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	校 庭		-	-	○	○	12,895㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
32	稲田小学校 体育館等	3	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	17,714㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
33	北高校 体育館等	3	○	-	○	-	洪水-2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	校 庭		-	-	○	○	38,206㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
34	農業高校 体育館等	3	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	32,680㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
35	南町中学校 体育館等	3	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	23,089㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
36	帯広の森コミセン 館内	2	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	○	1,500㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
37	<del>大空小学校 体育館等</del>	<del>3</del>	<del>○</del>	<del>-</del>	<del>○</del>	<del>-</del>	<del>14,934㎡</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
38	大空中学校 体育館等	3	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	16,415㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
39	川西中学校 体育館等	2	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	18,137㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
40	富士農業センター 館内	1	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	-	12,300㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
41	上帯広農業センター 館内	1	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	-	2,700㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
42	清川中学校 体育館等	2	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	16,057㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
43	太平農業センター 館内	1	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	-	2,700㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
44	広野小学校 体育館等	2	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	10,445㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
45	戸篤林業センター 館内	1	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	-	1,500㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
46	愛国小学校 体育館等	2	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	9,198㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
番号	施設名	階層	対象となる異常な現象の種類				備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			洪水	土砂	地震	大規模火災																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
31	豊成小学校 体育館等	3	○	-	○	-	洪水-2階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	校 庭		-	-	○	○	12,895㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
32	稲田小学校 体育館等	3	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	17,714㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
33	北高校 体育館等	3	○	-	○	-	洪水-2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	校 庭		-	-	○	○	38,206㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
34	農業高校 体育館等	3	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	32,680㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
35	南町中学校 体育館等	3	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	23,089㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
36	帯広の森コミセン 館内	2	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	○	1,500㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
37	大空学園 体育館等	3	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	義務教育学校 校 庭		-	-	○	○	16,415㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
38	川西中学校 体育館等	2	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	18,137㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
39	富士農業センター 館内	1	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	-	12,300㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
40	上帯広農業センター 館内	1	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	-	2,700㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
41	清川中学校 体育館等	2	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	16,057㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
42	太平農業センター 館内	1	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	-	2,700㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
43	広野小学校 体育館等	2	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	10,445㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
44	戸篤林業センター 館内	1	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	敷 地		-	-	○	-	1,500㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
45	愛国小学校 体育館等	2	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	校 庭		-	-	○	○	9,198㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													



帯広市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)							修 正 案 (令和4年4月予定)							備 考			
	P10	番 号	施 設 名	階 層	対象となる異常な現象の種類				備 考	番 号	施 設 名	階 層	対象となる異常な現象の種類				備 考	
					洪 水	土 砂	地 震	大規模火災					洪 水	土 砂		地 震		大規模火災
	47	桜木農業センター 館内敷地	1	○	-	○	-		46	桜木農業センター 館内敷地	1	○	-	○	-	12,000㎡	令和4年4月1日の大空学園義務教育学校の供用開始に伴う修正	
	48	第七中学校 体育館等校庭	3	○	-	○	-	15,037㎡	47	第七中学校 体育館等校庭	3	○	-	○	-	15,037㎡		
	49	大正農業者トレセン館内敷地	2	○	-	○	-	洪水-2階 6,500㎡	48	大正農業者トレセン館内敷地	2	○	-	○	-	洪水-2階 6,500㎡		
	50	中戸篤会館 館内敷地	1	○	-	○	-	200㎡	49	中戸篤会館 館内敷地	1	○	-	○	-	200㎡		
	51	以平農業センター 館内敷地	1	○	-	○	-	12,000㎡	50	以平農業センター 館内敷地	1	○	-	○	-	12,000㎡		
	52	幸福農業センター 館内敷地	1	○	-	○	-	6,000㎡	51	幸福農業センター 館内敷地	1	○	-	○	-	6,000㎡		
	53	帯広市役所	12	○	-	-	-	洪水-2階以上	52	帯広市役所	12	○	-	-	-	洪水-2階以上		
	54	とかちプラザ	6	○	-	○	-		53	とかちプラザ	6	○	-	○	-			
	55	帯広の交流館・十勝	1	○	-	○	-		54	帯広の交流館・十勝	1	○	-	○	-			
	56	ベルクラシック帯広	2	○	-	○	-	洪水-2階、一時避難所	55	ベルクラシック帯広	2	○	-	○	-	洪水-2階、一時避難所		
	57	西小学校	3	○	-	-	-		56	西小学校	3	○	-	-	-			
	58	くりりんセンター	2	○	-	-	-	洪水-2階	57	くりりんセンター	2	○	-	-	-	洪水-2階		
	59	八千代農業センター	1	-	○	-	-		58	八千代農業センター	1	-	○	-	-			
	60	中央公園		-	-	-	○	広域避難場所	59	中央公園		-	-	-	○	広域避難場所		
	61	大通公園		-	-	-	○	広域避難場所	60	大通公園		-	-	-	○	広域避難場所		
	62	南公園		-	-	-	○	広域避難場所	61	南公園		-	-	-	○	広域避難場所		
	63	グリーンパーク		-	-	-	○	広域避難場所	62	グリーンパーク		-	-	-	○	広域避難場所		
	64	緑ヶ丘公園		-	-	-	○	広域避難場所	63	緑ヶ丘公園		-	-	-	○	広域避難場所		
	65	柏林台公園		-	-	-	○	広域避難場所	64	柏林台公園		-	-	-	○	広域避難場所		
	66	西町公園		-	-	-	○	広域避難場所	65	西町公園		-	-	-	○	広域避難場所		
	67	白樺公園		-	-	-	○	広域避難場所	66	白樺公園		-	-	-	○	広域避難場所		
	68	帯広競馬場		-	-	-	○	広域避難場所	67	帯広競馬場		-	-	-	○	広域避難場所		
	69	あづき公園		-	-	-	○	広域避難場所	68	あづき公園		-	-	-	○	広域避難場所		
	70	南町野球場		-	-	-	○	広域避難場所	69	南町野球場		-	-	-	○	広域避難場所		
		計		58	3	106	55			計		57	3	105	54			